



港区子ども・子育て 支援事業計画

Minato City Child and Child-rearing Support Business Plan

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

港区子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

港区ではここ数年、毎年約 2,900 人の子どもが生まれ、0 歳から 14 歳までの年少人口は、平成 27 年 1 月の 29,519 人から令和 2 年 1 月には 35,740 人と 5 年間で 6,221 人増えました。

年少人口の増加に対応するため、区では、平成 27 年 4 月から令和 2 年 4 月までの 5 年間で保育定員を約 2,400 人拡大し、総定員 9,033 人、学童クラブ定員を約 1,000 人拡大し、総定員 3,309 人としました。こうした取組が実り、平成 31 年 4 月には、保育園の待機児童ゼロを達成しました。引き続き、待機児童ゼロの継続に向け、保育定員の拡大に取り組んでまいります。

本計画は、令和 2 年度から 5 年間の子ども・子育て支援に関する区取組をまとめたものです。

令和 2 年 4 月から区立児童発達支援センターを開設し、障害児への支援を推進してまいります。また、多子世帯に対する支援の取組として、第 2 子以降の子どもを対象に保育園の保育料や給食費を無料とするとともに、私立幼稚園の保育料と給食費を補助します。さらに、双子や三つ子など多胎児の出産費用助成の増額などを実施します。

令和 3 年 4 月には、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」を南青山五丁目に開設します。

増加する児童虐待や非行、DV などの子どもと家庭の問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、里親委託、施設等への措置、家庭復帰、自立支援まで、子どもの権利を擁護し、地域の関係機関と連携して迅速に切れ目なく支援してまいります。

区は、区民の皆さんをはじめ、関係者の方々と力を合わせ、本計画に計上した施策を計画的かつ着実に推進し、すべての子育て家庭に向けて、子ども・子育て支援施策の充実に取り組み、本計画がめざす将来像である「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

結びに、子どもの保護者や学識経験者、子ども・子育て支援関係団体の代表者などからなる港区子ども・子育て会議や区民の皆様からパブリックコメントにおいて、貴重なご意見やご提案等をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

港区長 武井 雅昭

目 次

第1章	総論	1
1	計画の策定の背景と目的	3
	(1) 背景	3
	(2) 目的	3
2	子ども・子育て支援新制度の仕組み	4
	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要	4
	(2) 保育の必要性の認定について	6
	(3) 幼児教育・保育の無償化について	7
3	児童相談所の設置と新たな事務	8
4	計画の位置づけ	9
5	計画の対象	10
6	計画の期間	10
7	計画の策定体制	10
第2章	基本的な考え方	11
1	子育て支援に関するこれまでの取組	13
	(1) 教育・保育施設等の充実	15
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実	15
	(3) 子ども・子育て支援の質の向上	15
	(4) 在宅での子育て支援の充実	15
	(5) 特別な支援を必要とする子育て家庭への支援	16
2	本計画の基本理念	16
3	本計画が目指す将来像	17
4	本計画の基本方針	17
第3章	施策内容	19
1	教育・保育提供区域について	21
	(1) 提供区域の設定	21
	(2) 児童人口の推計	21
	(3) 区内の幼稚園・保育園等の配置状況	22
2	施設・事業の「量の見込み」の算出方法	23
3	計画の体系	24
4	事業内容	27
	基本方針1 教育・保育施設等の充実	27
	基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実	33
	基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	47
	基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保	49
	基本方針5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	53

基本方針 6	特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実	55
基本方針 7	ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	61
基本方針 8	放課後対策の総合的な推進	63
基本方針 9	子どもの健全な育成に向けた施策の充実	66
基本方針 10	子どもの未来を応援する施策の充実	70

第4章 推進体制 73

1	計画の推進体制	75
	(1) 推進体制	75
	(2) 進捗管理	75

資料編 77

1	統計からみる港区の現状	79
	(1) 港区の人口	79
	(2) 合計特殊出生率	80
	(3) 障害のある18歳未満の子どもの推移	81
	(4) 外国人人口の推移	82
	(5) 世帯数の推移	83
	(6) 区の18歳未満の子どものいる世帯数の推移	84
	(7) 区の就労環境	84
	(8) 区の労働力率	85
2	港区子ども・子育て支援二一ズ調査結果	86
	(1) 調査結果の概要	86
3	国の手引きによる「量の見込み」の算出方法	94
	(1) 現在の家庭類型の算出	94
	(2) 潜在的な家庭類型の算出	95
	(3) サービスの利用意向率・回数の算出	95
	(4) 今後の区の子育て家庭の類型を推計	96
	(5) 家庭類型別の「量の見込み」を推計	96
4	子どもの未来応援施策の一覧	97
	(1) 教育・学習の支援	97
	(2) 生活環境の安定の支援	99
	(3) 経済的安定の支援	107
	(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	110
5	答申	111
6	法令等	112
	(1) 子ども・子育て支援法	112

第 1 章

総論

1 計画の策定の背景と目的

(1) 背景

平成 24 (2012) 年 8 月に、子ども及び子どもを養育する人に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、「子ども・子育て支援法」を中心とする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 (2015) 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」が実施されました。

新制度では、全ての子どもを対象とした「子ども・子育て支援」を社会全体で取り組むことを目指し、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることとして、全ての区市町村が平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までの 5 年間に計画期間とした子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進してきました。

区は、保育園の待機児童解消を区政の最重要課題に位置付け、区立保育園の開設や私立認可保育園の誘致、開設間もない保育園の空きクラスを活用した 1 歳児定員の拡大などに取り組み、平成 31 (2019) 年 4 月に待機児童ゼロを達成しました。一方、区内では用地等の確保が難しいため、民間ビルを活用した園庭のない私立認可保育園等が増え、園児の遊び場所の確保が課題となっています。

平成 28 (2016) 年 6 月には、児童福祉法が改正され、平成 29 (2017) 年 4 月以降、特別区においても児童相談所の設置が可能となったことを受け、区は、児童相談所の設置を決定しました。区内の家庭が生き生きと子育てを楽しむことができるよう、多様な文化や人との出会い・交流や学習の場として子育てを応援するとともに、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能を一体化させ、総合的に支援していくため、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設である（仮称）港区子ども家庭総合支援センター（令和 3 (2021) 年 4 月開設予定）の開設準備を進めています。

令和元 (2019) 年 6 月には、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、区市町村に子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努力義務化されるとともに、10 月からは幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

区では、前港区子ども・子育て支援事業計画における取組を踏まえつつ、国等の動向や関係法令の改正、社会経済状況の変化を勘案しながら、今後も見込まれる年少人口の増加に対する適切な教育・保育の提供体制を実現するとともに多様化している子ども・子育て支援をめぐる諸課題に柔軟に対応し、全ての子どもの健やかな育ちと明るい未来を実現する子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に進める必要があります。

(2) 目的

子ども・子育て支援に関する事業を実施するにあたり、幼児期の教育・保育、子育て支援の二ーズを把握し、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、区の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、第 2 期の「港区子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 子ども・子育て支援新制度の仕組み

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

平成 27 (2015) 年から実施されている新制度では、幼稚園等の幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を、個人の権利として保障するために、子どものための教育・保育給付制度が導入されるとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施することとしています。

区は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するとともに、事業の円滑な実施に取り組んでいます。

子ども・子育て支援給付

- 子どものための教育・保育給付
(小学校に入学する前までの子どもが対象)
 - 施設型給付
 - ・ 幼稚園
 - ・ 保育園
 - ・ 認定こども園
 - 地域型保育給付
 - ・ 小規模保育
 - ・ 居宅訪問型保育
 - ・ 事業所内保育
 - ・ 家庭的保育 (区では実施していません)
- 子どものための現金給付
(中学校を卒業する前までの子どもが対象)
 - 児童手当
- 子育てのための施設等利用給付
 - 施設等利用費の給付

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業 (延長保育事業)
- 放課後児童クラブ事業 (学童クラブ事業)
- 子育て短期支援事業
(ショートステイ事業)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
(子育てひろば事業)
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
(病児・病後児保育事業)
- 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体の参入促進事業

1) 施設型給付

● 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。

【対象児童】 3歳~就学前

【利用条件】 制限なし

- 保育園

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。

【対象児童】 0歳～就学前

【利用条件】 共働き世帯など、保護者による家庭での保育が困難であること

- 認定こども園

従来の幼稚園・保育園の枠組みを超えて、教育と保育を一体的に行います。幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っているのが特徴で、4種類に分類されます。

【対象児童】 0歳～就学前

【利用条件】 幼稚園的機能として利用する場合は幼稚園、保育所的機能として利用する場合は保育園と同じ条件となります。

【認定こども園の種類と内容】

区 分	内 容
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たす。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす。

※区では、令和2（2020）年3月末時点で、保育所型の認定こども園を1箇所実施しています。

2) 地域型保育給付

0～2歳の子どもの対象に、地域の様々な資源を活用して保育の場を提供する事業（以下「地域型保育事業」という。）を実施します。

- 小規模保育事業

家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（6人～19人）を対象にきめ細かな保育を行います。

- 居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅にベビーシッターや保育士が訪問して1対1で保育を行います。

- 事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員の子どものと地域の子どものと一緒に保育します。

- 家庭的保育事業（区では、保育の質の確保などの課題があることから、実施していません。）

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

(2) 保育の必要性の認定について

幼稚園、保育園や地域型保育事業の利用においては、保育の必要性の認定区分に応じて、利用できる事業が異なります。

1) 認定区分

認定区分	対象となる子ども	保育の必要量	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などで、家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園、認定こども園 地域型保育事業
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などで、家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園、認定こども園 地域型保育事業

保育短時間：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

保育標準時間：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）

2) 保育を必要とする事由

保育園などで保育を必要とする認定区分（2号認定、3号認定）については、保護者のそれぞれが次のいずれかに該当することで認定されます。

- 就労（月48時間以上）
- 妊娠、出産
- 疾病、障害
- 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

(3) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年（2019）年10月より、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳～5歳の子ども、住民税非課税世帯等の0歳～2歳の子どもの保育料が無償化されました。

幼児教育・保育の無償化の主な対象となる3歳～5歳の子どもについては、すでに教育・保育施設等に通っている場合が多いことから、幼児教育・保育の無償化によって新たに施設の利用希望が増加することは見込んでいません。また、就園先の決定に当たっては、経済的な負担感よりも保護者の就労状況が影響すると考えられ、保育料の無償化が幼稚園と保育園等への利用意向に大きく影響するものではないと想定していますが、各施設等の毎年の利用状況を確認するなど、無償化後の保護者の動向について、今後も注視していく必要があります。

なお、保育園では、これまで基本の保育料には給食費などが含まれており、負担能力に応じて区が保護者から徴収していました。令和元（2019）年10月の幼児教育・保育の無償化の開始に合わせ、食事の提供に要する経費は、在宅子育て世帯においてもかかる経費であり、これまででも区では、高齢者や障害者のサービスにおいても食事の提供に要する経費はご負担いただいているなど、他の行政サービスとの受益者負担の公平性にも配慮する必要があることから保育園については給食費を徴収することとしています。

1) 認可保育園、認定こども園、港区保育室を利用する場合

【対象児童】 保育の必要性の認定事由に該当する3歳～5歳の全ての子ども
住民税非課税世帯の0歳～2歳の子ども

【無償化の内容】 保育料の無償化（給食費・延長保育料・送迎費・行事費などは無償化の範囲外）

【対象施設】 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室

2) 認証保育所や認可外保育施設等を利用する場合

【対象児童】 保育の必要性の認定事由に該当する3歳～5歳の全ての子ども
住民税非課税世帯の0歳～2歳の子ども

【無償化の内容】 月額利用料（上限あり）

※区独自の助成を上乘せし、認可保育園の保育料との差額を助成しています。

【対象施設】 認証保育所、認可外保育施設、みなと保育サポート、一時預かり事業
病児保育室、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび（ファミリー・サポート・センター事業）

3) 幼稚園を利用する場合

【対象児童】 区立・私立幼稚園に通う全ての子ども

【無償化の内容】 区立幼稚園：保育料の無償化

私立幼稚園：区内私立幼稚園平均保育料額まで無償化（区の独自助成含む）

4) 障害児通所支援を利用する場合

【対象児童】 障害児通所支援を利用する3歳～5歳の全ての子ども

【無償化の内容】 児童福祉法に基づくサービス費用の利用者負担額（食費等の実費負担は範囲外）

3 児童相談所の設置と新たな事務

児童虐待や非行をはじめ、あらゆる子どもの問題に対し、保護者、地域、行政が協力して子どもの命と権利を守る環境を整備することは、基礎自治体である区の責務です。

区が設置する児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題、子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を問題の発見から解決まで切れ目なく行います。

令和3（2021）年度に、区が児童相談所を設置することに伴い、現在東京都が処理している次の事務（児童相談所設置市事務）を区が処理することとなります。

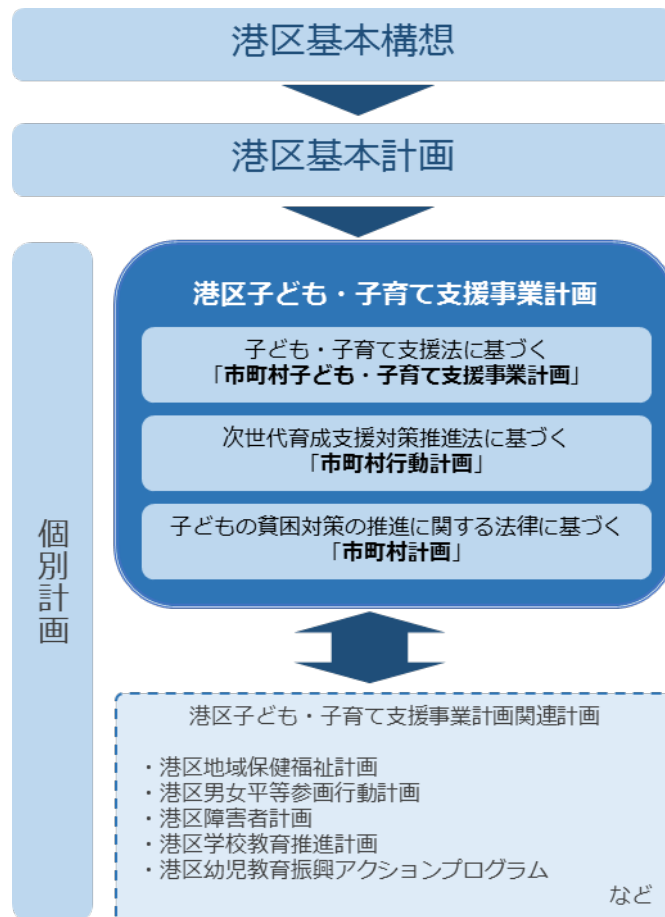
	事務	内容
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	児童福祉審議会は、里親の認定、子どもの権利擁護、保育園の認可などに関することについて答申を行うとともに、児童虐待事例の検証等を行います。
2	里親に関する事務	希望者に対して、里親としての適性などを確認して、認定を行います。
3	児童委員に関する事務	児童委員の能力の向上に向けた指導・研修を行います。
4	指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院を指定します。
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定などを行います。
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費、障害児施設医療費の支給を行います。
7	児童自立生活援助事業に関する事務（自立援助ホーム）	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
8	児童福祉施設に関する事務	施設の設置認可、報告の徴収などを行います。
9	認可外保育施設に関する事務	施設への指導・監督を行います。
10	小規模住居型養育事業に関する事務（ファミリーホーム）	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
11	障害児通所支援事業に関する事務	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
12	一時預かり事業等に関する事務	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害児入所施設や、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報公開を行います。
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行います。
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当の申請に必要な認定診断書を作成します。
16	療育手帳に係る判定事務	18歳未満の子どもへの愛の手帳（療育手帳）の交付に必要な、知的障害の有無や程度の判定、報告を行います。

4 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定することが可能なことから、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、令和元（2019）年6月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」の3つの計画を一体的な計画として策定します。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針で示されている、母性の健康の確保及び増進、子育てを支援する生活環境の整備、地域における子育ての支援の記載事項については、子ども・子育て支援法の基本指針にはない記載事項であるため、該当する区の重点施策について、本計画に記載します。



5 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、事業所、行政、その他子ども・子育て支援に関する団体等を対象としています。

6 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、次世代育成支援対策推進法は平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間の時限立法であることから、本計画に含まれる市町村行動計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの後期計画として策定します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画も5年間とします。

7 計画の策定体制

区では、平成25（2013）年6月、港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子どもの保護者や学識経験者、子ども・子育て支援関係団体の代表者等で構成する港区子ども・子育て会議を条例により設置しました。

港区子ども・子育て会議では、十分かつ活発な議論と慎重な審議を重ね、本計画策定にあたっての意見を区長に答申するとともに、検討案について専門的な立場からの意見や地域の実態を踏まえた意見をいただき、本計画に反映しました。

なお、本計画の策定にあたっては、平成30（2018）年度に港区子ども・子育て支援ニーズ調査を実施するとともに、庁内では副区長を会長とし部長級職員で構成する港区子育て支援推進会議等で検討を行いました。

【港区子ども・子育て会議からの答申と本計画への反映状況】

港区子ども・子育て会議からの答申	本計画への反映（主な計画事業）	該当頁
1 保育園や学童クラブ定員の拡大、在宅子育て家庭に対する支援の拡充などに努め、子ども・子育て支援を必要とする人が公平・適切な支援が受けられる環境づくりをさらに推進すること。	一時預かり事業の推進	42
	認定こども園の必要性や今後の方向性についての検討	47
	育児休業からの復帰後の入所支援の充実	54
2 子どもの遊び場の確保に努めるとともに、子育て支援施設に対する指導などを適切に行い、子ども・子育て支援の質のさらなる向上を図ること。	指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上	50
	保育従事職員の確保・定着の支援	50
	保育施設における外遊びの支援	50
	学童クラブ事業の質の向上	52
3 特別な支援が必要な子どもの状況に応じて、一人ひとりの子どもに対して適切な支援が行える体制のさらなる強化を図ること。	医療的ケア児・重症心身障害児の放課後対策の充実	59
	障害児保育の充実	59
	幼稚園における特別支援教育の充実	60

第2章

基本的な考え方

1 子育て支援に関するこれまでの取組

区では、「港区子ども・子育て支援事業計画（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）」において計上した施策を着実に実施し、効果的な取組を推進してきました。

事業の進捗状況

計画に計上した101事業の平成30（2018）年度までの進捗状況は次のとおりです。一部の事業を除き、ほぼすべての事業を当初計画どおり実施しました。

基本方針	事業数	平成30(2018)年度進捗状況評価			
		当初計画どおり	当初計画遅延	未着手	事務の見直し
教育・保育施設等の充実	9	9	-	-	-
地域子ども・子育て支援事業の充実	13	13	-	-	-
教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	2	2	-	-	-
子ども・子育て支援の質の確保	19	18	-	1 ^{※1}	-
産後休業後及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	2	2	-	-	-
特別な支援が必要な家庭や子どもの施策	22	22	-	-	-
ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	9	9	-	-	-
放課後対策の総合的な推進	7	6	-	-	1
子どもの健全な育成に向けた施策の推進	18	15	1 ^{※2}	-	2
合計	101	96	1	1	3

※1 「学童クラブ事業における民間活力の導入」については、民間事業者からの参入希望が無かったことによるものです。

※2 「快適な公衆・公園トイレの整備」については、工事契約が不調となったことによるものです。

幼児教育及び保育の量の見込みと確保策

幼児教育、保育の平成27（2015）年度及び平成30（2018）年度の実績は次のとおりです。幼児教育、保育ともに需要を満たす定員を確保しました。

<幼児教育の計画>

区分	H27年度 2015年度	H30年度 2018年度
見込み	3,071人	3,414人
確保策	3,326人	3,524人

<幼児教育の実績>

区分	H27年度 2015年度	計画と 実績の差	H30年度 2018年度	計画と 実績の差
需要	2,964人	▲107人	3,080人	▲334人
確保策	3,314人	▲12人	3,471人	▲53人

<保育の計画>

区分	H27年度 2015年度	H30年度 2018年度
見込み	5,765人	6,382人
確保策	6,638人	7,242人

<保育の実績>

区分	H27年度 2015年度	計画と 実績の差	H30年度 2018年度	計画と 実績の差
需要	5,485人	▲280人	7,489人	1,107人
確保策	6,638人	-人	7,856人	614人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

地域子ども・子育て支援事業の平成 30（2018）年度の実績は次のとおりです。すべての事業で需要を満たす定員を確保しました。

事業名	単位	区分	<計画>	<実績>	差
			H30 年度 2018 年度	H30 年度 2018 年度	
利用者支援事業	箇所	見込み/需要	7	8	1
		確保策	7	8	1
時間外保育事業 (延長保育事業)	人	見込み/需要	957	1,123	166
		確保策	1,131	1,314	183
放課後児童クラブ事業 (学童クラブ事業)	人	見込み/需要	2,401	2,931	530
		確保策	2,633	3,172	539
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日/年	見込み/需要	1,139	1,826	687
		確保策	4,550	4,550	-
乳児家庭全戸訪問事業	回	見込み/需要	2,841	2,468	▲373
		確保策	2,841	2,468	▲373
養育支援訪問事業	回	見込み/需要	4,156	4,762	606
		確保策	4,156	4,762	606
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	人回/年	見込み/需要	235,528	295,949	60,421
		確保策	342,845	342,845	-
一時預かり事業 (幼稚園等の預かり保育)	人日/年	見込み/需要	51,456	36,283	▲15,173
		確保策	52,920	53,527	607
一時預かり事業 (幼稚園等の預かり保育以外)	人日/年	見込み/需要	82,828	73,627	▲9,201
		確保策	114,246	114,246	-
病児・病後児保育事業	人日/年	見込み/需要	3,947	4,312	365
		確保策	4,392	5,328	936
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人日/年	見込み/需要	4,456	1,588	▲2,868
		確保策	4,456	1,588	▲2,868
妊婦健康診査	人 (交付対象者)	見込み/需要	3,591	3,153	▲438
		確保策	3,591	3,153	▲438
	回 (受診回数)	見込み/需要	32,951	33,334	383
		確保策	32,951	33,334	383

事業の評価（まとめ）

平成 31（2019）年 4 月に区政の最重要課題であった保育園の待機児童解消を達成するなど、幼児教育、保育、地域子ども・子育て支援事業のすべてにおいて、需要を満たす定員を確保しました。

また、子ども・子育て支援の質の確保・向上にも取り組み、平成 25（2013）年度と平成 30（2018）年度に実施した港区子ども・子育て支援ニーズ調査における区民満足度において、幼稚園が 20.5%から 1.6%増加し 22.1%、保育園が 21.9%から 22.7%増加し 44.6%、地域子ども・子育て支援事業が 18.6%から 28.0%増加し 46.6%となるなど、区民からより高い評価を得ることができました。

主な取組の成果

平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度までの主な取組の成果は次のとおりです。

（1）教育・保育施設等の充実

平成 29（2017）年 4 月から「待機児童解消緊急対策」に取り組み、平成 31（2019）年 4 月までの 2 年間に 1,168 人の保育定員を拡大した結果、保育総定員は 8,447 人となり、平成 31（2019）年 4 月に待機児童ゼロを達成しました。

幼稚園については、区立幼稚園の定員拡大を段階的に進めるなど、公私立幼稚園全体で入園希望者の受入体制を確保してきました。

認定こども園については、平成 28（2016）年 4 月に区立芝浦アイランドこども園を保育所型認定こども園へ移行し、教育・保育の一体的な提供に向けた取組を推進してきました。

（2）地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅での子育て家庭に対する子育てひろばや一時預かりを実施している「あっぴい」を区内 3 箇所に新設し、9 箇所に拡充してきました。

また、病児・病後児保育室の定員超過に対応するために、新規に 2 箇所を開設し 6 箇所に拡充するとともに、既存施設の定員増を検討し、緊急時保育の量的確保を推進してきました。

さらに、保護者が共働きである児童を預かる学童クラブの整備を進めるとともに、小学校内に設置する「放課 G O →」・「放課 G O →クラブ」の整備を進めるなど就学児の放課後の居場所づくりに取り組み、平成 31（2019）年 4 月までに総定員を 3,249 人としました。

（3）子ども・子育て支援の質の向上

子ども・子育て支援法に基づく指導検査・訪問指導について、東京都と連携して指導・監督の強化に取り組んできました。また、保育士の質の向上を図るため、ベテラン保育士による巡回指導や公立・私立認可保育園の保育士を対象とした研修を行ってきました。

また、令和元（2019）年 5 月に滋賀県大津市で発生した保育園児の散歩中における自動車事故を踏まえ、区内の公立・私立の幼稚園・保育園の散歩ルートの一斉点検を行うなど、散歩中の安全確保を推進してきました。

（4）在宅での子育て支援の充実

子育てひろば 3 箇所の整備による子育て家庭の交流の場の充実を図るとともに、「保育園であそぼう」、「未就園児の会」といった保育園や幼稚園を活用して、在宅で子育てを行う家庭への子育て情報や育児相談の場を提供してきました。

また、育児休業明けの就労の不安を解消するために、入所予約制度の対象施設を 26 施設（57 人）（平成 27（2015）年度）から 29 施設（60 人）（令和元（2019）年度）に拡充し、多くの保護者が育児休業を取得しやすい環境づくりを推進してきました。

(5) 特別な支援を必要とする子育て家庭への支援

障害のある児童の保育に関する研修を、医師や臨床心理士などの専門家を交えて実施し、保育園におけるケアの充実を図りました。また、既存の保育園等では受け入れが困難であった医療的ケア児や障害児に対応するために、令和2（2020）年1月に区立元麻布保育園を整備し、特別なケアを必要とする児童の受入体制を整えてきました。

さらに、児童虐待やいじめ、不登校、居所不明児童への対策については、要保護児童対策協議会との連携を強化して、必要な支援を効果的に活用できるように取り組んできました。令和3（2021）年度に開設する（仮称）港区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の機能をもつ包括的な子育て支援拠点とすることで、妊娠期から自立まで、子どもの成長段階において切れ目なく対応するための拠点整備に取り組んできました。

2 本計画の基本理念

子どもは社会の希望で、未来をつくる存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、地域及び社会全体が、子どもの健やかな育ちや子育てを支援していく環境を整備していくことが重要です。

また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下、子どもの視点に立ち、子ども一人ひとりの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が保障されるよう、子ども・子育て支援を良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

区は、港区基本計画の重点課題に「多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進」を掲げています。国籍や障害の有無、家族の状況によって左右されることなく、港区に住む全ての子どもと子育て家庭が安心して心豊かに過ごせる地域共生社会を実現していくためには、家庭や地域における身近な支援に限らず、関連する諸制度との連携を図りながら適切な保護や援助が必要です。また、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の促進や性的指向・性自認（SOGI）などの性の多様性にも十分配慮する必要があります。

なお、子ども・子育て支援とは、保護者による育児を代替するものではなく、保護者が子育てについての責任を果たし、子育ての権利を受け取ることが可能となるよう、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の担い手を育成する基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本計画においても、「子どもの最善の利益」の実現を念頭に、子育て家庭を地域全体が協働して支援することにより、子どもが自立し、健やかに成長できる環境の実現をめざします。

そして、幼稚園や保育園等を利用する家庭だけでなく、在宅で子育てする家庭も含めた全ての子育て家庭に向けて、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでいきます。

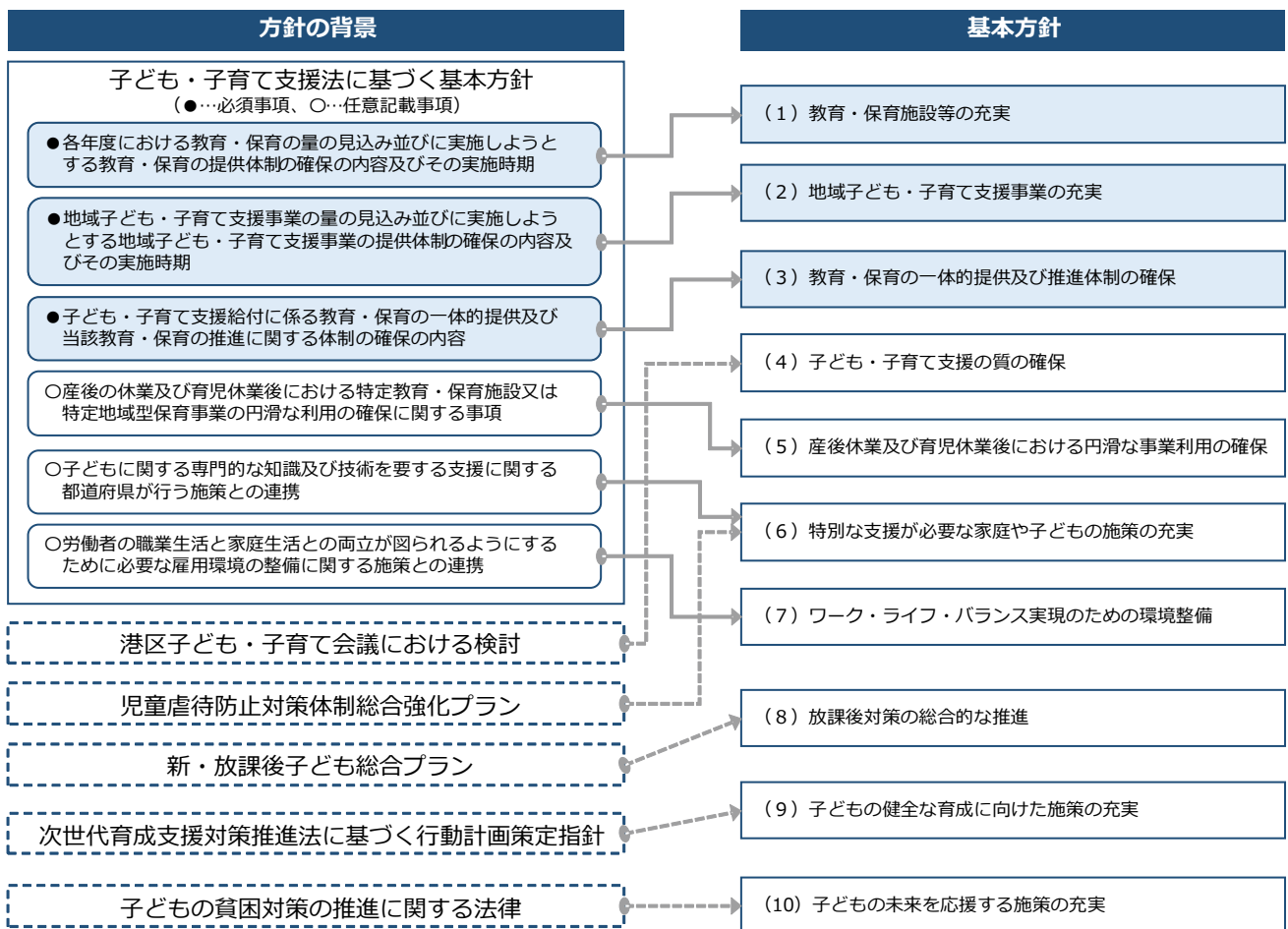
3 本計画が目指す将来像

区では、子ども・子育て支援をめぐる区の現状や本計画の基本理念を踏まえ、前計画で定めた将来像を継承し、引き続き子ども・子育て支援の更なる充実と質の向上に取り組みます。

**安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが
健やかに成長できる地域共生社会**

4 本計画の基本方針

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針、関係法令等の改正、港区子ども・子育て会議における検討、港区基本計画等を踏まえ、前計画において定めた9つの基本方針に、新たに「子どもの未来を応援する施策の推進」を追加し、10の基本方針を定めます。



目指す将来像

安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが
健やかに成長できる地域共生社会

基本方針 1

教育・保育施設等の充実

今後の就学前人口の増加、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望、保護者の就労状況及びその変化を十分に踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実に図ります。

基本方針 2

地域子ども・子育て支援事業の充実

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を目指し、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

基本方針 3

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

区立芝浦アイランドこども園における教育・保育の一体的提供体制を継続するとともに、保育園、幼稚園及び小学校が連携して、就学前教育の充実に図ります。

基本方針 4

子ども・子育て支援の質の確保

研修の充実等による職員等の資質の向上、保育人材の確保・定着に向けた処遇改善、子育て支援施設に対する適切な指導・監督等を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援を行います。

基本方針 5

産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者が、休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスが利用できるよう、情報提供や入所予約制度を充実します。

基本方針 6

特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実

児童虐待、社会的養護、ひとり親、障害等、特別な支援が必要な家庭や子どもへの支援体制を強化します。

基本方針 7

ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

国、東京都、地域の企業、労働者団体、民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を図ります。

基本方針 8

放課後対策の総合的な推進

放課後に子どもが安全に安心して過ごすことのできる場を確保するため、子どもの居場所づくりを推進します。

基本方針 9

子どもの健全な育成に向けた施策の充実

子どもが健やかに成長できるよう、区内の児童遊園等の整備、環境学習の支援を推進していきます。また、子ども・若者の健やかな育成のための支援や取組を関係機関が連携して推進します。

基本方針 10

子どもの未来を応援する施策の充実

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長できるよう、「教育・学習」「生活環境」「経済的安定」の支援の充実に図るとともに、地域が一体となって施策を推進していく体制を整備します。

第3章

施策内容

1 教育・保育提供区域について

(1) 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けており、この「教育・保育提供区域」に基づき、本計画における施設・事業の「量の見込み」及び「確保策」を決定するとともに、地域型保育事業の認可の際に需給調整を判断します。

〈子ども・子育て支援法に基づく区域設定にあたっての視点〉

- 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できること。
- 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。
- 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること。
- 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。
- 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。

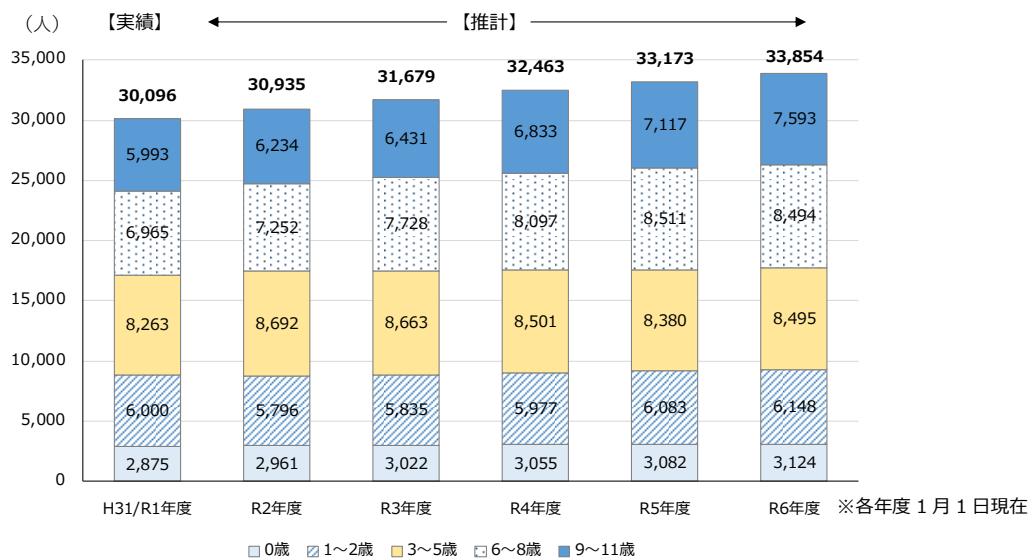
前計画では、比較的交通機関が発達していることや、居住地区を越えた施設利用がある現状等も踏まえ、港区全域を一つの区域としました。

教育・保育提供区域を一つに設定することにより、地区の境界付近に居住する方や勤務地等の都合、教育・保育内容の特性を踏まえた選択で、居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに柔軟に対応できるとともに、事業等の認可申請に対して、他の地区との需給調整をすることなく認可することができます。

前計画から上記の状況に変化はないことから、本計画においても、引き続き、港区全域を一つの区域とします。

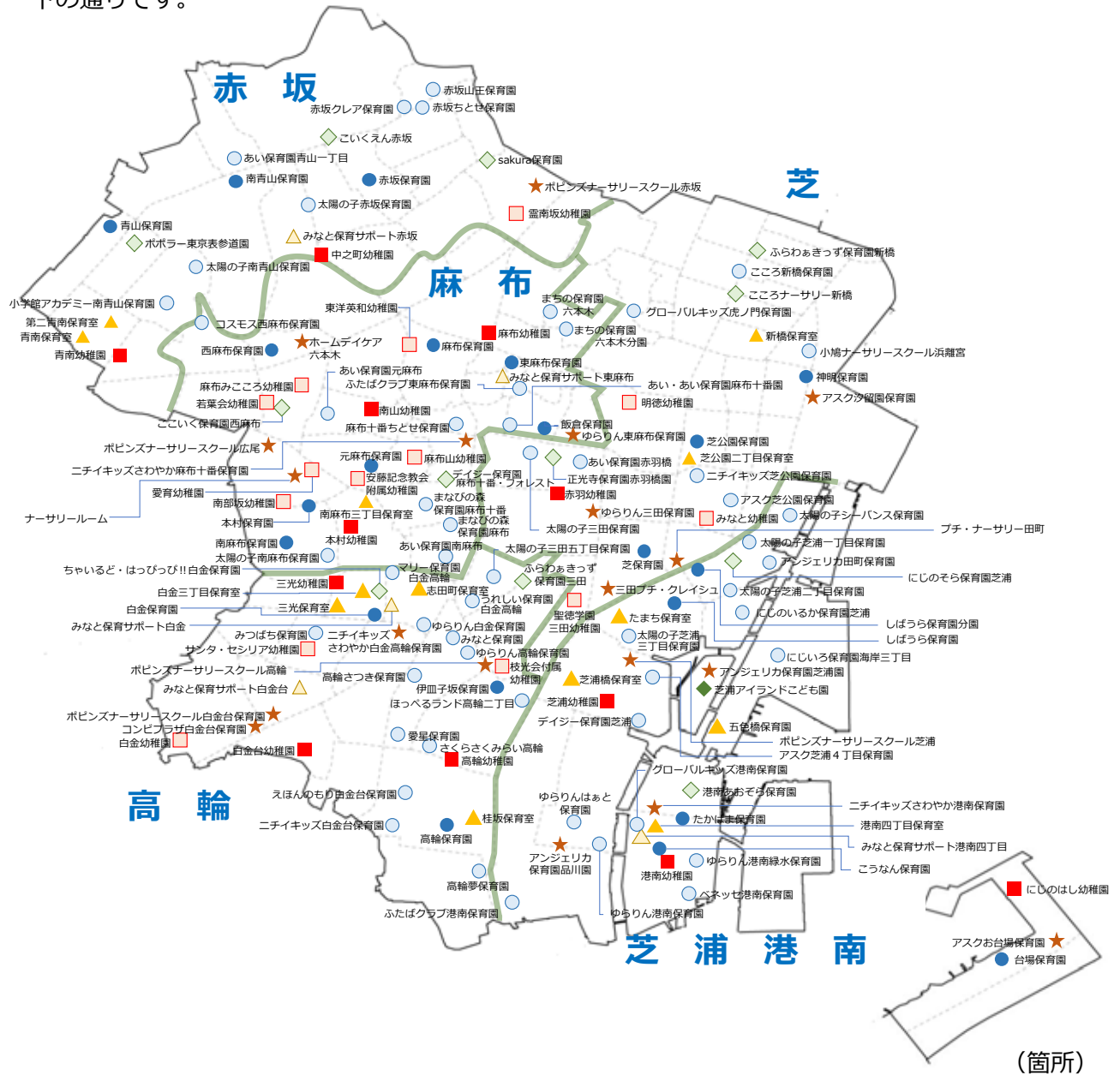
(2) 児童人口の推計

平成31（2019）年3月の港区人口推計では、令和6（2024）年までの0～11歳人口は経年で増加することが見込まれています。



(3) 区内の幼稚園・保育園等の配置状況

区内の幼稚園・保育園等の施設の地区ごとの配置状況は、令和2（2020）年4月1日時点で以下の通りです。



(箇所)

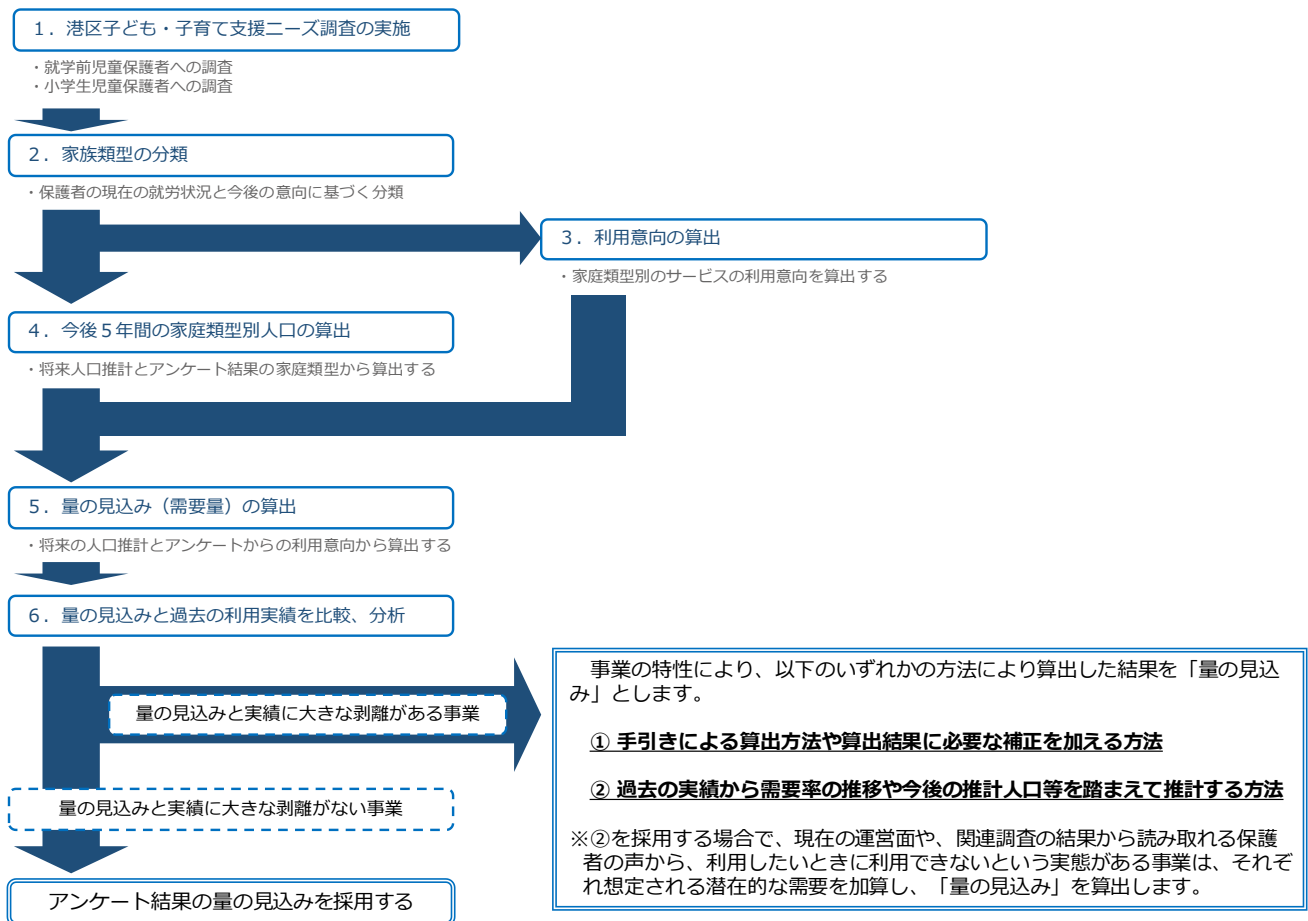
記号	施設区分	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	合計
■	区立幼稚園	1	3	2	3	3	12
□	私立幼稚園	3	7	1	3	0	14
●	区立認可保育園	3	7	3	3	5	21
○	私立認可保育園	7	11	7	14	15	54
◆	認定こども園	0	0	0	0	1	1
▲	港区保育室	2	1	2	4	4	13
◇	地域型保育事業	3	3	3	2	2	13
★	認証保育所	4	5	1	4	5	19
△	みなと保育サポート	0	1	1	2	1	5
合計		23	38	20	35	36	152

2 施設・事業の「量の見込み」の算出方法

本計画では、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の施策内容について、計画期間における各年度の「量の見込み（需要量）」を算出し、それに対する「確保策」を示します。

「量の見込み」については、子ども・子育て支援法の基本指針において、現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

本計画では、平成30（2018）年度に実施した「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」を基に以下の手順で推計を行いました。現在の教育・保育施設、地域子育て支援事業等の利用状況と比較し乖離が大きいことから、各施設・事業ごとに過去の実績から需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえ、量の見込みを算出しました。（各施設・事業の量の見込みの算出方法については、第3章4参照）



※港区子ども・子育て支援ニーズ調査の対象外となっている事業（利用者支援事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査等）についても、これまでの実績を基に過去の需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえ「量の見込み」を算出

3 計画の体系

基本方針1 教育・保育施設等の充実

P.27

(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者） P.28

(2) 保育（2号認定のうち共働きで幼稚園を利用していない者、3号認定） P.30

基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実

P.33

(1) 利用者支援事業 P.34

(2) 時間外保育事業（延長保育事業） P.35

(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業） P.36

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） P.37

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 P.38

(6) 養育支援訪問事業 P.39

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） P.40

(8) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育） P.41

(9) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外） P.42

(10) 病児・病後児保育事業 P.43

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） P.44

(12) 妊婦健康診査 P.45

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 P.46

基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保**P.47**

(1) 教育・保育の一体的提供

P.47

(2) 教育・保育の推進体制

P.48

基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保**P.49**

(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備

P.49

(2) 教育・保育等の質の確保

P.50

(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保

P.51

(4) 在宅子育て家庭への支援

P.52

基本方針5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保**P.53****基本方針6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実****P.55**

(1) (仮称) 港区子ども家庭総合支援センターの整備

P.55

(2) 児童虐待防止対策等の充実

P.56

(3) 社会的養護体制の充実

P.58

(4) ひとり親家庭支援の充実

P.59

(5) 障害児施策の充実

P.59

基本方針7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備**P.61**

(1) 父親の子育てへの参加の推進

P.61

(2) 事業所への支援等

P.62

(3) 区職員のワーク・ライフ・バランスの取組

P.62

基本方針 8 放課後対策の総合的な推進

P.63

- (1) 学童クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量 P.64
- (2) 放課GO→クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量 P.64
- (3) 放課GO→の令和6(2024)年度までの整備計画 P.64
- (4) 放課GO→及び学童クラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策 P.65
- (5) 小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課GO→への活用に関する具体的な方策 P.65
- (6) 学童クラブ及び放課GO→の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 P.65
- (7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 P.65
- (8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組 P.65

基本方針 9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実

P.66

- (1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備 P.66
- (2) 青少年の健全育成のための支援 P.68
- (3) 地域における子ども・子育て支援の取組 P.68

基本方針 10 子どもの未来を応援する施策の充実

P.70

- (1) 教育・学習の支援 P.70
- (2) 生活環境の安定の支援 P.71
- (3) 経済的安定の支援 P.71
- (4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備 P.72

4 事業内容

基本方針1 教育・保育施設等の充実

今後の就学前人口の増加、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望、保護者の就労状況及びその変化を十分に踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実を図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 区の0～5歳の人口は増加しており、平成27（2015）年の14,739人に対して平成31（2019）年は17,138人となり16.3%増となっています。
- 今後の区の就学前人口は、推計人口をみても増加傾向にあり、令和元（2019）年から令和6（2024）年にかけて0～5歳で3.7%増の見込みとなっています。
- ニーズ調査結果によると、「平日の定期的な教育・保育事業」の利用は、0歳児で24.8%、1・2歳児で76.1%、3歳以上では96.9%、0～5歳全体で73.9%となっています。前回調査時の平成25（2013）年における0～5歳の利用率は63.9%となっており、教育・保育の利用はこの5年間で10ポイント増加しています。
- 母親の就労状況を見ると、前回調査時（平成25（2013）年）は「フルタイム」や「パート」など就労率が53.6%に対して、今回調査時（平成30（2018）年）は68.5%と大幅に増加しています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 就学前人口の増加に加えて、保護者の就労率が高くなっており、教育・保育に対するさらなるニーズの高まりに対応する必要があります。
- 保護者の就労形態や子育てへのニーズの多様化が進んでいることから、保護者が必要としている教育・保育を選択できるよう、ニーズの変化を把握し対応していく必要があります。
- 区立幼稚園においては、抽選が多く発生する3歳児を中心に定員拡大を行い、その結果、抽選実施園が減少し、3歳児定員に空きのある園も出てきています。しかし、一部の園において、依然として応募倍率が高い状況にあります。
- 区のこれまでの保育定員拡大の取組により、平成31（2019）年4月1日時点の待機児童数はゼロになりました。しかし、その後待機児童は再び生じており、区の就学前人口は今後も増加していくと予測されています。
- 区内では保育施設の空白地域があるなど、保育施設の配置に偏りが生じている状況です。今後は、より保育ニーズの高い地域を精査しながら、保育定員を拡大していく必要があります。

(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者）

事業内容

幼稚園等において、3歳から小学校就学前までの幼児に対し、その心身の発達を助長することを目的とした教育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

平成26（2014）年2月策定「港区幼稚園教育振興方針」で示した推計手法を用い、推計人口に直近令和元（2019）年5月の幼稚園就園状況から算出する需要率を乗じて算出します。ただし、これまでの需要率減少傾向を考慮し、過去3年間の需要率の減少幅（平均1.1%）を令和4（2022）年度まで各年逡減した需要率（令和2（2020）年度36.4%、令和3（2021）年度35.3%、令和4（2022）年度以降34.2%）を乗じます。

※2号認定のうち、共働きで幼稚園を利用している者については、国の手引きによる方法で算出した量の見込みを幼児教育全体の量の見込みの内訳として採用しています。

※幼児教育・保育の無償化については、量の見込みの算出において影響がないと見込んでいますが、無償化後の動向については、今後も注視していきます。

確保の方策

令和元（2019）年5月時点で、区立幼稚園12園、私立幼稚園14園、区立認定こども園1園、特別支援学校幼稚部1園により、1号認定の定員を3,613人確保しています。区全体での定員枠は確保されているものの、希望する幼稚園に入れず待機している幼児がいる地域もあることから、そのような地域に重点を置いて、土地の確保を含めた区立幼稚園の定員増について検討するとともに、区内の私立幼稚園に対して、定員拡大と、より多くの港区在住の幼児の受け入れについて要請し、公私立幼稚園全体で必要な定員を確保していきます。

(人)

幼児教育		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)
①見込み	認定別			2,555	615	2,457	613	2,319	601	2,281	593	2,311	601
	合計			3,170		3,070		2,920		2,874		2,912	
②確保策	特定教育・保育施設	1,706		3,613(※)		3,613(※)		3,613(※)		3,613(※)		3,613(※)	
	私学助成幼稚園	1,907											
過不足(②-①)				443		543		693		739		701	
箇所数		28箇所		28箇所		28箇所		28箇所		28箇所		28箇所	

※ 表中の「見込み」、「確保策」及び「箇所数」は、各年度の5月1日を基準としています。また、特別支援学校幼稚部の利用者数及び施設数を含んでいます。

- ※ 私立幼稚園については、子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける特定教育・保育施設に移行して運営するか、東京都からの私学助成を受けて運営するかを各園で判断することになっていますが、計画段階では各園の今後の状況を確定できないため、確保策の特定教育・保育施設と私学助成幼稚園を一体的な記載としています。なお、令和元（2019）年5月時点では、区内の私立幼稚園は全て私学助成を受けて運営している幼稚園です。

計画事業

①幼稚園の受入体制の充実

地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入体制の充実を図ります。

②園舎等の整備

幼児数の変化や施設の老朽化に対応し、より良い教育環境を確保するため、計画的に区立幼稚園園舎等の改築や増築等を進めます。

③幼稚園の適正規模の確保

幼児人口が増加する一方で、幼稚園の需要率は減少傾向にありますが、今後の幼児人口の推移や就園状況、地域の状況、教育環境等を考慮し、区立幼稚園の適正規模の確保に取り組みます。

(2) 保育（2号認定のうち共働きで幼稚園を利用していない者、3号認定）

事業内容

保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を受けた児童に対し、認可保育園等の特定教育・保育施設、小規模保育事業等の特定地域型保育事業、港区保育室等の認可外保育施設において、保護者に代わって保育を提供しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

・2号認定

直近の平成31（2019）年4月の保育需要率の上昇率「1.1%」（H30年度⇒H31年度）を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。

なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31（2019）年4月の保育需要率「44.7%」とします。

・3号認定（0歳）

直近の平成31（2019）年4月の保育需要率の上昇率「0.7%」（H30年度⇒H31年度）を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。

なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31（2019）年4月の保育需要率「30.3%」とします。

・3号認定（1～2歳）

直近の平成31（2019）年4月の保育需要率の上昇率「1.6%」（H30年度⇒H31年度）を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。

なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31（2019）年4月の保育需要率「54.0%」とします。

※幼児教育・保育の無償化については、量の見込みの算出において影響がないと見込んでいますが、無償化後の動向については、今後も注視していきます。

確保の方策

平成31（2019）年4月1日現在で、特定教育・保育施設66園、特定地域型保育事業13園、認可外保育施設38園により、2号認定（幼児教育以外）の保育定員を3,970人、3号認定の0歳の保育定員を976人、3号認定の1・2歳の保育定員を3,441人確保しています。

今後は、就学前人口の増加を踏まえ、保育ニーズの高い地域を精査しつつ、区立園・私立園の適正バランスを考慮しながら、私立認可保育園の誘致を中心として、必要となる保育定員を確保します。

【量の見込みと確保策（2号認定（幼児教育以外））】

(人)

保育 (2号認定(幼児教育以外))		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			3,983	4,065	4,082	4,116	4,266
②確保策	合計	3,970	4,246	4,605	4,810	4,967	5,049
	特定教育・保育施設	2,921	3,189	3,430	3,589	3,848	3,953
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	1,049	1,057	1,175	1,221	1,119	1,096
過不足(②-①)			263	540	728	851	783

※表中の「見込み」及び「確保策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※表中の「確保策」の合計には、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスの定員は含めていません。

【量の見込みと確保策（3号認定）】

(人)

保育 (3号認定)		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①見込み				919	3,221	960	3,336	991	3,513	1,022	3,672	1,058	3,810
②確保策	合計	976	3,441	1,050	3,682	1,071	3,718	1,093	3,774	1,114	3,850	1,155	3,975
	特定教育・保育施設	630	1,959	724	2,251	745	2,315	765	2,381	801	2,507	842	2,632
	特定地域型保育事業	51	251	51	251	51	251	53	257	53	257	53	257
	認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	295	1,231	275	1,180	275	1,152	275	1,136	260	1,086	260	1,086
過不足(②-①)				131	461	111	382	102	261	92	178	97	165

※表中の「見込み」及び「確保策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※表中の「確保策」の合計には、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスの定員及び空きクラスを活用した1歳児定員拡大事業の定員は含めていません。

【箇所数】

(箇所)

保育施設等	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
合計	117	126	130	134	138	143
特定教育・保育施設	66	76	80	83	88	93
特定地域型保育事業	13	13	13	14	14	14
認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	38	37	37	37	36	36

※表中の「箇所数」は、各年度の4月1日を基準としています。

計画事業

①保育施設の充実

待機児童ゼロを継続するため、保育ニーズの高い地域を精査しつつ、区立園・私立園の適正バランスを考慮しながら、私立認可保育園の誘致を中心とした保育施設の充実を図ります。なお、区が独自に実施している港区保育室については、今後の保育需要や待機児童の推移を考慮しながら、既存施設の継続や廃止、認可化等の判断をしていきます。

②認定こども園の必要性や今後の方向性についての検討

区立芝浦アイランドこども園の運営状況や区民ニーズ等を踏まえながら、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。

③みなと保育サポート事業の充実

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できない家庭を対象に、1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行う、区内5箇所を実施するみなと保育サポート事業の充実を図ります。

④地域型保育事業の実施

現在実施している小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を継続し、多様な地域型保育事業の中から保護者が選択できる仕組みを確保します。

⑤大規模開発における認可保育園付置の要請

集合住宅等の大規模開発の際、敷地内に認可保育園の付置を要請します。

基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を目指し、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 子育てに関する相談について、「気軽に相談できる場所がある」が93.4%と大半を占め、そのうち配偶者や父母を相談相手とする比率が高くなっています。また、子育てに孤立感を感じている割合は、「ある」が7.7%、「ときどきある」が26.0%となっています。
- ニーズ調査結果によると、小学校低学年の子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「区立の学童クラブ」と回答した者が30.1%、「放課GO→・放課GO→クラブ」と回答した者が27.1%と、「習い事」(67.5%)、「自宅」(43.5%)に次いで多くなっています。
- 不定期や宿泊を伴う一時預かり等の利用については、「事業を利用していない」が64.3%と最も多く、理由を問わない一時預かり事業の利用は21.1%となっています。利用しない理由としては、「利用する必要がない」が38.8%と最も高い一方で、「日常接していない人に預けるのが不安」や「事業の利用方法がわからない」などのサービスの質や情報不足を理由としている割合が次いで高くなっています。
- 子育てひろば等の地域子育て支援拠点の利用については、「利用している」が全体の46.1%となっており、利用している施設については「子育てひろばあっぴい」と「子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ」が利用者の半数を占めています。
- 子どもが病気の際の対応については、直近1年の間に病気を理由に教育・保育サービスを利用できなかった割合は85.3%となっており、うち母親が仕事を休むことで対応した割合は69.4%と最も高くなっています。病児病後児施設の利用希望については、「利用したい」53.9%に対して「利用したいと思わない」45.2%となっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 学童クラブ需要に応えるため、区では多様な手法により学童クラブ定員を確保していますが、来室のための移動の不安などから、特に小学校低学年では、小学校内にある学童クラブを希望する割合が高くなっています。
- 家族の形態やライフスタイルが様々に変化し、子育て支援ニーズが多様化しています。子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てを行えるよう、在宅で子育てをする家庭に対する支援サービスをさらに充実させていくことが必要です。
- 保護者の就労状況の多様化に伴い、通常の教育・保育サービスだけでは対応できない保育ニーズが高まり、不定期の預かりサービスや、病児・病後児といった緊急時の預かり先の拡充が必要です。

※表中の「見込み」、「確保策」及び「箇所数」は、各年度の4月1日を基準としています。

(1) 利用者支援事業

事業内容

子どもや保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で、情報収集と提供を行うとともに、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施しています。

区では、各地区総合支所で保育コンシェルジュ（特定型）が、子ども家庭支援センターと子育てひろばあい・ぽーとでは子育てコーディネーター（基本型）が保護者等の相談に応じています。また、みなと保健所では助産師が（母子保健型）妊産婦の相談を行っています。

量の見込みの算出方法

【相談窓口の設置箇所数】

基本型は、1箇所あたりの年間相談受付数（約2,000件）に対応するため、子ども家庭支援センター及び子育てひろば「あい・ぽーと」の2箇所で実施します。特定型は、各地区総合支所で1箇所ずつ実施します。母子保健型は、妊産婦の相談を実施しているみなと保健所で実施します。

確保の方策

母子保健型はみなと保健所で、行政機関の窓口で実施する特定型は各地区総合支所（5箇所）で実施します。親子が継続的に利用できる施設で実施する基本型は、年間相談受付総件数（約5,000件）に対応できるよう子ども家庭支援センターとあい・ぽーと（2箇所）での実施を確保し、引き続き子育て家庭の身近な場所で、情報提供や相談に対応していきます。

(箇所)

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み	基本型・特定型		7	7	7	7	7
	母子保健型		1	1	1	1	1
②確保策	基本型・特定型	7	7	7	7	7	7
	母子保健型	1	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0

計画事業

①利用者支援事業の推進

妊産婦や子育て家庭が、母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスを適切に選択し、確実、円滑に利用できるよう、個別の子育て家庭のニーズを把握し、悩みや課題を受け止めながら、ICTを活用したサービスの情報提供やコーディネートを行います。

子育てコーディネーターについては、子ども家庭支援センター移転後も、より多くの子育て家庭の相談を受け付けることができるよう、実施方法（出張実施など）等の工夫を検討します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

保育園において認定された保育時間（標準時間または短時間）を超えて保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

各年度の2号認定者・3号認定者の人数に、過去3年間（H28年度～H30年度）の保育園の1日あたりの平均需要率（15%）を乗じて算出します。

確保の方策

保育園の整備に併せて、延長保育利用定員枠を確保します。

(人)

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			1,218	1,254	1,288	1,322	1,370
② 確保策	合計	1,229	1,432	1,494	1,538	1,579	1,616
	特定教育 保育施設	808	1,041	1,090	1,127	1,193	1,234
	特定地域型 保育事業	44	30	30	32	32	32
	認可外 保育施設	377	361	374	379	354	350
過不足（②－①）			214	240	250	257	246
箇所数		117箇所	126箇所	130箇所	134箇所	138箇所	143箇所

(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため、区立子ども中高生プラザや区立児童館、区立小学校などで学童クラブ事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

平成 31（2019）年度 4 月時点の学年別の需要率を、推計児童数に乗じて算出します。

※学年毎の需要率

1 年生：47.8%、2 年生：46.5%、3 年生：39.9%、4 年生：24.1%、5 年生：10.9%、
6 年生：4.3%

確保の方策

令和元（2019）年度までに 35 箇所事業を実施し、3,249 人の学童クラブ定員を確保しています。今後見込まれる需要の増加に対応するため、新規開設などにより、学童クラブの定員拡大を図ります。

(人)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494
② 確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768
	高学年	650	695	662	694	700	751
過不足（②－①）			220	170	160	25	25
箇所数		35 箇所	35 箇所	36 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所

計画事業

①学童クラブ事業の充実

増加する学童クラブ需要に対応するため、区立高輪台小学校内で新たに学童クラブ事業を実施するとともに、新たに開設する（仮称）区立芝浦第二小学校内においても学童クラブ事業を実施するなど学童クラブ定員の拡大を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護・冠婚葬祭・事故・災害・ボランティア活動への参加等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設（社会福祉法人恩賜財団慶福育児会麻布乳児院及びみなと子育て応援プラザ Pokke）で、短期間（7日間以内）、宿泊を伴う養育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画期間内の最大利用実績から、0歳児～5歳児1人あたり平均利用日数（0.1日/年）を算出し、令和2（2020）年度以降の0歳児～5歳児の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

確保の方策

令和元（2019）年度までに、2箇所を実施し、4,550人の定員を確保しています。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		1,919	1,927	1,929	1,930	1,954
②確保策	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550
過不足（②-①）		2,631	2,623	2,621	2,620	2,596
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

計画事業

①子育て短期支援事業の拡充

総定員としては確保できていますが、社会福祉法人恩賜財団慶福育児会麻布乳児院は0歳児枠の定員が1名のため、生後7日～10か月未満の受入れ拡充について、関係機関と協議します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を保健師または助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、母親自身の体調等の相談、母子保健サービス等の紹介など、育児不安の軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援等を行っています。

量の見込みの算出方法

【推計人口の0歳児全員を対象】

生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を対象とした事業であることから、各年の0歳児推計人口を量の見込みとします。

確保の方策

区の保健師及び委託による助産師が訪問します。訪問対象者の増加には、委託拡大による助産師の確保で対応します。

(回)

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
② 確保策	実施数		2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
	実施体制	助産師 19名 保健師 14名	助産師 19名 保健師 14名	助産師 19名 保健師 14名	助産師 19名 保健師 14名	助産師 19名 保健師 14名	助産師 19名 保健師 14名
	実施機関	みなと保健所					
	委託団体等	東京都助産師会品川港地区分会					
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

事業内容

子どもの養育について支援が必要な家庭（以下「要支援家庭」という。）に対して、一定期間その家族及び児童を支援する者が訪問し、家事や育児など必要な支援を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

要支援家庭数は、平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の子ども家庭支援センターの新規受理件数に対する要支援家庭数の割合の平均値（0.013%）を令和 2（2020）年度以降の新規受理推定件数に乗じて、量の見込みを算出します。

延派遣回数、平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の1家庭あたりの平均派遣回数（11.8回）を令和 2（2020）年度以降の要支援家庭の推定数に乗じて、量の見込みを算出します。

確保の方策

要支援家庭の支援に対応できる専門性の高い委託業者を確保し、対応します。

(人)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み	登録世帯		18 世帯	19 世帯	19 世帯	20 世帯	20 世帯
	派遣回数		208	214	221	227	233
②確保策	派遣回数	202	208	214	221	227	233
	実施体制	委託によるヘルパー					
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

計画事業

①養育支援訪問事業の充実

養育支援訪問事業の対象家庭のうち、子どもの食事を十分に作ることができていない、孤食の傾向にあるなどの課題を抱えている家庭について、食事の支援を充実させることなどにより、表面化している課題の解決を図るだけでなく、家庭の問題全般への関わりを深め、適切な支援につなぎ、児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業内容

地域の子育て家庭の親とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行っています。区では、子ども中高生プラザや子育てひろば「あっぴい」など様々な場所において、子育てひろば事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画期間の実績から0歳児～3歳児1人あたり平均利用回数（24.7回/年）と、前計画期間の需要の平均拡大幅（0.4回/年）を算出します。

その上で、令和2（2020）年度以降の0歳児～3歳児の推計人口を踏まえ量の見込みを算出します。

確保の方策

令和元（2019）年度までに17箇所で開催し、342,845人の定員を確保しています。

令和2年(2020)年度には区立赤坂子ども中高生プラザ青山館で、令和3（2021）年度には移転後の子ども家庭支援センター内で子育てひろば事業を新たに実施するなど、事業の拡充を図ります。

(人回/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		299,155	301,579	309,789	319,865	329,102
②確保策	342,845	347,426	367,426	367,426	367,426	367,426
過不足(②-①)		48,271	65,847	57,637	47,561	38,324
箇所数	17箇所	18箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所

計画事業

①子育てひろば事業の推進

親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行う子育てひろば事業を推進します。令和3（2021）年4月に開設する（仮称）子ども家庭総合支援センターにおいて、新たに子育てひろば事業を実施します。

②生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実

ファミリー・サポート（育児サポート子むすび）や派遣型一時保育を担う子育て支援員の育成、産前産後家事・育児支援サービスの受託事業者数の増加、ショートステイ、トワイライトステイの実施などにより、様々な時間帯・保育内容等に対応する子育て支援サービスの充実を図ります。

(8) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育）

事業内容

幼稚園等において、通常の教育時間の終了後等に、在園児のうち希望する者を引き続き預かり、教育活動を行う、預かり保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

区立幼稚園の預かり保育については、前計画期間において、平成 27（2015）年度の 5 園実施から平成 31（2019）年度には 12 園全園実施に順次拡大したことに加え、特に利用の多い港南幼稚園の定員を拡大しました。こうした取組の結果、実施日数の拡大や時間延長を求める意見もありますが、利用者数は年々増加しています。

区立幼稚園の預かり保育が全園実施となったことや、私立幼稚園及び認定こども園の預かり保育実施園数はここ数年一定であることを踏まえ、令和 2 年度以降の量の見込みについては、区立幼稚園、私立幼稚園及び区立芝浦アイランドこども園の預かり保育の平成 30（2018）年度の利用実績から量の見込みを算出します。なお、区立幼稚園分については、月により利用者数が異なりますが、最も利用の多かった月の利用者数を年間に換算するとともに、平成 31（2019）年度に新規実施の 2 園分については、他園の実績から按分し、量の見込みを算出します。また、令和 2（2020）年度を基準として、令和 3（2021）年度以降の量の見込みに、幼児教育（幼稚園）の量の見込みの各年度の変動率を乗じます。

確保の方策

令和元（2019）年度現在、区立幼稚園全園 12 園、私立幼稚園 6 園、区立認定こども園 1 園で預かり保育を実施しています。今後も、各年の利用状況を確認しながら、必要な定員を確保していきます。

（人日／年）

幼稚園等の 預かり保育	R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み		46,690	45,196	43,001	42,348	42,908
②確保策	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403
過不足（②－①）		12,713	14,207	16,402	17,055	16,495
箇所数	19 箇所	19 箇所	19 箇所	19 箇所	19 箇所	19 箇所

計画事業

①預かり保育の充実

区立幼稚園全園で預かり保育を実施するとともに、幼児の生活リズムへの配慮や家庭との連携を踏まえた上で、保育内容の充実に努めます。

(9) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外）

事業内容

保育園や子育てひろばにおいて、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、一時的に預かり、必要な保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画実績の0歳児～5歳児1人あたり平均利用日数（3.8日/年）と、前計画の実績による需要の平均拡大幅（0.4日/年）を算出します。

確保の方策

令和元（2019）年度までに、保育園や子育てひろば「あっぴい」等18箇所で事業を実施し、114,262人の定員を確保しています。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		80,963	88,476	95,730	102,989	111,577
②確保策	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262
過不足（②－①）		33,299	25,786	18,532	11,273	2,685
箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所

計画事業

①一時預かり事業の推進

子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るとともに、各家庭の多様なニーズに対応するため、ICTを活用した区内全施設のリアルタイムの空き情報の提供や、予約システムの導入など、利用しやすい仕組みづくりを検討します。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容

医療機関等に付設された施設で、看護師等が病気の児童を一時的に保育します。区では、病児保育施設5施設、病後児保育施設1施設で病児・病後児保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

2号認定者（幼児教育以外）・3号認定者の見込み人数に対して、過去2年間（平成29（2017）～平成30（2018）年度）の登録率の平均値（63%）を基に利用件数の平均値（0.87回/年）を乗じ、平成30（2018）年度の潜在需要（0.31回/年）を加えて量の見込みを算出します。

確保の方策

平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度に病児保育室を新たに開設し、令和元年度には既存の病児保育室の定員を拡大しました。病児保育事業を行うためには、専用の保育室や職員の確保などが必要のため、病児保育事業の定員の拡大に向けて、医療機関の情報収集などを行います。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		6,356	6,540	6,718	6,893	7,146
②確保策	6,482	6,804	6,804	7,290	7,776	7,776
過不足（②－①）		448	264	572	883	630
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

計画事業

①病児・病後児保育室の定員拡大

定員超過により病児・病後児保育を利用できない区民のニーズに対応するために、既存の施設の定員拡大に努めるとともに、新規施設の開設に向け、医療機関に働きかけを行います。

②病児・病後児保育室の利便性の向上

病児保育室4施設、病後児保育室1施設では、電話により予約受付をしていますが、予約システムの導入などにより、保護者の利便性を向上します。

③訪問型病児・病後児保育の利用助成

ベビーシッター等の派遣による、家庭で病児・病後児保育を行う場合に利用料の一部を助成しています。本事業の周知・利用を進めるなど、病児・病後児保育の充実を図ります。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

区は、育児サポート事業「育児サポート子むすび」として、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協力会員）を組織化し、学童クラブ・保育園等の送迎や短時間の保育などの支援を実施することで、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のための環境整備を図っています。社会福祉法人港区社会福祉協議会が核（ファミリー・サポート・センター）となり、協力会員と利用会員との間で支援活動の斡旋や調整等を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画期間の実績から6歳児～11歳児1人あたり平均利用日数（0.3日/年）を算出し、令和2（2020）年度以降の6歳児～11歳児の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

- ※ 本項では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、就学児童を対象とする部分の量の見込みと確保策を記載しています。
- ※ 就学前児童を対象とする部分については、（9）一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外）に含まれています。

確保の方策

令和元（2019）年度までに「育児サポート事業（育児サポート子むすび）」として、3,369人の活動件数を確保しています。引き続き、利用の需要に合わせた活動件数の確保を図ります。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
②確保策	3,369	3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

計画事業

①子育て援助活動支援事業の充実

今後も見込まれる需要の増加に対応するため、「子育て支援員研修」を活用した新規協力者の養成や、「派遣型一時保育事業」と連携し、相互に会員として登録できるようにするなど、協力会員の確保を図ります。

(12) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦に対して健康診査を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

交付対象者数は、直近の3年間（平成28（2016）年～平成30（2018）年）の0歳児1人あたりの交付率（平均1.13）を、推計人口値に乗じて算出します。

受診回数は、直近の3年間（平成28（2016）年～平成30（2018）年）の0歳児1人あたりの受診回数（平均11.7回）を、推計人口値に乗じて算出します。

確保の方策

医療機関に委託して健診を行っている現行の体制により、引き続き対象者の増加への対応を図っていきます。

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
① 見込み	交付対象者数		3,286人	3,354人	3,391人	3,421人	3,467人
	受診回数		33,977回	34,680回	35,062回	35,373回	35,848回
② 確保策	健診者数		3,286人	3,354人	3,391人	3,421人	3,467人
	健診回数		33,977回	34,680回	35,062回	35,373回	35,848回
	実施場所	都内契約医療機関					
	実施体制	医療機関に委託					
	検査項目	(初回)体重・血圧・尿検査・血液型・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹 (2回目以降)体重・血圧・尿検査・クラミジア抗原・経膈超音波・HTLV-1抗体・貧血・血糖・B群溶連菌・NST					
実施時期	満23週まで 4週間に1回 満24週～35週 2週間に1回 満36週～分娩 週に1回						
過不足 ②-①	健診者数		0人	0人	0人	0人	0人
	健診回数		0回	0回	0回	0回	0回

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設が保護者から実費徴収する費用に対して助成を行う事業です。幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、私立幼稚園における低所得世帯の子ども及び第3子以降の子どもの副食費（給食のおかず等に係る費用）に対する給付を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

私立幼稚園に就園する子どもの人数がここ数年概ね一定であることや、給付の対象となる低所得世帯の子ども及び多子世帯の子ども的人数については、年度による大きな変動が想定されないことから、令和元（2019）年度における私立幼稚園利用者の世帯構成の状況等から対象者数を算出し、今後5年間の量の見込みとします。

確保の方策

対象者に対し、給付に必要な予算を確保し、対応します。

(人)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		504	504	504	504	504
②確保策	86	504	504	504	504	504
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

計画事業

①私立幼稚園副食費に係る補足給付事業の拡充

多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境を整備するため、私立幼稚園の副食費に係る補足給付事業の対象を第2子以降の子どもまで拡大します。

基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

区立芝浦アイランドこども園における教育・保育の一体的提供体制を継続するとともに、保育園、幼稚園及び小学校が連携して、就学前教育の充実を図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したいと考える事業について、「認定こども園(区立芝浦アイランドこども園)」と回答した者が、芝浦港南地区居住者では19.3%と、「認可保育園、小規模保育事業所」(47.7%)、「幼稚園」(38.7%)、「幼稚園の預かり保育」(24.6%)に次いで多くなっています。
- ニーズ調査結果の自由意見の中でも、認定こども園で幼児教育を受けさせたいという声があげられています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 区では、これまで待機児童の解消のために認可保育園等の整備に優先的に取り組んでおり、認定こども園については、区立芝浦アイランドこども園の保育所型認定こども園への移行のみとなっています。
- ニーズ調査結果をみても、認定こども園に対する区民のニーズは一定程度あることから、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討する必要があります。
- 区では、これまで区独自で作成した「小学校入学前教育カリキュラム」を活用し、幼児期の教育の充実を図ってきましたが、幼児人口の増加や、保育園数の増加に伴い、保育園、幼稚園、小学校の連携を深め、就学前教育の充実を図る必要があります。

(1) 教育・保育の一体的提供

事業内容

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するため、平成28(2016)年4月に区立芝浦アイランドこども園を、子ども・子育て支援新制度における保育所型認定こども園に移行し、運営しています。

計画事業

① 認定こども園の必要性や今後の方向性についての検討【再掲】

区立芝浦アイランドこども園の運営状況や区民ニーズ等を踏まえながら、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。

(2) 教育・保育の推進体制

事業内容

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、公私立保育園、公私立幼稚園、公立小学校の代表からなる保幼小連絡協議会を設置し、保育園、幼稚園及び小学校が連携して就学前教育に取り組んでいます。

保育園・幼稚園から続く小・中学校の一貫した教育を推進するため、区独自の小中一貫教育カリキュラム「港区立小中学校 MINATO カリキュラム」への接続を見通した「小学校入学前教育カリキュラム」を活用し、幼児期の教育の充実を図っています。

計画事業

① 保育園、幼稚園、小学校での交流・連携

子どもの育ちを支えるための情報を保育園、幼稚園から就学先となる小学校へ提供する等、相互理解を深めるために、保育園、幼稚園、小学校での交流・連携を強化します。

② 保幼小合同研修会等の充実

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催します。互いの指導の内容や方法を学び合うことにより、幼児期の教育の質の向上及び、保育園、幼稚園、小学校が連携した就学前教育の取組をさらに推進します。

基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保

研修の充実等による職員等の資質の向上、保育人材の確保・定着に向けた処遇改善、子育て支援施設に対する適切な指導・監督等を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援を行います。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 二一ズ調査結果によると、港区の子育て環境への満足度は「満足」が33.8%、「やや満足」が41.9%で合計して75.7%となっており、「不満」「やや不満」の合計7.0%を大きく上回っています。
- 二一ズ調査の自由意見の中では、区内の子育て支援情報の集約などの要望があげられています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 子ども・子育て支援を必要とする人が、公平・適切な支援が受けられる環境づくりをさらに推進する必要があります。
- 教育・保育施設に加え、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに子育てのための施設等利用給付の対象となった認可外の保育施設等に対する指導・監督などにより、教育・保育の質を確保する必要があります。
- 保育施設等における就労環境の改善等による保育従事職員の確保・定着などにより、安定した保育の提供体制の確保に努める必要があります。

(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備

事業内容

子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境を整備します。

計画事業

①(仮称)港区児童福祉審議会の設置【新規事業】

令和3(2021)年4月に児童福祉審議会を設置し、区が認可保育園の設置認可や事業停止命令、認可外保育施設に対する事業停止命令、里親の適格性の認定、虐待等を理由とする児童の施設の措置等(保護者の同意を得られない場合)などを行う際に、児童福祉、法律、医療、建築等の多岐にわたる専門的な見地から意見を伺うとともに、重大な児童虐待が発生した際の事例を検証します。

②地域における子ども・子育て支援者の育成

一時預かり事業や子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、派遣型一時保育事業等、区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」を実施し、地域において多世代が子どもと子育てを支援する文化を醸成します。

(2) 教育・保育等の質の確保

事業内容

子どもの健やかな成長のためには、教育・保育の内容の充実や子育て支援事業の質の向上が不可欠です。

区では、教育・保育施設の運営内容の向上と改善を図るため、第三者評価の実施結果等の活用や施設の指導・監督の強化や関係機関との綿密な連携などにより、教育・保育の質の向上に向けた取組を進めます。

また、子どもの安全・安心を確保するため、児童施設災害時等緊急メール配信サービスなどの事業を実施しています。

計画事業

①保育士の業務負担軽減の推進【新規事業】

日常の保育のほか、園児の登降園の管理、指導計画の作成など多種多様な業務を行っている保育士の業務負担を軽減するため、保育園におけるICT化や保育体制の強化を推進します。

②乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進

保育所の環境を通して、養護と教育を一体的に提供し、乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、研修や公開保育等を実施し、保育士等の専門性を高め資質の向上を図ります。また、保育指導員による巡回を通して保育内容の指導、助言、相談を行う等、保育園の運営を支援します。

③給食を通じた食育の推進

子どもが集団の中で楽しく食事をする中で、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるように、食育を一層推進します。また、食物アレルギーや宗教食に対する基礎知識や対応についても研修等を通して充実を図ります。

④指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上

認可保育施設に加え、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに子育てのための施設等利用給付の対象となった認可外の保育施設等に対し、基準に基づく運営を遵守しているかを確認し、必要な指導・監督を行うなど区内保育施設の保育の質の確保と保育水準の向上を図ります。

⑤保育従事職員の確保・定着の支援

私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。

⑥保育施設における外遊びの支援

園庭のない私立認可保育園などに対し、区立保育園、区立幼稚園、スポーツセンターなどの区有施設を活用してプール遊び、外遊びの場所や運動会の場所を提供するほか、公有地の取得などにより代替園庭としても利用可能な公園等を確保するなど、保育環境の充実に向け支援します。

⑦保育施設における安全確保の推進

災害発生時に児童施設を利用している児童・保護者の安全を確保し、災害の種類や程度に応じた的確に対応できるよう避難訓練を実施するとともに、施設の防災備蓄物資の整備を推進するなど、施設の災害対応能力の向上を図ります。また、園外活動時の安全確保を推進するため、警察などの関係機関と連携しキッズゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

⑧幼稚園における安全確保の推進

各幼稚園において、マニュアルを活用した防災訓練や防犯訓練を定期的実施するなど、自然災害対策や防犯対策の強化、充実を図るとともに、警察などの関係機関と連携し、登降園時等における安全対策を推進します。また、私立幼稚園に対して、防犯カメラ設置などに係る経費を補助することで、私立幼稚園の安全対策を支援します。

⑨保育園保育料等の第2子以降無料の拡充

就学前の子どもがいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む家庭が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の保育園保育料を無料とします。また、3歳児クラス以上の給食費についても、同様とします。

⑩幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充

多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境の整備を一層推進するため、私立幼稚園保育料や区立幼稚園の子育てサポート保育料(年間利用)等に対し実施している多子世帯への負担軽減について、これまで小学校3年生までの兄や姉からとしていた子どもの数え方を見直し、年齢にかかわらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施します。

⑪私立幼稚園への支援及び連携の充実

幼児教育充実のため、公私立幼稚園等が企画段階から連携して研修会を実施するなど、教育職員の資質向上に向けた連携を行うとともに、特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣、運営経費に対する補助金の交付等により、私立幼稚園の運営を支援します。また、保護者の負担軽減と公私較差の解消を図るため、引き続き保育料及び入園料に対する補助金を交付します。

(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保

事業内容

児童が安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりとして、学童クラブや子ども中高生プラザ、児童館等において、従事職員の資質の向上やプログラムの充実など、質の向上に取り組めます。また、児童施設の運営内容の向上と改善を図るため、第三者評価の実施結果等を積極的に活用し、利用者満足度の向上を図り、利用者が利用しやすい施設運営に取り組めます。

計画事業

①学童クラブ事業の質の向上

「港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める職員数以上の有資格者（放課後児童支援員）を全学童クラブに配置するとともに、先進的なプログラムを積極的に取り入れるなど学童クラブ事業の質の向上を図ります。

②区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進

区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり（放課GO→）を推進します。また、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など、条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。

③地域における児童の健全育成機能の強化

子ども中高生プラザ、児童館等は、幼児期から中高生に至るまで長期にわたる児童の健全な成長を見守るとともに、乳幼児を持つ保護者への子育て支援など、地域における子ども・子育て支援の拠点として機能強化を図ります。

（４）子育て家庭への支援

事業内容

子育て家庭の社会参加の支援や出産・子育てに対する費用助成等を実施しています。また、保護者の多様なニーズにきめ細かくこたえることができるよう、幼稚園や保育園において在宅子育て家庭の支援に努めています。

計画事業

①子育て家庭に対する支援

妊産婦の社会参加及び子育て支援を目的として交付している港区コミュニティバス無料乗車券の利用範囲を家族（子どもの父、祖父母、兄弟）まで拡大し、子育て家庭の外出支援を強化します。

②多胎児の子育て家庭に対する支援の充実

双子、三つ子など多胎児の子育て家庭に対し、出産費用助成の増額、港区コミュニティバス無料乗車券の追加交付、派遣型一時保育・一時預かり事業における２人目以降の利用料金の無償化など支援を充実します。

③保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進

在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施します。

④幼稚園における子育て支援事業の充実

幼稚園の運営にあたっては、地域における幼児期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、園庭の開放や子育ての相談、幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。

基本方針5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者が、休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスが利用できるよう、情報提供や入所予約制度を充実します。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、母親の就労率は「フルタイム」「パートアルバイト」を合わせると68.5%となっており、前回調査時（平成25（2013）年）の53.6%を上回っています。特にフルタイムでの就労は54.7%と、前回調査の42.9%を大きく上回っています。
- 育児休業の取得については、就学前の母親の取得率は52.3%となっており、前回調査時の42.2%に比べて高くなっています。一方で、父親の取得率は7.3%で、前回の4.0%から増加しているものの依然として1割以下となっています。
- 子どもが1歳になるまでの育休取得希望については、「1歳になるまで」「1歳以降」を合わせた割合は82.7%となっており、前回調査時の87.0%とほぼ横並びとなっています。また、「1歳以降も育休を取得したい」は37.3%となっており、誕生日を区切りとしない育休取得の意向のある人が一定数いることがわかります。
- 一方、育児休業を希望する時期より早く切り上げた理由として「希望する保育園に入るため」と回答する母親の割合は74.0%となっており、前回調査時の66.4%より高くなっています。
- 育児休業を取得しなかった理由について、母親では「職場に育児休業制度がなかった」が39.7%と最も高く、次いで「子育てに専念するために退職した」が16.1%となっています。前回調査時では「子育てに専念するために退職した」が36.8%と最も高く、「職場に育児休業制度がなかった」は16.0%となっていました。一方、父親では「仕事が忙しかった」が最も高く、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が育休を取得した」が続いており、前回調査時と同様の項目が上位となっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 母親の就労率が向上し、育児休業の取得についても前回調査時を上回っています。一方、育児休暇の取得期間については「1歳になるまで」の割合が高く、復職に伴う保育サービスへのニーズの集中に対応する体制が必要になります。

事業内容

妊娠時から保育園で様々な相談ができる「子育て相談電話」や「保育園であそぼう」を通して、安心して子育てができるようサポートします。

また、育児休業取得者の中には、希望する保育園に子どもを入園させるために、育児休業を早めに切り上げるケースが前回から増加しています。育児休業明けの保育園の入所予約等、産後休業及び育児休業後に円滑に事業利用ができる体制を整備します。

計画事業

①育児休業からの復帰後の入所支援の充実

育児休業制度を安心して利用できる環境を整えるために、入所予約制度の定員を充実するとともに、保育コンシェルジュの活用など、情報提供や相談体制を強化することで、育児休業中の保護者の保育園選びを支援します。

②保育施設の1歳児定員の拡大

保育需要が特に多い1歳児を対象として、新設または開設後間もない私立認可保育園及び港区保育室の空きクラスを活用した1歳児の受入れを行い、保育需要に柔軟に対応します。

基本方針6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実

児童虐待、社会的養護、ひとり親、障害等、特別な支援が必要な家庭や子どもへの支援体制を強化します。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 区の子ども家庭支援センターが受理した新規相談数は、平成30(2018)年度には過去最多の1,277件でした。このうち、児童虐待相談件数は514件で、平成25(2013)年度の2.6倍となっています。継続支援件数も増加傾向で平成30(2018)年度末には666件、平成25(2013)年度の約2倍となっています。
- ニーズ調査結果によると、ひとり親家庭の割合は、就学前が2.6%、小学生が6.3%となっています。
- ひとり親家庭における子育ての孤立感は就学前で41.2%、小学生で52.2%となっており、全体平均(就学前:33.7%、小学生:27.3%)を上回っています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 児童相談においては、これまで、区と東京都による2元体制(地域での支援が必要な場合は区が対応し、一時保護が必要な場合や高度に専門的な支援が必要な場合は東京都の児童相談所が対応する)がとられていました。平成28(2016)年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置できることとなり、全ての児童の問題に、区が責任を持ち、妊娠期から児童の自立まで、子どもと家庭の状況に応じ切れ目なく総合的に対応できることになりました。
- 児童相談所の設置に伴い、児童虐待をはじめとする要保護児童等の早期発見と迅速な対応及び適切な支援などにおいて、子どもに関する全ての関係機関や地域社会とのより一層の連携協力を図る必要があります。
- 障害や疾病等によって、医療的ケアなどの配慮が必要な子どもに対し、個別の状況に応じた支援を充実させる必要があります。また、サービスの提供体制を更に充実させるために、配慮が必要な子どもが通う施設や支援を行う機関の総合的な連携体制を構築する必要があります。

(1) (仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備

事業内容

令和3(2021)年4月に、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設として「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」を南青山五丁目に整備します。

3施設は、児童虐待、非行、DVなどの子どもと家庭の問題に、発生予防から相談、保護、措置、自立支援まで、必要に応じ連携して対応し、切れ目なく支援していきます。また、地域の様々な施設、機関との連携体制を強化し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、切れ目なくきめ細かな支援を行います。

計画事業

①児童相談所の設置による迅速かつきめ細かな援助の実現【新規事業】

令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。迅速に安全確認、調査、相談を行い、必要に応じ、一時保護、里親委託、施設入所等を行います。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、子どもと家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。

②区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】

令和3（2021）年4月に開設する区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援など自立を促進するための事業を実施します。また、退所者について相談その他の援助を行うことで母子の着実な自立を支援します。

③子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実

配偶者暴力相談支援センター機能を有する家庭相談機能を、子ども家庭支援センターが実施する相談業務に統合することで、子どもの養育に関すること、ひとり親家庭の支援、夫婦間のDVや離婚問題など、子どもと家庭が直面している様々な課題に対し、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備します。

（2）児童虐待防止対策等の充実

事業内容

区は、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターが中心となり、地域の関係機関と連携して、児童虐待等の早期発見や未然防止、適切な支援などに取り組んでいます。

令和3年（2021）年4月に開設する(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでは、子ども家庭支援センターと専門支援を行う区の児童相談所が共に、子どもを取り巻く様々な機関と連携し、これまで以上に迅速丁寧な支援を行い、児童虐待防止対策の一層の強化に取り組めます。

また、平成28（2016）年の児童福祉法の改正では、児童が権利の主体であることが明確化されました。子どもの権利条約の啓発など、子ども自身を含む区民、子どもに関わる関係機関などへ、広く周知を図ります。

計画事業

①児童相談所の設置による迅速かつきめ細かな援助の実現【新規事業】【再掲】

令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。迅速に安全確認、調査、相談を行い、必要に応じ、一時保護、里親委託、施設入所等を行います。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、子どもと家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。

②DV被害者支援策の強化・充実【新規事業】

DV被害者の緊急時の一時保護先を確保するため、ステップハウス等の提供などの支援活動を行っている民間団体に対して、活動資金の一部を補助します。また、男性のDV被害者の一時保護施設を拡充するとともに、DV加害者更生プログラムの利用を促進するための助成制度を実施します。

③要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進

要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見や対応力を高めるため、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施など、児童虐待対策を推進します。

居住実態が把握できない児童についても迅速に安全確認を行い、必要に応じて適切な支援を行います。

また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や関係機関向けの研修の充実などにより、関係機関の支援力の強化を図ります。

④いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進

「港区いじめ防止基本方針」に基づき、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制の下、区におけるいじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。

⑤子ども家庭支援センターの相談体制の充実

子どもと子育てに関するあらゆる相談に対応するため、保護者向けの「子育て相談ねっと」の実施等専門相談体制を強化します。令和3（2021）年4月に開設予定の（仮称）港区子ども家庭総合支援センターに併設する児童相談所や母子生活支援施設と連携して相談業務を行います。

多様化する相談に適切に対応するため、職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図ります。

⑥地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進

子どもの安全を守るため、地域住民が関心を持ち、虐待の未然防止や早期発見などについて意識が高まるよう、リーフレット等の作成・配布、キャンペーン、講演会などにより、啓発活動を推進します。

⑦子どもの権利条約の啓発

「子どもの権利条約」で定めている、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」について、啓発活動を実施し、様々な機会を通して、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。

また、保育園や子ども中高生プラザ・児童館等の子どもの施設において、「全ての子どもが権利の主体である」ことを意識して子どもと接するよう、施設で従事する全ての職員の意識啓発を推進します。

子ども中高生プラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において、子どもが安心して相談できる体制を充実するとともに、子ども自身が悩みや心配事などを24時間相談できる「みなと子ども相談ねっと」等の子ども自らが相談できる相談先や方法を周知します。また、必要に応じ臨床心理士などを派遣します。

⑧要支援家庭等への支援の充実

養育支援訪問事業の実施のほか、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業、医療機関と連携した保護者支援プログラム等を実施するなど、児童の養育が困難な要支援家庭等への支援策を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。

(3) 社会的養護体制の充実

事業内容

様々な事情により保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭への支援を行います。令和3（2021）年4月に設置する児童相談所では、子どもの最善の利益の観点から、子ども・家族の参加と支援者との協働を目指し、東京都及び特別区の児童相談所と連携して、社会的養護の施設への措置や里親委託を適切に行うとともに、児童福祉法に規定された家庭養育優先の原則に基づき、里親登録の拡大や里親への支援、特別養子縁組に取り組みます。

また、社会的養護の後の児童等の自立を支援します。

計画事業

①里親登録の拡大と支援の充実による家庭養護の推進【新規事業】

里親制度の効果的な周知や広報活動を実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう相談支援体制を整備し、社会的養護が必要な子どもたちへの里親委託を推進します。

②児童のニーズに応じた社会的養護の充実【新規事業】

乳児院、児童養護施設等の社会的養護の施設への措置や里親への委託に当たっては、東京都や特別区児童相談所と広域で連携し、調整を図りながら、一人ひとりの児童のニーズに応じた支援を行います。また、社会的養護の施設や里親等で暮らす子どもたちの権利が擁護され安心して生活できるよう支援を行います。

③家族再統合に向けた支援の充実【新規事業】

様々な事情で施設や里親のもとで生活する子どもたちが早期に家庭復帰できるよう児童と家庭への援助を行うとともに、地域ぐるみでの支援体制を構築します。

④区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】【再掲】

令和3（2021）年4月に開設する区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援など自立を促進するための事業を実施します。また、退所者について相談その他の援助を行うことで母子の着実な自立を支援します。

⑤社会的養護の施設の適正な運営の確保【新規事業】

区内の乳児院、母子生活支援施設等の適正な運営を確保するため、設置認可等の手続を適正に行うとともに、指導・監督等を徹底します。また、区内における児童養護施設、自立援助ホーム等の施設

の必要性について調査、検討を行います。

⑥施設退所後等の自立を支援【新規事業】

児童養護施設や里親のもとで生活する児童の自立について、地域の中で孤立することなく安心して生活することができるよう、関係機関が連携し、安心して相談できる機関と場所を設けるなど支援体制を整えます。

(4) ひとり親家庭支援の充実

事業内容

ひとり親家庭の経済的支援のため、児童育成手当等の各種手当の支給、生活資金等の貸付、就労に必要な訓練費用の給付、就労等の各種相談事業などを実施しています。

計画事業

①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】

離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。

(5) 障害児施策の充実

事業内容

障害のある児童の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで身近な地域で適切な支援を行うことができるよう、子育て支援や特別支援教育等の関係機関との連携により、総合的かつ継続的な相談・支援を行っていきます。

特に医療的ケアが必要な児童の教育、子育て支援、障害者福祉等の関係部署が連絡・調整を行いながら、最適なサービス提供体制の確保を進めます。

計画事業

①医療的ケア児・重症心身障害児の放課後対策の充実【新規事業】

医療的ケア児・重症心身障害児の放課後や長期休業中に、個々の児童の状況に応じた発達支援を行うために、区立障害保健福祉センター内のスペースを活用して、新たに放課後等デイサービスを実施し、身体を使った遊びや創作活動等を行い、安全・安心な活動拠点の充実を図ります。

②障害児保育の充実

医師や臨床心理士などの専門家による巡回指導や保育士研修を定期的実施します。また、必要に応じて、児童発達支援センターや医療機関等の専門機関からの助言を受けるなど、療育部門等の関係機関との連携を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害児保育の充実を推進します。

区立元麻布保育園では、医療的ケアが必要な児童や障害のある児童の専用のクラスを設置し、集団保育を行います。

③幼稚園における特別支援教育の充実

特別な配慮を必要とする幼児に対して、専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザーが公私立幼稚園を訪問し、幼児の観察等を通して、教員、保護者への指導・助言を行います。また、区立幼稚園における介助員の配置や障害児を受け入れる私立幼稚園に対する経費の補助を行うことで、幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境・内容・方法の充実を図ります。

④障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備

障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生プラザ、児童館等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。

⑤児童発達支援センターにおける支援体制の充実

令和2（2020）年4月に開設した区立児童発達支援センターでは、就学前の児童を対象として、児童発達支援センターへ通う日々通所の定員を拡充するとともに、保育園との併用通所や、外出が難しい児童に対し居宅に訪問して療育を実施します。学齢児に対しては、放課後等デイサービスを行うなど、障害児の個別の発達段階や特性に応じた効果的な療育の充実を図ります。

⑥総合的な相談支援窓口の充実

児童発達支援センターでは、地域療育の中核施設として、保護者からの児童の成長発達に関する相談を受けるとともに、幼稚園、保育園、学校等の障害児が日常利用している施設や、保健所、子ども家庭支援センター等の関係機関の相互の連絡調整を担い、障害児やその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう支援します。また、成人後も切れ目なくサービス提供できるよう障害者総合相談支援センター機能と連携し、地域包括ケアシステムの構築を踏まえながら、相談支援体制を強化します。

⑦医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場の充実

医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場として区立児童発達支援センターにおいて重症心身障害児通所事業を実施しています。また、自宅に看護師等を派遣し、家族に代わり一定期間、医療的ケア及び日常生活上の介護を行い、家族の介護負担を軽減します。今後も、サービス提供や利用の状況を精査し、区民ニーズに合ったサービスとして更なる充実を図ります。

⑧特別支援教育の推進

特別支援学校・特別支援学級・通常の学級などの就学先を決定するため、区立児童発達支援センター一等と連携し、幼少期からの就学相談をさらに充実していきます。現在、区立小学校に在籍する児童1人に対し校内で医療的ケアを行うために、看護師（臨時職員）を配置しています。医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の通園・通学に関して、看護師の配置等、その子どもの状況に応じた支援策を検討します。また、区立小・中学校の特別支援学級では、児童・生徒一人ひとりの障害の種類やその程度、発達の状況を踏まえた、多様な教育を充実していきます。さらに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒の個別の教育的ニーズに対応するため、学習支援員の配置や特別支援教室設置の充実を図ります。また、幼稚園、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、組織的に取り組む体制を整備します。

基本方針7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

国、東京都、地域の企業、労働者団体、民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、就労している保護者のうち1日の就労時間が8時間を超える割合は父親で73.1%、母親で26.4%となっています。また、1週間あたりの就労日数が6日以上の割合は父親で24.1%、母親で7.7%となっています。
- 現在就労していない保護者の就労意向については、父親の28.6%、母親の54.0%が「すぐ」もしくは「1年以内」の就労意向を持っています。
- 子どもが病気の際の対応として「仕事を休んだ」割合は、母親が69.4%、父親が35.1%となっており女性が仕事を休む割合が高くなっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 女性の社会進出が進展し、また、働き方についても多様化が進んでおり、これまでの概念にしばられない柔軟な仕事と生活の両立に向けた支援が必要とされています。
- 行政から企業等への働きかけを行うとともに、優れた企業の取組を周知して、地域全体の機運を高めていく必要があります。

(1) 父親の子育てへの参加の推進

事業内容

父親が子育てや地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、父親向けの講座の開催や育児休業制度等の啓発、情報提供の充実などを行います。

計画事業

① 父親の子育てへの参加の環境づくり

父親が孤立することなく育児に参加できるよう、父親同士のネットワークづくりを支援します。また、「父親手帳」に掲載する情報の充実を図ります。

② 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進

育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用に向けて啓発を通して働きかけます。

(2) 事業所への支援等

事業内容

区では、ワーク・ライフ・バランスについての積極的な取組を展開する企業を支援するため、認定制度による顕彰や区との委託契約の入札の際、加点対象とする優遇措置を講じるなど、区内における企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を推進します。

計画事業

①ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。

また、中小企業経営者、人事担当者等にワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するとともに、企業の積極的な取組を支援します。

②仕事と家庭の両立支援事業の実施

中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。併せて、男性の子育てや介護への参加促進を支援するため、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金を交付します。

③労働関係法等関係法令、各種制度の周知

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、周知を図ります。

④企業・事業者向け講座・講演会の開催

女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や事業主向けの講座・講演会を、ハローワーク等と連携を図りながら効果的に開催します。

(3) 区職員のワーク・ライフ・バランスの取組

事業内容

行政側から率先してワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、港区職員の仕事と子育ての両立支援を実施していきます。

計画事業

①港区職員子育て支援プログラム

職員を雇用する事業主として、港区職員の子育て支援に関するプログラムに基づき、行政側から率先して、仕事と子育ての両立支援等に向けた取組を推進します。

基本方針8 放課後対策の総合的な推進

放課後に子どもが安全に安心して過ごすことのできる場を確保するため、子どもの居場所づくりを推進します。

なお、本基本方針は、新・放課後子ども総合プランに基づく取組等を掲載しています。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 小学校1・2年生の保護者へのニーズ調査結果によると、小学生の保護者の就労率は父親で95%以上、母親で64.1%となっており、母親の就労率は就学前児童の保護者に比べると低くなっています。
- 低学年の放課後の過ごし方については、「習い事」が67.5%と最も高く、次いで「自宅」が43.5%となっており、「学童クラブ」30.1%、「放課GO→」27.1%となっています。
- 高学年の放課後の過ごし方については、「習い事」が38.5%と最も高く、次いで「自宅」が21.0%、「学童クラブ」は12.5%、「子ども中高生プラザ・児童館」は8.0%、「放課GO→」は6.8%となっています。
- ニーズ調査結果によると、小学校低学年の子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「区立の学童クラブ」と回答した者が30.1%、「放課GO→・放課GO→クラブ」と回答した者が27.1%と、「習い事」(67.5%)、「自宅」(43.5%)に次いで多くなっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 女性の社会進出が進み、これから小学生になる未就学児の保護者の就労率は、現時点で小学生の保護者の就労率を上回っており、今後より高まる小学生の保育ニーズに対応していく必要があります。
- 学童クラブ需要に応えるため、区では多様な手法により学童クラブ定員を確保していますが、来室のための移動の不安などから、特に小学校低学年では、小学校内にある学童クラブを希望する割合が高くなっています。

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため「学童クラブ事業」を実施しています。また、区立小学校では、児童の放課後の居場所づくりである「放課GO→」と学童クラブ事業を併せた「放課GO→クラブ」を一体的に実施しています。

新・放課後子ども総合プランに基づく取組等

(1) 学童クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量【再掲】

施設改善や新規開設により、学童クラブ定員の確保、充実を図ります。

【目標量】

(人)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494
② 確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768
	高学年	650	695	662	694	700	751
過不足 (②-①)			220	170	160	25	25
箇所数		35 箇所	35 箇所	36 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所

(2) 放課GO→クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量

学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブの実施を検討します。

【目標量】

(箇所)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
箇所数		15	16	16	17	17	17
追加整備の内容 (区立小学校)			区立高輪台		(仮称) 区立芝浦第二		

(3) 放課GO→の令和6（2024）年度までの整備計画

専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→の実施を検討します。

【目標量】

(箇所)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
箇所数		17	18	18	19	19	19
追加整備の内容 (区立小学校)			区立高輪台		(仮称) 区立芝浦第二		

(4) 放課GO→及び学童クラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

児童の放課後の居場所づくりである放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブを実施し、放課GO→と学童クラブ事業の児童が一体的に活動しています。

(5) 小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課GO→への活用に関する具体的な方策

児童が安全・安心に活動できる放課後の居場所づくりのため、小学校と連携・協力し、区立小学校内に専用の活動場所として放課GO→室及び放課GO→クラブ室を設け、さらには、学校が授業等で使用していない時間帯は、体育館、校庭、多目的室等も利用し活動しています。

(6) 学童クラブ及び放課GO→の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

子ども・子育て支援に関する庁内の検討組織である港区子育て支援推進会議等において、教育委員会事務局、子ども家庭支援部及び各地区総合支所が連携して学童クラブ及び放課GO→の実施校拡大を検討するとともに、情報交換・共有を行い、課題解決に取り組んでいます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生プラザ、児童館等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。

(8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組

平成27(2015)年度の子ども・子育て新制度の実施に伴い、学童クラブ事業の平日の開所時間を午前8時30分から午前8時に前倒し、午後6時30分から午後7時に延長しました。

基本方針9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実

子どもが健やかに成長できるよう、区内の児童遊園等の整備、環境学習の支援を推進していきます。また、子ども・若者の健やかな育成のための支援や取組を関係機関が連携して推進します。

なお、本基本方針は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の取組等を掲載しています。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、今後の港区への定住意向については、就学前の56.4%が「ずっと住み続けたい」としており、「子どもの大学卒業まで」としている割合は32.2%となっています。一方で、小学生では「ずっと住み続けたい」が64.1%、「子どもの大学卒業まで」は27.2%となっています。
- 定住意向については、子育ての孤立感が高まるにつれて「ずっと住み続けたい」が減少する傾向があります。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 子どもが安心して遊ぶことのできる空間や、自然とのふれあいを通じて学びの機会を得られる環境を整備していく必要があります。
- 子育ての悩みや不安を、地域の中で共有し解決に向けて取り組んでいくための支援が必要になります。
- 妊娠、出産、子育て期を通じた切れ目のない支援により、地域で妊産婦が安心して出産・育児ができる環境の整備をさらに進める必要があります。

(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備

事業内容

子どもたちが安心して遊び、自然との触れあいを通して学ぶことができる公園や遊び場等を整備していくとともに、子ども連れの方が快適に利用できる公衆・公園トイレ等の整備など公共施設のバリアフリー化を進めていきます。

また、子どもを安心して生み育てることができる環境として、産後母子ケア事業を推進していきます。

市町村行動計画に基づく取組等

①公園の整備

公園は区民の休息やレクリエーション、地域のコミュニケーションの場、子どもの遊びや環境学習、さらに高齢者の健康づくりの場、緑の拠点、また、災害時の地域集合場所や防災活動拠点等、公園に求められる役割や区民ニーズは年々多様化してきています。

計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて既存公園の再整備を進めます。

②児童遊園の整備

地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、安心して集え、和める魅力ある児童遊園を整備します。

また、業務・商業系の地域に立地しているなど、子どもの遊び空間として隔たりがある場所では、利用実態を踏まえた施設整備を検討します。

③プレーパークの推進

子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、のびのびと思い切り遊べるよう、場所と機会を提供するとともに、遊びを通して子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進していきます。

④学校施設開放による子どもの遊び場の充実

子どもたちを交通事故その他の危険から守るとともに、健全育成を図ることを目的として、区立小学校の校庭及び体育館を、子どもの身近で安全な遊び場として開放します。

⑤快適な公衆・公園トイレの整備

公衆トイレや公園トイレを計画的に整備します。トイレの新設・建替え時には、高齢者・障害者も安心して使えるバリアフリー対応の“誰でもトイレ”を設置すると共に、子ども連れの方の利用にも配慮しベビーベッド・ベビーチェア等を備え、誰もが安全で快適に利用できるトイレの整備を進めます。

⑥保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援

子どもたちは、自然とのふれあいを通して命の大切さを理解し、自然や生きものを大切にする心を育みます。子どもたちが、地域の環境資源である公園や水辺、校庭など身近な場所で生きものを観察し、ふれあうことにより、生物多様性の大切さを効果的に学ぶことができる場所の整備や適切な維持管理に向けて、都心に生息する生きものやその生息環境に精通した専門家を派遣します。

⑦産後母子ケア事業の推進

産後ケア（産褥期における母体のケア、育児支援、交流等の社会支援）を行うことで、母性の醸成、ストレス軽減、育児の主体性が高まるとされています。

みなと保健所において、母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊産婦の相談に応じます。また、生後4か月未満の児とその母親が宿泊または日帰りで滞在できる場を提供し、心身のケア、母乳や育児等の相談、母親同士の交流を促します。

さらに関係機関とのネットワーク会議を開催するなど、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を推進します。

(2) 青少年の健全育成のための支援

事業内容

スマートフォンやSNS等の普及に起因する子ども・若者の犯罪被害が多発するなど、多感な時期の子ども・若者を取り巻く社会環境は複雑かつ不可視な状況にあります。

子ども・若者の健やかな育成のための支援や見守りの取組を関係機関が連携して推進していきます。

市町村行動計画に基づく取組等

①インターネットの適正利用の啓発

成長に好ましくないインターネットサイトへのアクセス制限や、安全・適切なインターネット環境の利用に向けたリテラシー教育を充実する等、インターネットの有効的な活用に向けた取組を推進していきます。

②自主的・創造的な活動の支援

青少年の健全育成を図るため、各地区青少年対策地区委員会における、地域特性に応じた自主的・創造的な活動を支援します。また、中学校生徒主体の防災訓練や消防少年団による消火器訓練のボランティア活動など、地域の青少年関係団体の活動を支援します。これらの活動を通じ、青少年が地域の一員としての自覚を持ち、郷土意識を醸成できる地域づくりを推進します。

③リーダー育成の支援

豊かな知識経験を有する地域の人材の活用等により、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援します。

(3) 地域における子ども・子育て支援の取組

事業内容

各地区総合支所では、地域の特性を生かした子ども・子育て支援の取組として、様々な施策を行っています。

市町村行動計画に基づく取組等

①よちよち子育て交流会【赤坂地区地域事業】

子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、「よちよち子育て交流会」を開催します。

保健師、栄養士などの専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぽーと」の「子育て支援員」などの地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。

②赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業【赤坂地区地域事業】

赤坂地区は、地域で活躍する専門的な技能・知識を有する人や文化人、地域貢献活動が活発な企業などの地域人材等が豊富な地区です。

こうした地域の人材と子どもたちを結びつけるため、地域ぐるみの子育ての仕組みを整備します。

住民、NPO等地域団体、地元企業等との連携と協働により、小・中学生、高校生を対象に「驚き・感動・気づき」の機会となる講座や様々な分野で活躍しているプロフェッショナルとの交流の場を提

供します。

また、地域の子ども向け事業に関わる団体等のサポート体制やネットワークを構築し、子どもたちを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。

③たかなわ子どもカレッジ【高輪地区地域事業】

地域児童を対象に大学の知的・人的資源を活用し、専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。

事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。

④高輪ほっとひといき子育て支援事業【高輪地区地域事業】

就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。

地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。

また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに、保護者のもつ力を高めます。

⑤子育てあんしんプロジェクト【芝浦港南地区地域事業】

保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。

また、子育て世代の交流の場をつくることで、子育てを通じた地域での仲間づくりや子育て世帯間、家庭間のネットワークづくりを促進し、家庭や地域の子育て力の向上を支援します。

さらに、よりきめ細かで利用者の満足度が高い事業をめざし、大学や地域の医療機関等とも連携を図りながら、地域特性や様々な子育てのニーズに対応していきます。

基本方針 10 子どもの未来を応援する施策の充実

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長できるよう、「教育・学習」「生活環境」「経済的安定」の支援の充実を図るとともに、地域が一体となって施策を推進する体制を整備します。なお、本基本方針は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」の取組等を掲載しています。

区の現状と課題

- 平成 26（2014）年 1 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ、経済的問題だけでなく、家庭環境等において様々な問題を抱える家庭・子どもに対しても積極的に支援することとし、「港区子どもの未来応援施策」として、平成 31（2019）年 4 月 1 日現在、117 の事業を展開しています（資料編「2 子どもの未来応援施策の一覧」参照）。
- 「教育・学習の支援」では、家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が十分に定着していない児童・生徒や学習等の課題を抱えている児童・生徒への支援が必要です。また、将来の困窮を予防する観点から、高校中退の防止などの支援が必要です。
- 「生活環境の安定の支援」では、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築することが必要です。
- 「経済的安定の支援」では、各種手当の支給や資金の貸付等経済的支援の充実を図るとともに、自立に向けた保護者の就労の支援等が必要です。
- 「地域で子どもの未来を応援する体制の整備」では、子どもの未来応援施策の普及・啓発を行い、行政だけでなく、企業、NPO、大学など地域が一体となって施策を推進する体制を確立することが必要です。

（1）教育・学習の支援

事業内容

就学の援助、学習の支援、その他キャリア教育を含めた教育・学習に関する支援のための施策により、その家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、自らの能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、中学生、高校生を対象とした学習支援事業を実施するなど、自立に向けた支援します。

市町村計画に基づく取組等

①生活困窮世帯への学習支援

家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が十分に定着していない児童・生徒や学習等での課題を抱えている児童・生徒に対し、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、教育及び就労に関する支援を行います。また、高校生に対しては、中退防止のための相談・支援を行います。

(2) 生活環境の安定の支援

事業内容

子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他生活に関する支援により、家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、毎日の生活を身体的・精神的に安定して送れるよう支援します。

市町村計画に基づく取組等

①高校生不登校への支援【新規事業】

不登校について、これまで支援の少なかった高校生へも支援の対象を広げ、子どもを身近で支える保護者を対象に、不登校の現状や家庭での接し方などを理解し、相談・支援機関の情報に接することができる機会を設けるための理解促進事業を実施します。なお、引き続き、各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置するほか、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、学校教育相談体制を充実し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図るとともに、適応指導教室（つばさ教室）での指導・相談や、教育センターでの教育相談等の支援を継続していきます。

②子育て家庭の生活や社会参加の支援

産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業などを通じて、親の妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることのないよう、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行うとともに、親と子の生活や社会参加の支援を実施します。

③相談体制の整備

小学校及び中学校では、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの支援を行います。また、生活困窮者自立相談支援窓口である、港区生活・就労支援センター事業を通じて、子どもが高校や大学等への進学後も就業や生活についての支援を行い、社会的自立まで切れ目のない支援体制を構築します。

(3) 経済的安定の支援

事業内容

各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援により、その家庭環境等において様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。また、就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の就労の安定を支援します。

市町村計画に基づく取組等

①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】【再掲】

離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。

②教育にかかる経済的支援の充実

教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種の手当等の支給や資金の貸付け等の経済的支援を行います。

③保護者に対する就労の支援

就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の自立を図るための就労支援を行います。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、家庭が経済的に安定できるよう支援します。

(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

事業内容

全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していける地域社会を実現するため、地域が一体となって子どもの未来応援施策を推進していく体制を整備します。子どもやその家庭に寄り添いながら、様々な課題を解決するため、子どもの未来応援施策の普及・啓発を行い、区民、企業、NPO、大学等との連携を強化します。また、子どもの孤食解消と保護者支援のため、子ども食堂を運営する個人や団体に対して活動の支援を行うとともに、担い手の育成、支援者同士のネットワークを確立していきます。

市町村計画に基づく取組等

①子どもの未来応援施策の普及・啓発

孤食解消と保護者支援事業や学習ボランティア養成講座等を通じて区民等に対し子どもの未来応援施策の理解を促進するとともに、地域で子どもたちを応援する人材を確保し、育成します。

②地域における子どもの未来を応援するネットワークの確立

普及・啓発活動を通じて育成した人材や企業、NPO、大学等と連携・協力し、それぞれの強みを生かして役割分担を行うことにより、地域における子どもの未来を応援するネットワークを確立します。

③子どもの孤食解消と保護者支援

子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。

子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。

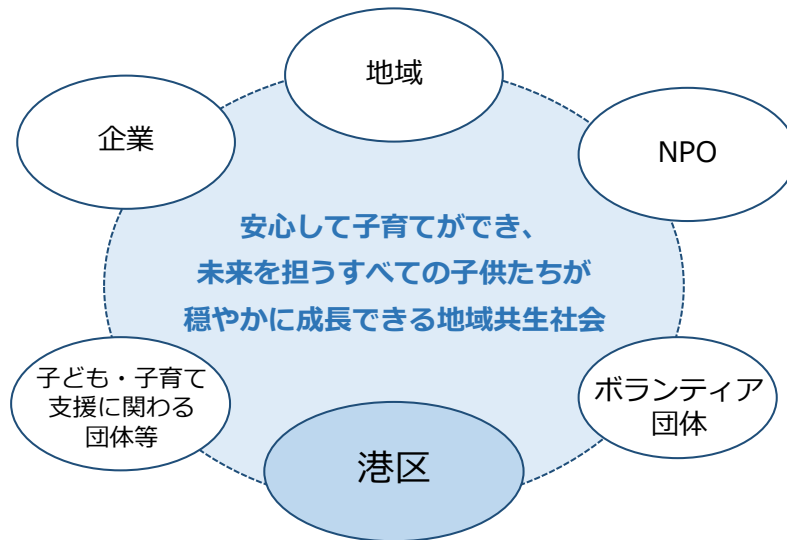
第4章

推進体制

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政と、地域、NPO、ボランティア団体、企業及び子ども・子育て支援に関わる団体等との密接な連携を図りながら、一体的に取り組んでいきます。



(2) 進捗管理

本計画では、目標の達成をめざして各事業を着実に実施し、また、その内容等を継続して評価・検証することで、事業の効果をより向上させていきます。

計画事業の進捗管理は、各年度の実績を毎年確認し、その改善を図るP D C Aサイクルによって行います。P D C Aサイクルとは、Plan-Do-Check-Action（計画-実施-評価改善）を継続的に行うことで、その業務改善や事業効果を高める手法です。本計画はその手法に則り、各年の事業の推進状況を確認しながら、その効果を継続的に高めていくことを目指します。

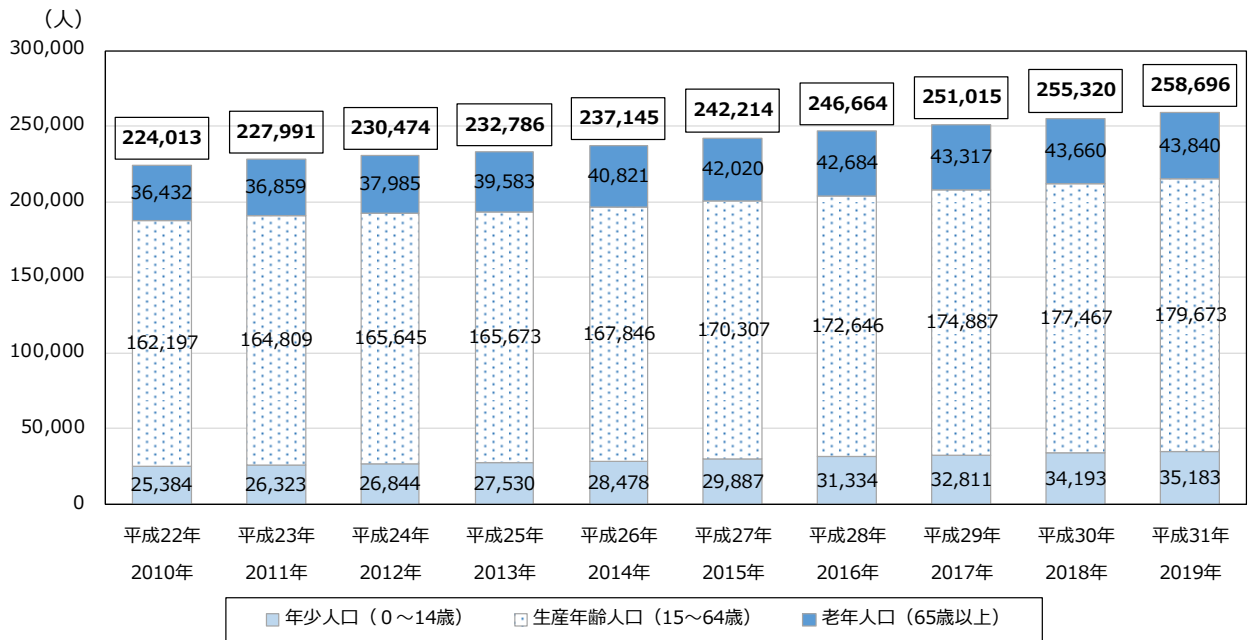
本計画では、事業の進捗状況や評価を庁内の検討組織である港区子育て支援推進会議において検証します。あわせて、港区子ども・子育て会議では、施策の実施状況等について、区長の諮問に応じた調査審議し、答申します。また、区は、施策の実施状況等をホームページ等で公表するとともに、評価結果を踏まえた事業の見直し等を行い、施策を推進していきます。

資料編

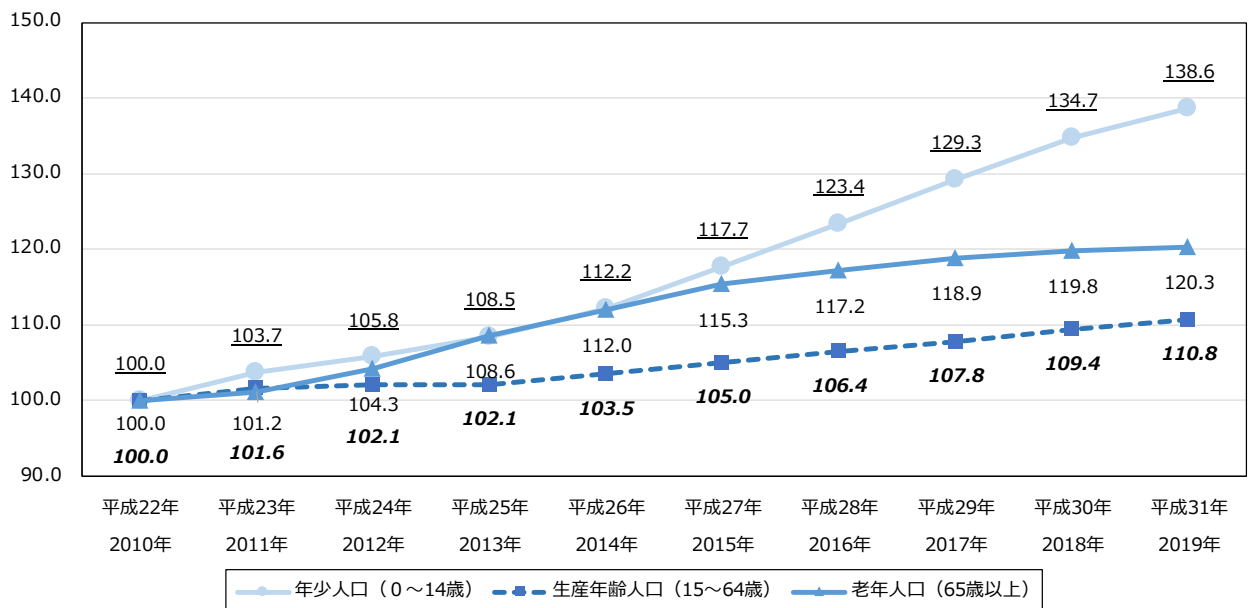
1 統計からみる港区の現状

(1) 港区の人口

区の人口は過去10年間にわたって増加し続けており、平成31（2019）年には258,696人となっています。年齢区分別でも、年少人口・生産年齢人口・老年人口の全てで増加となっており、特に14歳以下の年少人口は10年前の平成22（2010）年に比較して38.6%増となっており、他の年齢区分と比較しても大幅な増加となっています。



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、平成22～24年外国人登録者名簿（各年3月末現在）

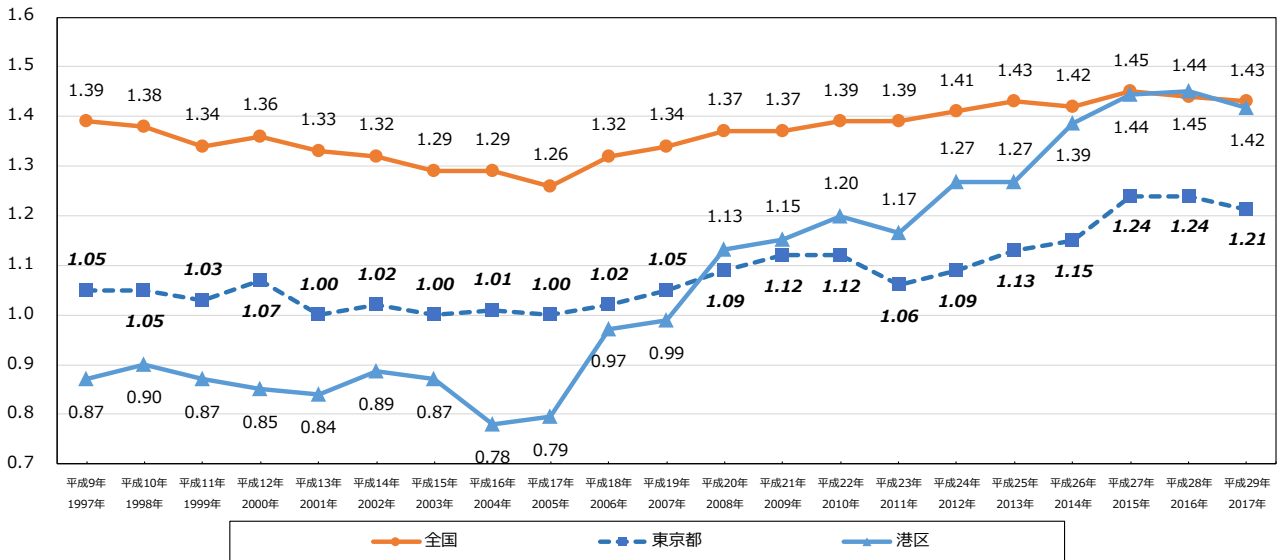


出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、平成22～24年外国人登録者名簿（各年3月末現在）

※平成22（2010）年の年齢別人口を100.0とした場合の経年変化の推移

(2) 合計特殊出生率

区の合計特殊出生率は、平成 29 (2017) 年には 1.42 となり、平成 20 (2008) 年に東京都全体の平均を超えて以降、継続して東京都全体を上回っています。特に平成 26 (2014) 年以降は、全国平均とほぼ同じ水準を維持しており、20 年前の平成 9 (1997) 年と比較すると、大幅に増加しています。



出典：人口動態統計

(3) 障害のある18歳未満の子どもの推移

平成30(2018)年度末時点での、障害のある18歳未満の子どもについては、身体障害者手帳所持者は143人となっており、前年度比で2.1%増加となっています。

愛の手帳所持者は、273人となっており、前年度比で7.1%増加となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、28人となっており、前年度比で27.3%増加となっています。

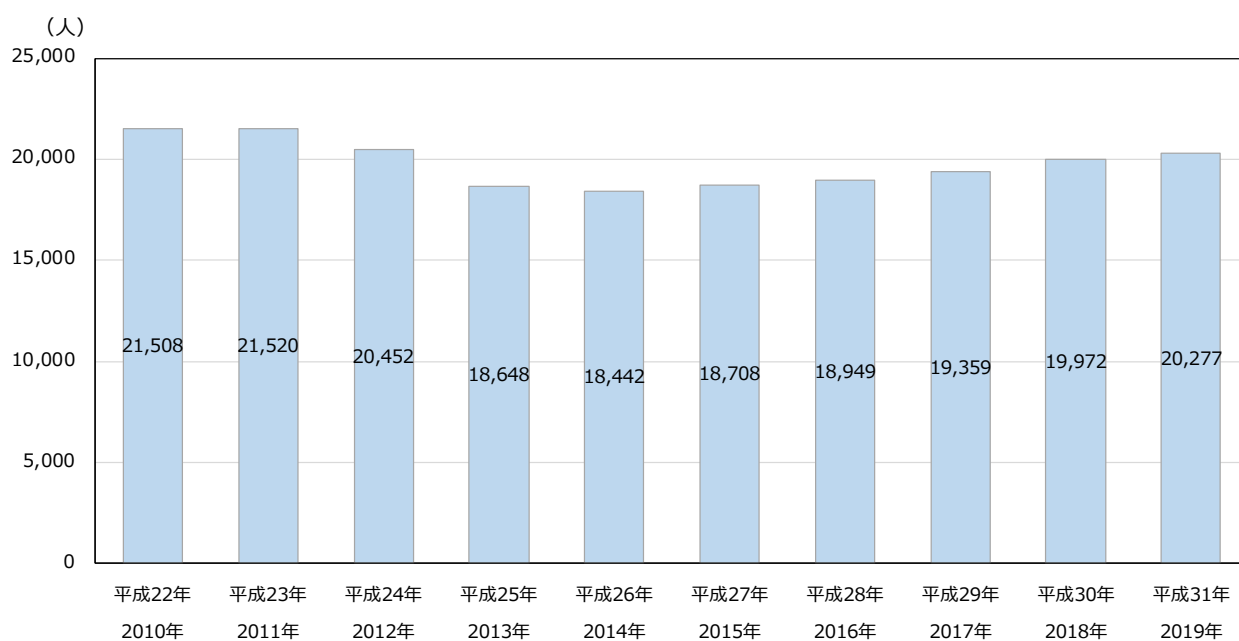
	平成(年度)								
	22	23	24	25	26	27	28	29	30
合計	295	294	318	336	358	389	402	417	444
身体障害者手帳所持者	113	121	126	134	134	135	140	140	143
視覚障害	2	4	4	4	4	5	3	5	6
聴覚、平衡機能障害	26	21	22	23	25	22	19	21	22
音声、言語機能障害	1	2	2	3	3	3	2	1	1
肢体不自由	66	76	79	81	84	85	91	91	85
心臓機能障害	11	12	14	16	11	11	14	11	15
じん臓機能障害	1	0	0	0	0	0	0	0	1
呼吸器障害	1	1	1	3	3	4	5	6	7
ぼうこう・直腸等機能障害	4	4	3	3	3	3	5	5	5
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	1	1	1	1	1	2	1	0	1
愛の手帳所持者数	179	165	180	190	207	232	241	255	273
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3	8	12	12	17	22	21	22	28

出典：保健福祉支援部事業概要（各年度末現在）

(4) 外国人人口の推移

区の外国人人口は、平成 23 (2011) 年の 21,520 人をピークに平成 26 (2014) 年には 18,442 人まで減少しました。平成 27 (2015) 年以降は増加傾向にあり、平成 31 (2019) 年には 20,000 人を超えるまで回復しました。

総人口に対する外国人の占める割合は平成 31 (2019) 年 1 月時点で 7.8%となっており、東京都全体や区部平均の割合を上回っています。



出典：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）、平成 22～24 年外国人登録者名簿（各年 3 月末現在）

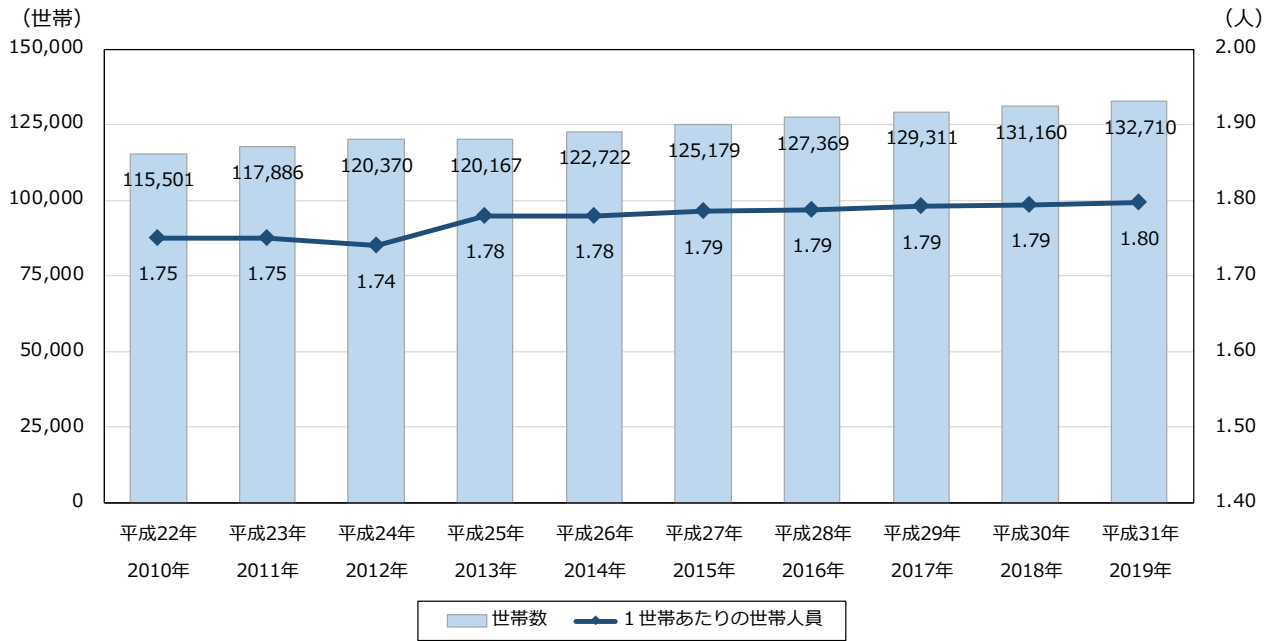
	総人口 (人)		
	外国人人口	割合	
東京都	13,740,732	551,683	4.0%
区部	9,486,618	465,191	4.9%
港区	257,426	20,057	7.8%

出典：東京都住民基本台帳人口（平成 31 年 1 月 1 日現在）

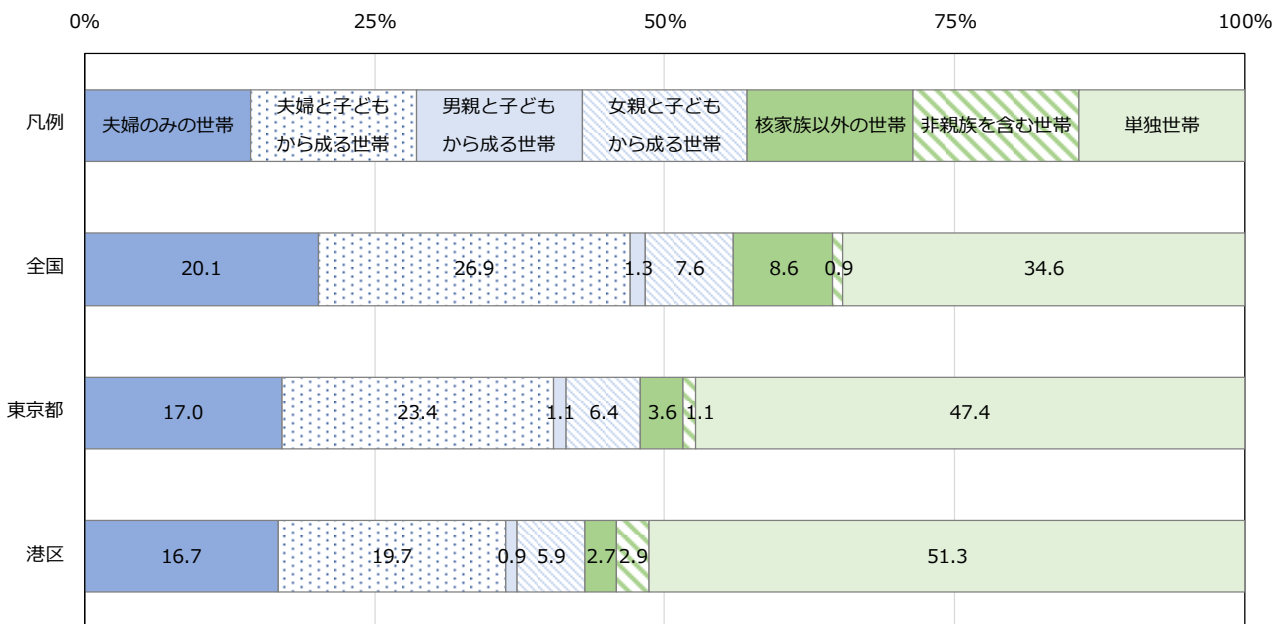
(5) 世帯数の推移

区の世帯数は平成 31（2019）年には 132,710 世帯となっており、平成 22（2010）年から増加傾向となっています。1 世帯当たりの世帯人員についても増加傾向にあり、平成 22（2010）年の 1.75 人が平成 31（2019）年には 1.80 人に増加しています。

また、国勢調査を基に世帯構成を全国・東京都と比較すると、区では単独世帯が全体の半数を超えており、全国・東京都に比べても多い傾向にあります。一方で、子どもを含む世帯は全国・東京都に比べて低く、ひとり親と子どもから成る世帯についても低くなっています。



出典：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）



出典：国勢調査（平成 27 年）

(6) 区の18歳未満の子どもがいる世帯数の推移

区の18歳未満の子どもがいる世帯数は、全体で見ると増加傾向にあり、平成7年の12,309世帯が平成27年には22,942世帯と1万世帯以上増加しています。

子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯の推移を見ると、全体では平成27年は最も多く1,039世帯となっていますが、子どもがいる世帯に占める割合は4.52%と過去20年間で最も低くなっています。

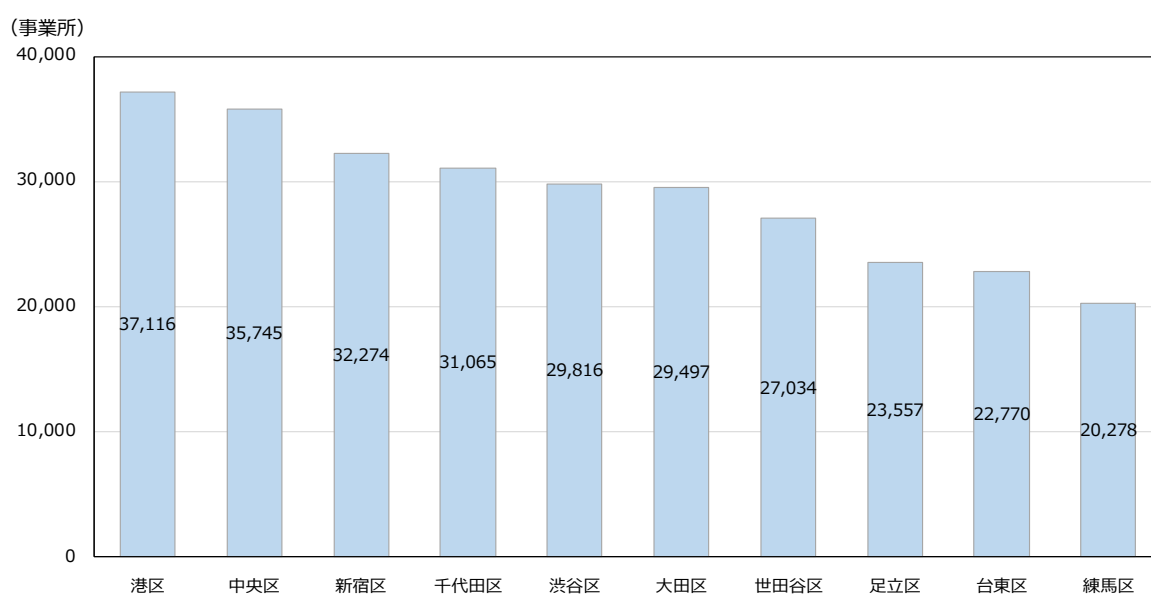
ひとり親の属性別で見ると、母子世帯は平成27年で999世帯と過去20年間で最も多く、全体に占める構成比は4.35%と最も低くなっています。一方で、父子世帯は平成27年で40世帯と過去20年間で最も少なく、構成比についても0.17%と低くなっています。

	18歳未満の子どもがいる一般世帯			
		母子世帯	父子世帯	小計
平成7年	12,309	599 4.87%	63 0.51%	662 5.38%
平成12年	12,365	808 6.53%	71 0.57%	879 7.11%
平成17年	13,356	704 5.27%	57 0.43%	761 5.70%
平成22年	17,757	858 4.83%	80 0.45%	938 5.28%
平成27年	22,942	999 4.35%	40 0.17%	1,039 4.52%

出典：国勢調査

(7) 区の就労環境

区の事業所数は平成28年に37,116事業所となり、東京23区内で最も多くなっています。



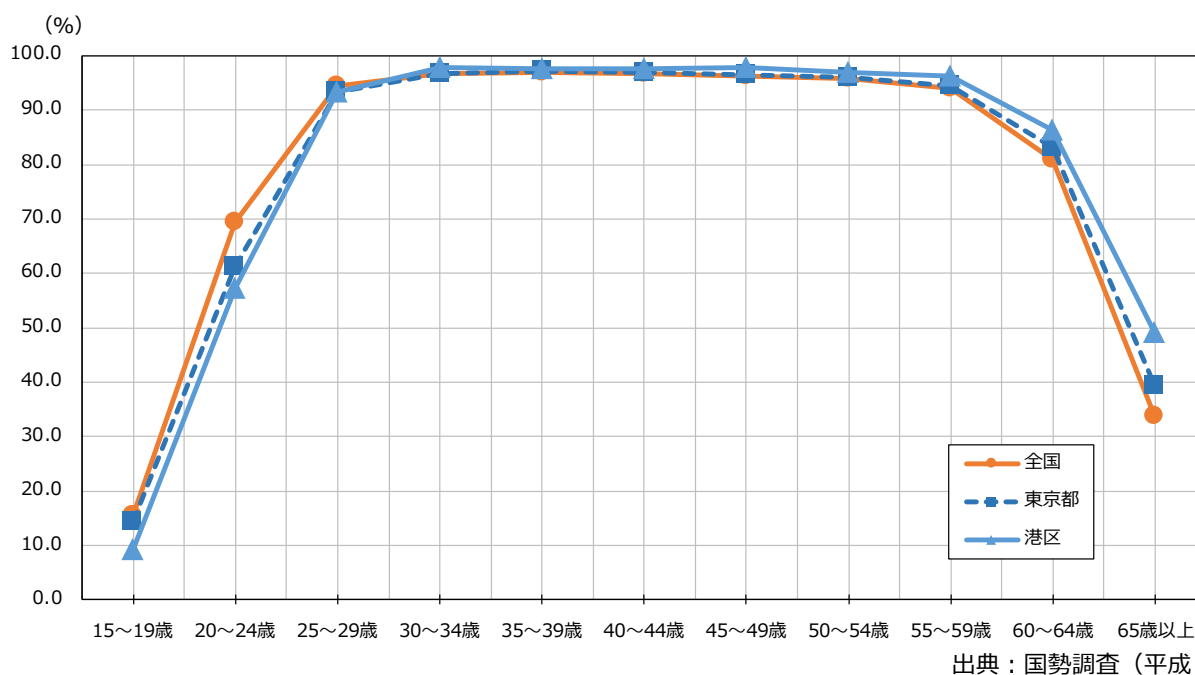
出典：経済センサス活動調査（平成28年）

(8) 区の労働力率

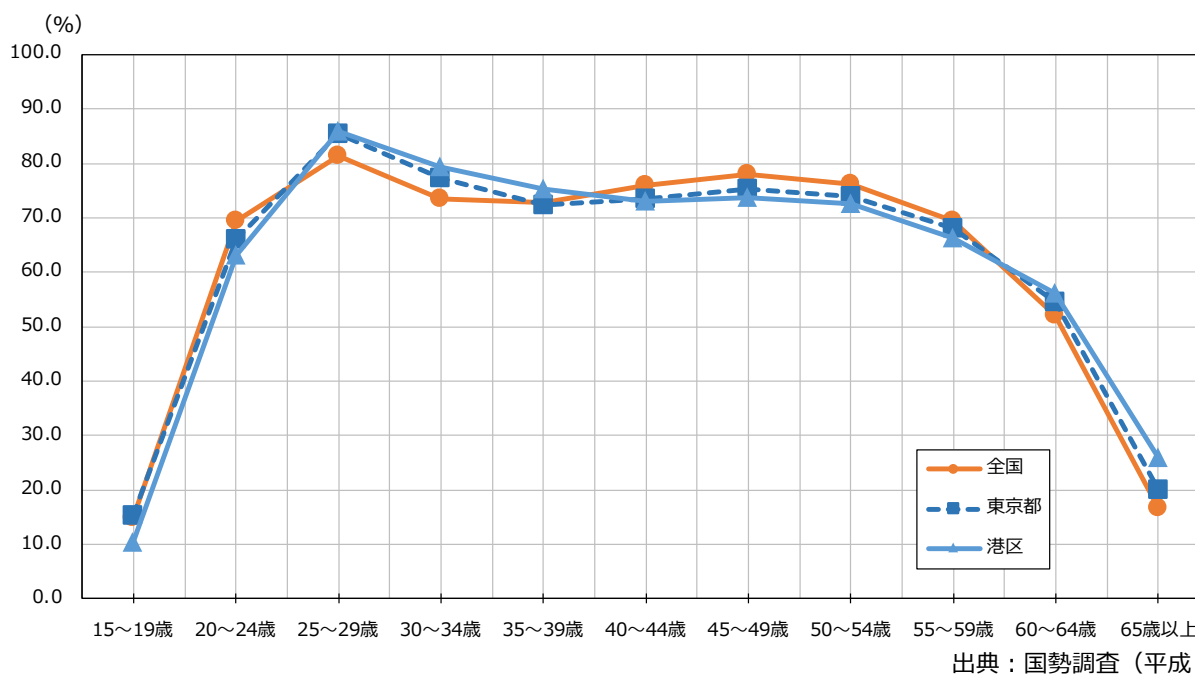
区の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、男性は20～24歳が全国・東京都に比べて低く、25～59歳では全国・東京都と同様に9割を超えています。60歳以降、労働力率は9割を下回りますが、全国・東京都と比較すると高い水準を維持しています。

女性は、男性同様に20～24歳では全国・東京都に比べて低くなっています。25～29歳で8割を超えてピークとなり、以降は減少傾向となっています。40～59歳では全国・東京都に比べて低い水準となり、60歳以降は男性と同様に全国・東京都と比較して高くなっています。

【男性の労働力率】



【女性の労働力率】



2 港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果

(1) 調査結果の概要

第2期港区子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育て家庭の「現在の状況」や「今後の利用希望」等から、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（需要量）」を把握するため、平成30（2018）年度に「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

この調査は、調査票を郵送し、郵送またはインターネットにより回収し、回答は無記名としました。対象者は住民基本台帳から居住地区（5地区）の人口規模を踏まえた無作為抽出としました。調査対象・回収率については、以下のとおりです。

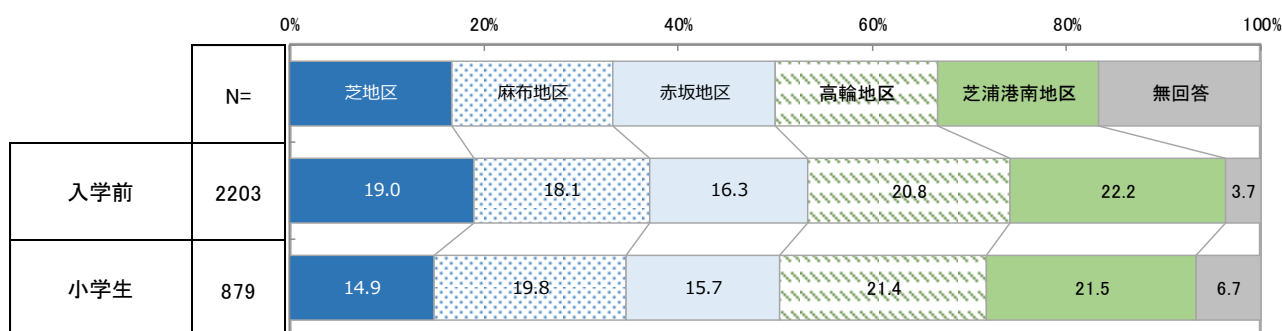
対象者	調査数	回収数			回収率
		郵送	インターネット	合計	
小学校入学前児童の保護者	5,000	1,455	748	2,203	44.1%
小学校1・2年生の保護者	2,000	659	220	879	44.0%
合計	7,000	2,114	968	3,082	44.0%

1) 回答者の属性

【居住地区】

入学前・小学生ともに「芝浦港南地区」が最も高く、入学前で22.2%、小学生で21.5%となっています。

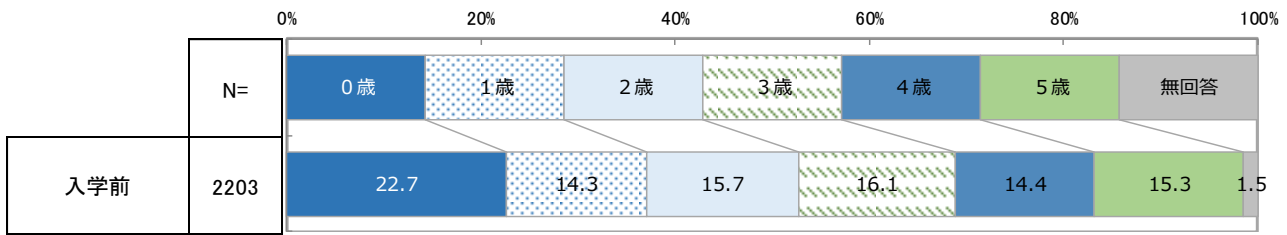
入学前では、次いで「高輪地区」が20.8%、「芝地区」が19.0%となっており、一方で小学生では「高輪地区」が21.4%、「麻布地区」が19.8%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

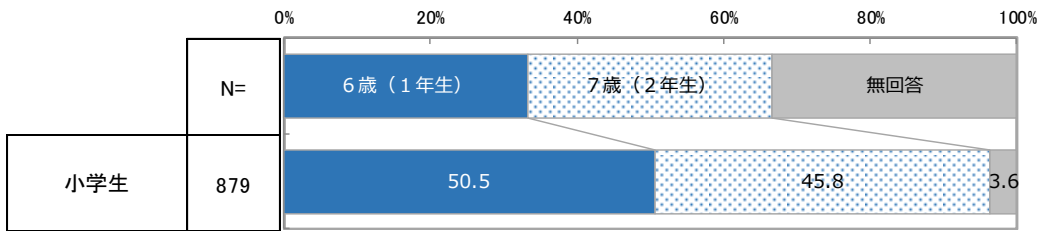
【子どもの年齢】

入学前の子どもの年齢については、「0歳」が最も高く22.7%となっており、次いで「3歳」が16.1%、「2歳」が15.7%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

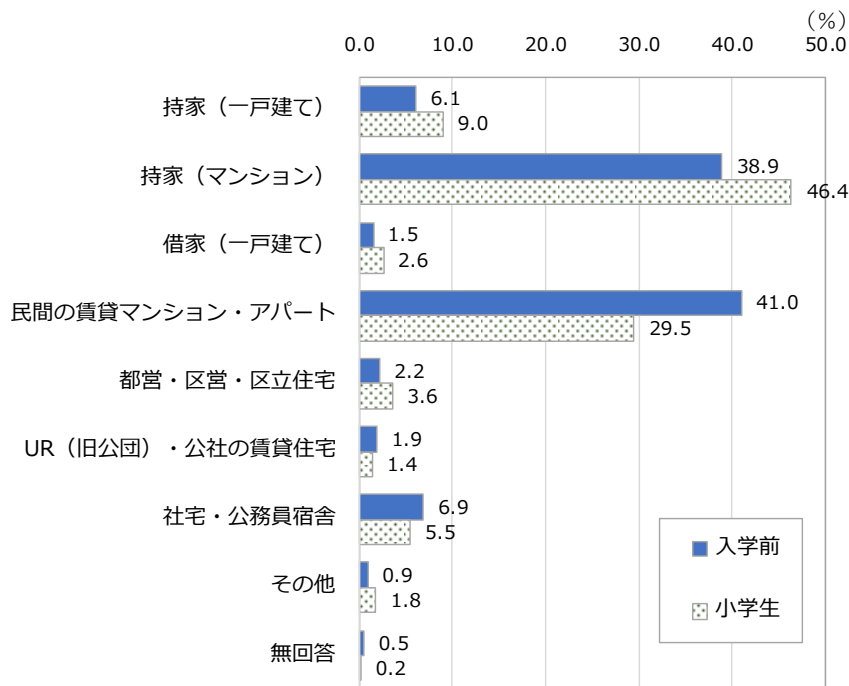
小学生の子ども年齢については、「6歳（1年生）」が50.5%、「7歳（2年生）」が45.8%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【住まいの形態】

子どもの住まいの形態については、入学前では「民間の賃貸マンション・アパート」が最も高く41.0%となっており、次いで「持家（マンション）」が38.9%、「社宅・公務員宿舎」が6.9%となっています。一方で、小学生では「持家（マンション）」が最も高く46.4%となっており、次いで「民間の賃貸マンション・アパート」が29.5%、「持家（一戸建て）」が9.0%となっています。

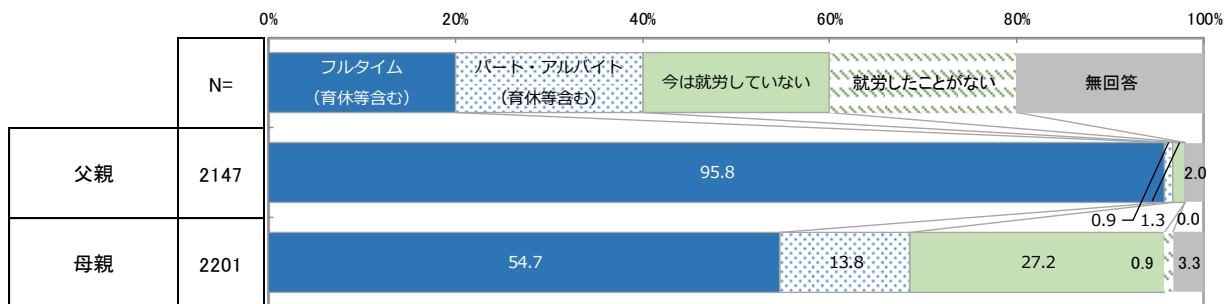


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

2) 保護者の就労状況について

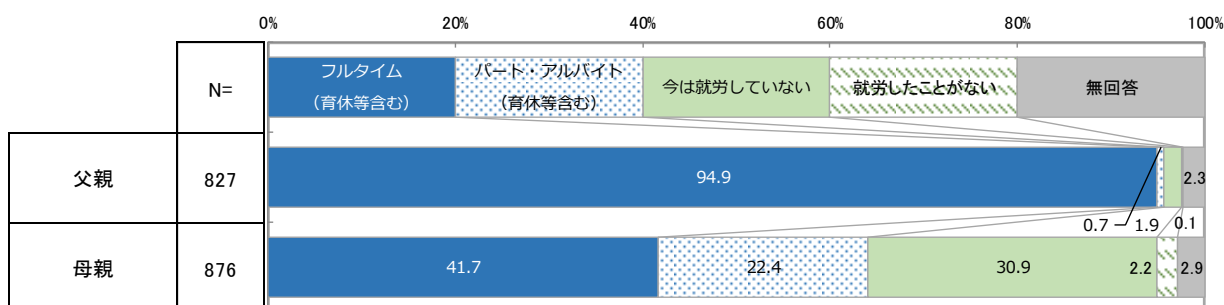
【保護者の就労状況】

入学前の父親の就労状況については、「フルタイム（育休等含む）」が95.8%となっています。母親の就労状況は、「フルタイム（育休等含む）」が54.7%、「パート・アルバイト（育休等含む）」が13.8%となっており、現在就労している母親は全体の68.5%となっています。一方で、「今は就労していない・就労したことがない」は28.1%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

小学生の父親の就労状況については、「フルタイム（育休等含む）」が94.9%となっています。母親の就労状況は、「フルタイム（育休等含む）」が41.7%、「パート・アルバイト（育休等含む）」が22.4%となっており、現在就労している母親は全体の64.1%となっています。一方で、「今は就労していない・就労したことがない」は33.1%となっています。

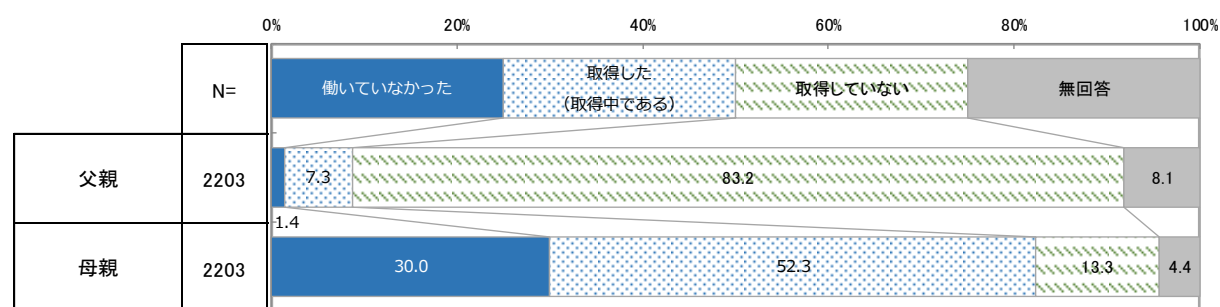


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【入学前の保護者の育児休業制度の取得状況】

入学前の子どもの保護者の育児休業制度の取得について、父親は「取得していない」が83.2%となっており、「取得した（取得中である）」は7.3%となっています。

一方で、母親は「働いていなかった」が30.0%いるものの、「取得した（取得中である）」は52.3%となっており、「取得していない」は13.3%となっています。

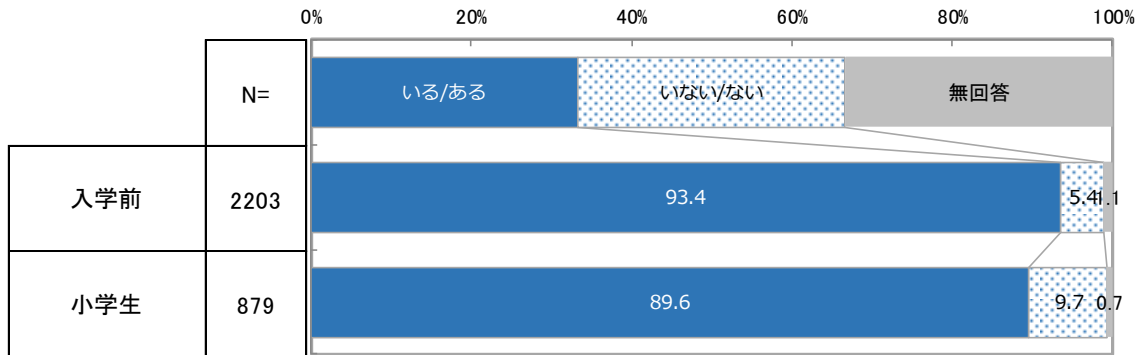


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

3) 区の子育て環境について

【子育てについて気軽に相談できる人】

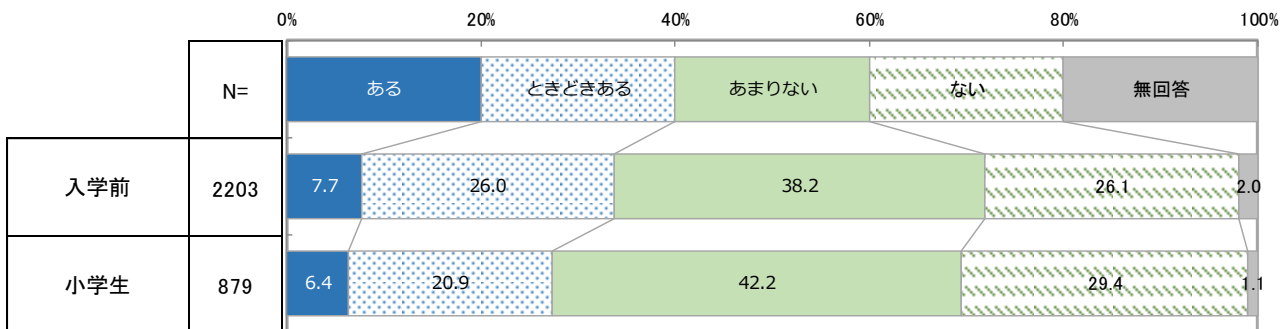
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について、入学前では全体の93.4%が「いる／ある」となっています。一方で、小学生では「いる／ある」が89.6%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【子育てに孤立感を感じている人】

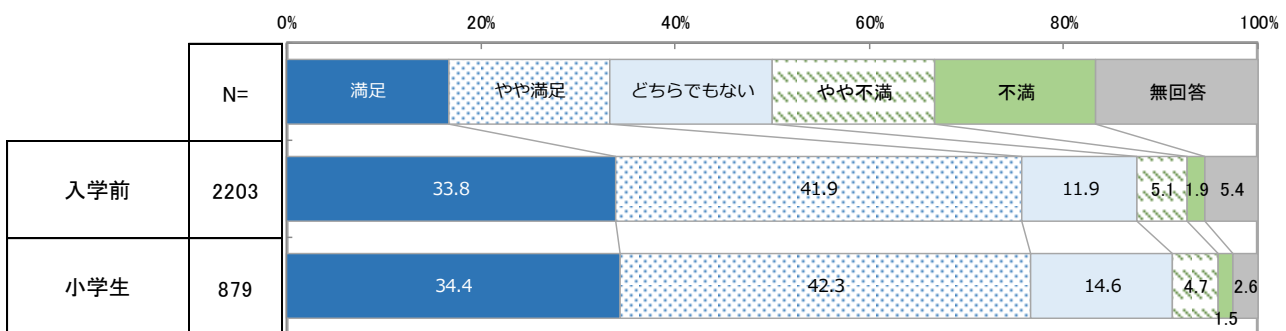
子育てをする上での孤立感の有無について、入学前では全体の33.7%が「ある・ときどきある」としており、「ない・あまりない」は64.3%となっています。一方で、小学生では「ある・ときどきある」が27.3%、「ない・あまりない」は71.6%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【子育て環境の満足度】

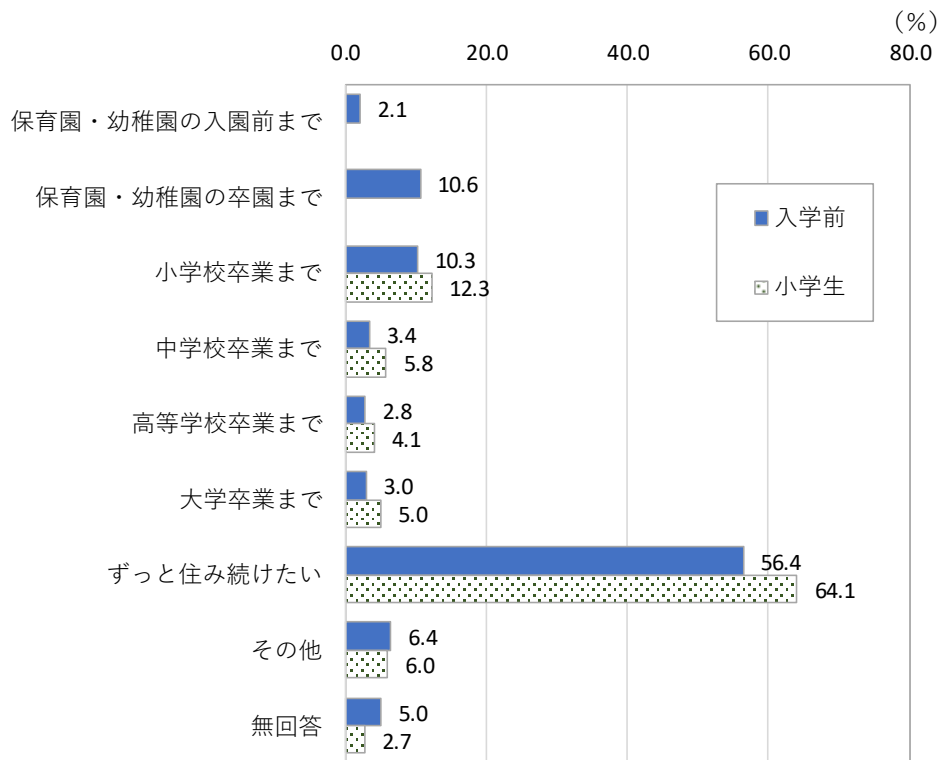
港区の子育て環境に関する満足度は、「満足・やや満足」が入学前で75.7%、小学生では76.7%となっています。一方で、「不満・やや不満」は入学前で7.0%、小学生で6.2%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【今後の定住意向】

港区への今後の定住意向については、「ずっと住み続けたい」が入学前で 56.4%、小学生で 64.1%と最も高くなっています。一方で、入学前では「保育園・幼稚園の卒園まで」「小学校卒業まで」がともに1割前後となっており、小学校卒業後までに区外への転出を希望している割合が 23.0%となっています。



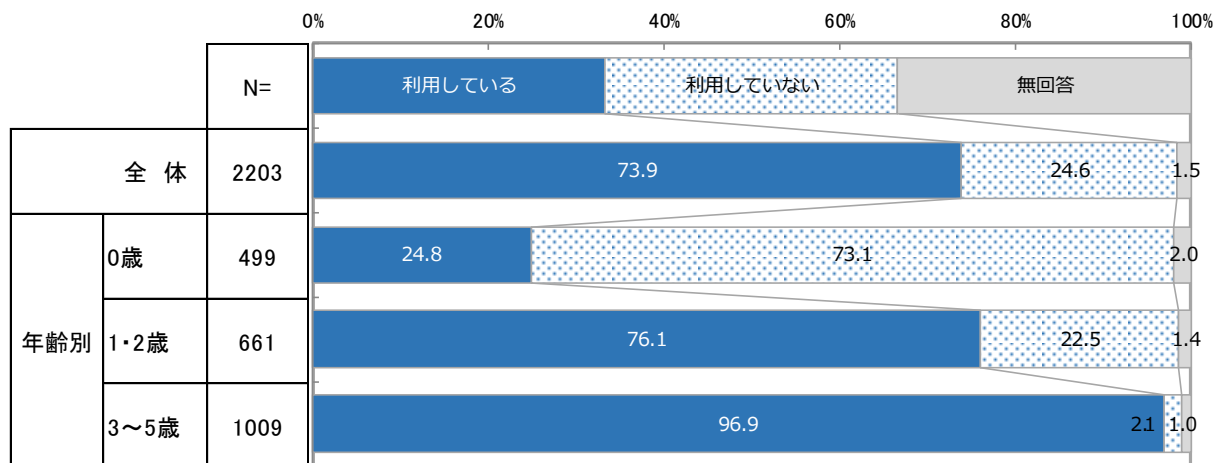
出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成 30（2018）年度）

4) 教育・保育事業、地域子育て支援事業について

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

0～5歳の教育・保育事業の利用については、3～5歳の96.9%が何らかの教育・保育事業を利用しており、「利用していない」は2.1%となっています。

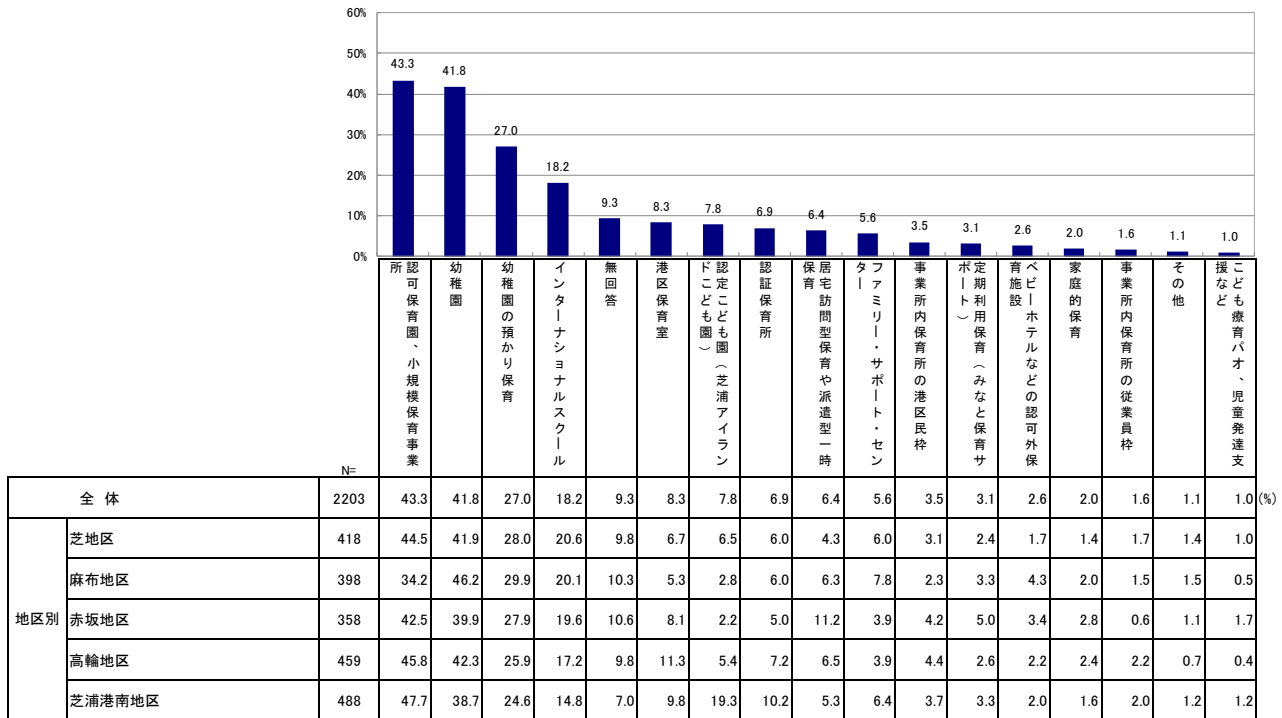
0歳児における事業利用者は24.8%となっていますが、1・2歳で76.1%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成 30（2018）年度）

【定期的に利用したい教育・保育事業】

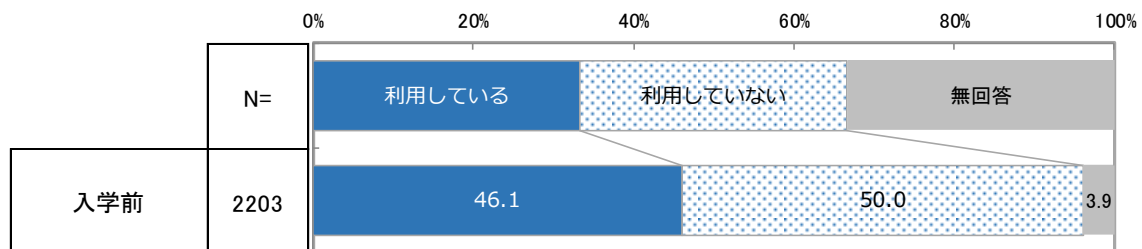
定期的に利用したい教育・保育事業については、全体では「認可保育園、小規模保育事業所」が43.3%と最も高く、「幼稚園」が41.8%、「幼稚園の預かり保育」が27.0%、「インターナショナルスクール」が18.2%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

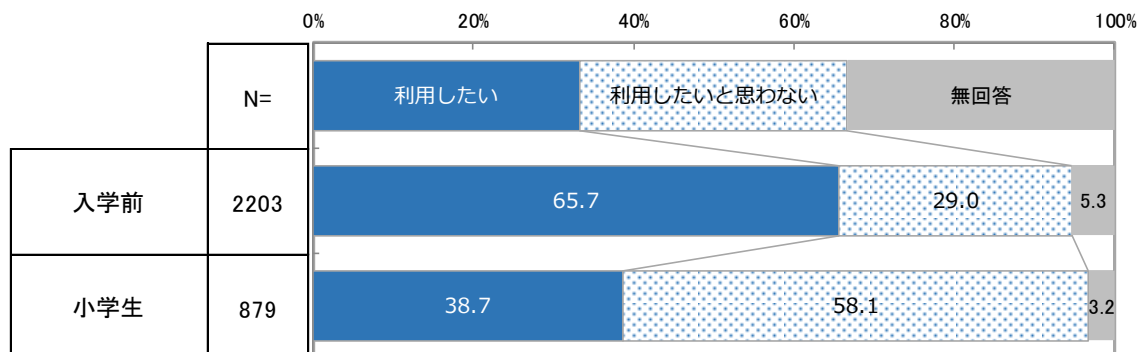
子育てひろばなどの地域子育て支援拠点事業の利用について、入学前で「利用している」は全体の46.1%となっており、「利用していない」は50.0%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【一時預かり事業の利用意向】

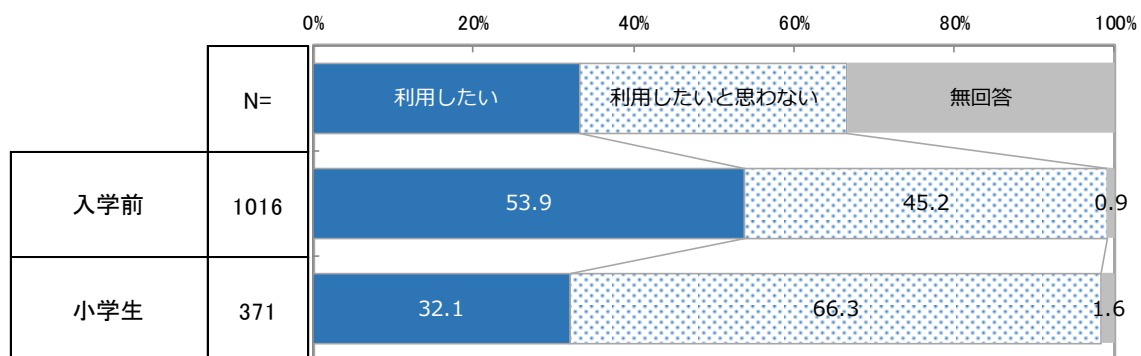
私用や親の通院、不定期の就労等で、一時預かり等の事業を利用したいと考える割合は、入学前では「利用したい」が65.7%、「利用したいと思わない」が29.0%となっています。一方、小学生では、「利用したい」が38.7%、「利用したいと思わない」が58.1%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【病児・病後児保育事業の利用意向】

この1年間に子どもの病気やけがが理由で仕事を休んだ保護者のうち、今後、病児・病後児保育施設等を「利用したい」とする割合は、入学前で53.9%、小学生で32.1%となっています。

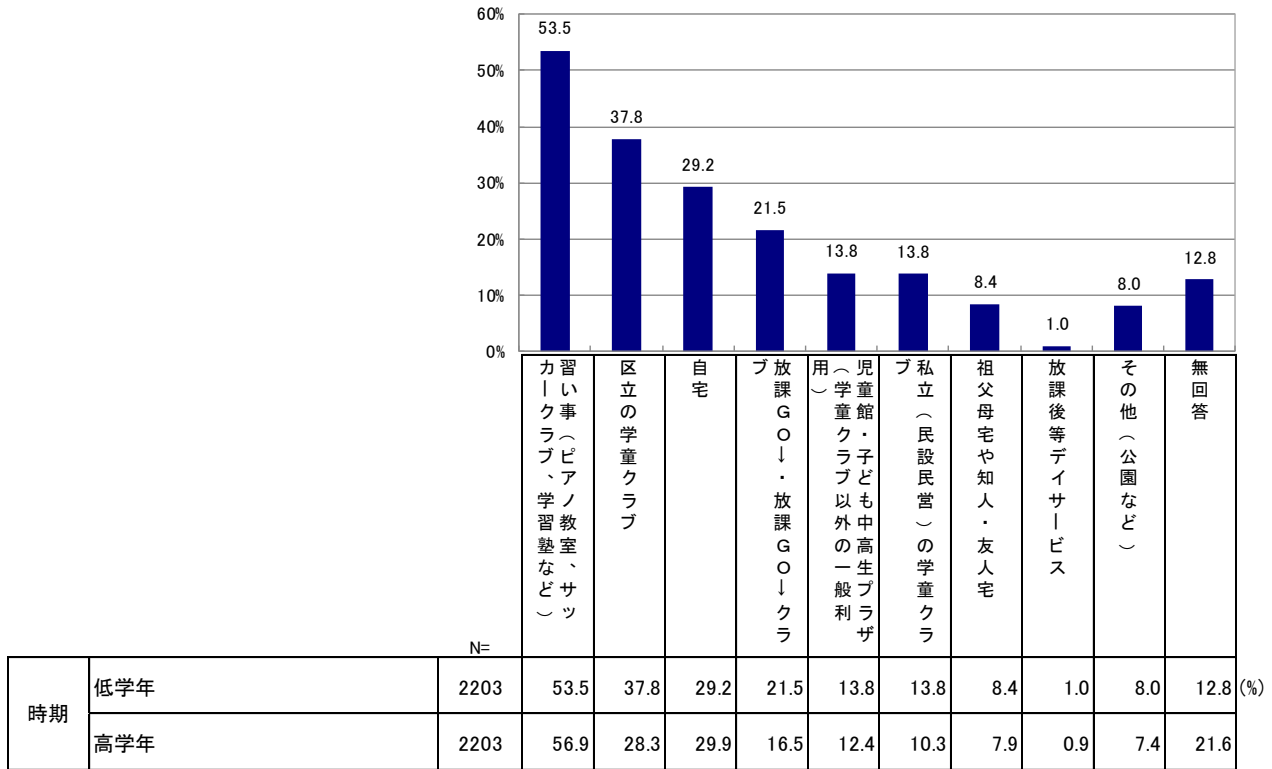


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【将来の放課後の過ごし方の意向】

入学前の子どもの、小学校入学後の放課後の過ごし方の意向については、低学年時は「習い事」が53.5%と最も高く、「区立の学童クラブ」が37.8%、「自宅」が29.2%となっています。

高学年になると、最も高い「習い事」の56.9%は変わらず、「自宅」が29.9%、「区立の学童クラブ」が28.3%と2番目以降の希望が入れ替わっています。

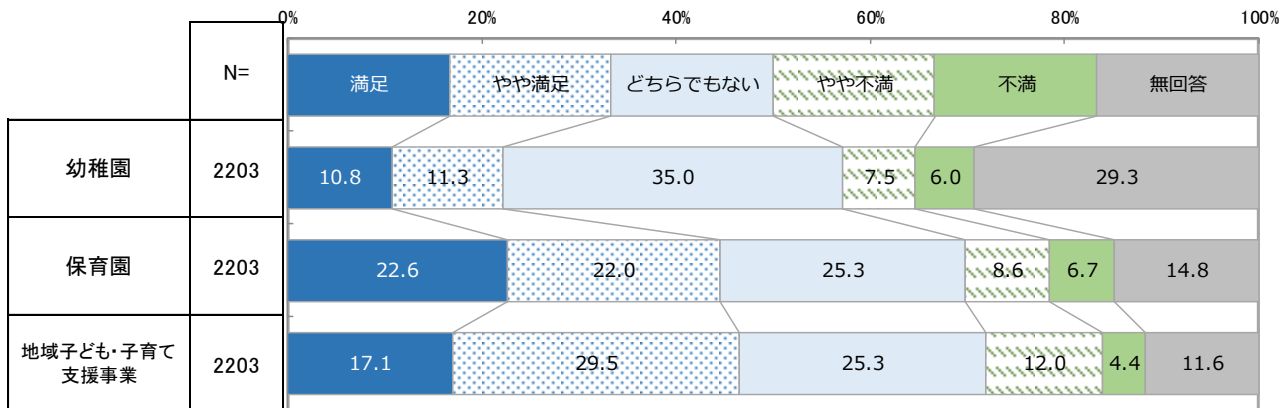


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の満足度】

区が実施している子ども・子育て支援に関する事業への満足度について、「満足・やや満足」が幼稚園で22.1%、保育園で44.6%、地域子ども・子育て支援事業で46.6%となっています。

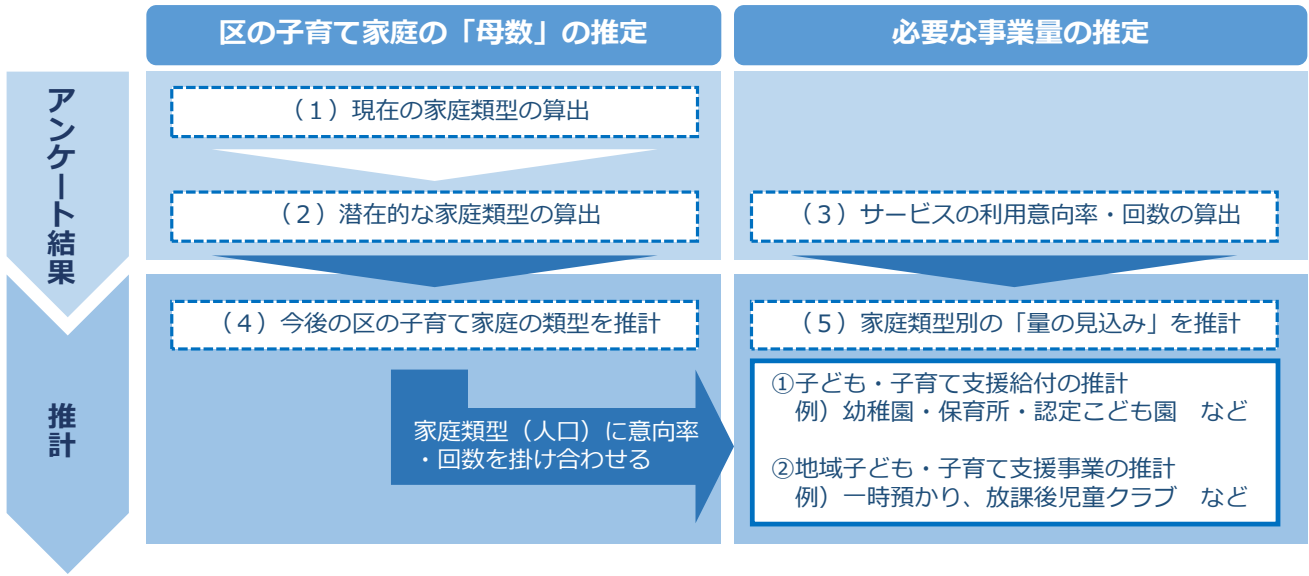
一方で、「不満・やや不満」は幼稚園で13.5%、保育園で15.3%、地域子ども・子育て支援事業で16.4%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

3 国の手引きによる「量の見込み」の算出方法

子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出にあたり、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」および「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」による算出方法の概要は以下のとおりです。



(1) 現在の家庭類型の算出

アンケート結果に基づき、子どもの父母の有無や現在の就労状況から下記のとおりにより類型します。

類型タイプ	父母の有無と現在の就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム × フルタイム
C	フルタイム × パートタイム (月 120 時間以上、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
C'	フルタイム × パートタイム (月下限時間未満、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
D	専業主婦 (夫)
E	パートタイム × パートタイム (双方が 120 時間以上、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
E'	パートタイム × パートタイム (いずれかが月下限時間未満、もしくは下限時間～120 時間未満の一部)
F	無業 × 無業

※ 下限時間とは、保育の必要性の下限時間のこと（港区では月 48 時間に設定）

※ 「' (ダッシュ)」の有無によるタイプの差は、「保育」の利用希望の有無による

(2) 潜在的な家庭類型の算出

父母が共にいる家庭のうち（タイプ B～F）、母親の今後の就労意向に関する回答結果を基に算出。

例) 『C (C') ⇒B』: 現在の就労状況がパートタイムの母親の「フルタイム」への転換

『D⇒B』: 現在の就労状況が無業の母親の「フルタイム」への転換

『D⇒C (C')』: 現在の就労状況が無業の母親の「パートタイム」への転換

母親		フルタイム 育休、介護休業中	パート・アルバイト就労 育休・介護休業中			現在未就労 就労経験がない
			120時間以上	120時間未満 48時間以上	48時間未満	
父親	ひとり親 タイプA					
	フルタイム 育休、介護休業中	タイプB	タイプC	タイプC'		
育休・ パート・ 介護 休業 パート	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 48時間以上					
	48時間未満	タイプC'		タイプE'		
現在未就労 就労経験がない			タイプD		タイプE	

(3) サービスの利用意向率・回数の算出

アンケート結果から、家庭類型別の各サービス・事業の利用意向率・回数を算出します。

例) 【2号認定（幼稚園の利用意向が強いと想定されるもの）の利用意向率の算出方法】

対象類型：潜在的な家庭類型（A、B、C、E）

算出方法：アンケートで「平日定期的に利用している教育・保育の事業に回答した者」のうち、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択したものの割合を、無回答を除いて算出する。

類型タイプ	利用意向率（割合）
A ひとり親	対象となる家庭類型別に 利用意向率を算出 (X)
B フルタイム×フルタイム	
C フルタイム×パートタイム	
E パートタイム×パートタイム	

(4) 今後の区の子育て家庭の類型を推計

港区の今後 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の人口推計値と、アンケート結果によって算出された潜在的な家庭類型の構成比を基に、将来の家庭類型別人数を推計します。

推計人口		類型タイプ	潜在家庭類型 (構成比)	潜在家庭類型別 人数	
港区の人口 推計結果	×	A ひとり親	アンケート 結果に基づ く構成比	=	=
	×	B フルタイム×フルタイム			
	×	C フルタイム×パートタイム (長時間)			
	×	C' フルタイム×パートタイム (短時間)			
	×	D 専業主婦 (夫)			
	×	E パートタイム×パートタイム (いずれかが長時間)			
	×	E' パートタイム×パートタイム (双方が短時間)			
	×	F パートタイム×パートタイム			

(5) 家庭類型別の「量の見込み」を推計

将来の家庭類型別人数に対して、家庭類型別の利用意向率からニーズ量（量の見込み）を算出します。

例）【2号認定（幼稚園の利用意向が強いと想定されるもの）のニーズ量の算出方法】

類型タイプ	潜在家庭類型別 人数	利用意向率	ニーズ量
A ひとり親	(Y)	(X)	=
B フルタイム×フルタイム			
C フルタイム×パートタイム (長時間)			
E パートタイム×パートタイム (いずれかが長時間)			

= 家庭類型別のニーズ量

合計人数が港区における「2号認定（幼稚園の利用意向が強いと想定されるもの）」の量の見込み

4 子どもの未来応援施策の一覧

【港区子どもの未来応援施策の基本的考え方】

区では、経済的には問題のない家庭でも、その家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが存在し、子どもが将来貧困に陥る原因は、必ずしも家庭の経済的な状況だけではないことから、平成28(2016)年3月に「港区子どもの未来応援施策の方向性について」を策定し、全ての子どもたちが環境に左右されず夢と希望をもって成長していける地域社会の実現を目指し、港区における子どもの貧困対策を、「港区子どもの未来応援施策」として全庁を挙げて推進しています。

(平成31(2019)年4月現在)

(1) 教育・学習の支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	生活保護事業 (教育扶助)	義務教育に伴って必要な教科書その他学用品、義務教育に伴って必要な通学用品、学校給食に必要な費用を金銭給付にて行います。	生活福祉調整課
	生活保護事業 (高等学校等就学費)	高等学校に進学する者を対象に、高校受験料、入学金をはじめとして、教材費、学用品費、通学のための最低限度の交通費を支給します。	
	生活保護事業 (被服費)	被保護世帯にて出産があった場合に一時扶助として被服費を支給します。	
	生活保護事業 (入学準備金)	小学校、中学校、高等学校に進学する者を対象に、服、かばん、靴等を購入するための入学準備金を支給します。	
2	法外援護事業 (学童服・運動衣等)	4月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、5月に15,500円を支給します(ただし、小1、中1、高1は除きます)。	生活福祉調整課
	法外援護事業 (夏季健全育成費)	7月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、3,300円を支給します。	
	法外援護事業 (修学旅行支度金)	通学中の学校において、修学旅行が実施される学年に在籍する小・中・高校生に対し、小学生4,300円、中高生8,500円を支給します。	
	法外援護事業 (入学支度金・就職支度金)	中学を卒業し、高校に入学する者、または4月末日までに継続的な就労に従事するか4月末日までに定職に就く見込みの者等に対して、5月に51,500円支給します。	

No.	事業名	事業内容	所管課
3	被保護者自立促進事業 (学習環境支援費)	自立支援の援助方針に基づき、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などにより、在宅での学習環境を整える必要が認められる中学生等に対して、中学3年生及び高校3年生は200,000円、高校1、2年生は150,000円、小学4年生から中学2年生は100,000円を年間の上限額として支給します。	生活福祉調整課
4	学習相談支援事業	子どものいる生活困窮世帯の保護者及び子どもに対し、学習や進学等に関する助言や情報提供を行います。	生活福祉調整課
5	学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学1・2年生及び高校生に対し、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として、無料学習支援を実施します。	生活福祉調整課
6	奨学資金貸付	学業に意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難な者に対して、奨学資金を高校生、大学生等に貸付します。	教育長室
7	私立幼稚園就園奨励費	園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全ての者の区民税所得割課税額に基づき、補助金を支給します。	教育長室
8	私立幼稚園保護者補助金	保護者の負担を軽減し、保育料の公私較差の是正をするため、世帯の所得状況に応じた補助金を支給します。	教育長室
9	朝鮮学校児童生徒保護者補助金	朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した、基準所得額以下の世帯の保護者を対象に補助金を支給します。	教育長室
10	港区小中学生海外派遣事業	夏季休業期間中に港区立小中学生を対象にオーストラリアへの海外派遣を実施します。	教育指導課
11	学習活動支援保護者負担軽減事業	保護者の負担軽減を図るため、補助・学習教材購入費、漢字・英語・数学検定料、校外学習見学・入場料の一部を公費負担します。	教育指導課
12	学力アップ特別講座	児童・生徒の学習習慣の確立及び学力向上のため区立小中学生を対象に学力アップ特別講座を実施します。(対象等：小学校5年生 土曜日、中学校1～3年生 長期休業期間)	教育指導課

No.	事業名	事業内容	所管課
13	学生スクールボランティア事業	小学校4年生から6年生の学力に課題のある児童を対象に、学校の授業や放課後学習において担任の補佐役として学習の支援をします。	教育指導課
14	学びの未来応援学習講座	経済的困難を抱える家庭の中学校3年生を対象に進路選択に資するため、学習講座を開催し基礎的学力の定着を図ります。	教育指導課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	保健師活動	保健師は、乳幼児から高齢者までの区民が、より健康であらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に活動しています。 個別の支援活動：家庭訪問、窓口相談、電話相談等を行っています。 健康診査等を通じた保健指導：乳幼児健康診査で健康相談を行っています。 地域における活動：母子保健活動や地域の健康の向上を目指す活動を行っています。	区民課
2	高輪ほっとひといき子育て支援事業	就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。地域の身近な場所で保健師、助産師、栄養士等の専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の中で仲間作りや保護者同士の交流を促進し、保護者の持つ力を高めます。	区民課
3	芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアを図ります。	区民課
4	民生委員・児童委員・保護司活動への支援	民生委員・児童委員に自主的な研修や子育て支援事業たんぼぼクラブに活動費や場所を提供します。保護司会による更生保護青少年相談事業への支援を行います。	保健福祉課

No.	事業名	事業内容	所管課
5	コミュニティバス乗車券発行	高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成します。	高齢者支援課 障害者福祉課 生活福祉調整課 子ども家庭課
6	障害者住宅	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料については、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	障害者福祉課
7	こども療育事業 （こども療育パオ）	心身に障害のある、またはその傾向にある乳幼児・児童を対象に、通園、指導等の適切な療育を行うことにより、心身の豊かな成長を促し、日常生活に必要な能力を育成します。	障害者福祉課
8	発達支援センター事業	生涯を通じて継続した支援を行うことにより、発達障害児・者、発達に支援を必要とする人及びその家族等の自立と社会参加の促進を図ります。	障害者福祉課
9	障害者虐待防止・養護者支援事業	障害者に対する虐待の防止及び早期発見を図るため、障害者本人や家族等からの相談を受けるとともに、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待に関する知識の普及・啓発を行い、障害者及びその家族が安心して生活できるような地域環境の整備を行います。また、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、障害者の保護者及び自立のための支援や養護者に対する支援を行います。	障害者福祉課
10	生活保護受給者等メンタルケア支援事業	精神疾患等を有する生活保護受給者に対して、精神保健福祉士が様々な支援を実施します。	生活福祉調整課
11	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮世帯に対して、失業等による経済的な問題と合わせ、生活上の悩み、家族の問題、健康上の悩みなどの課題を、相談支援員が寄り添いながら一緒に問題解決を図ります。	生活福祉調整課
12	家計改善支援事業	生活困窮世帯に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行などを行います。	生活福祉調整課

No.	事業名	事業内容	所管課
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業(妊産婦訪問事業を含む)	新産婦や新生児、乳幼児に対して、支所保健師や委託した助産師が家庭訪問し、乳児に発育状況や母親の健康状態の確認、栄養・生活環境の相談、子育て情報の提供等を実施します。	健康推進課
14	はじめての離乳食教室	5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方、子どもの成長に伴う食の考え方、保護者の健全な食生活のあり方等について調理実演、講義を交えた講習会を開催します。	健康推進課
15	育成医療	障害のある児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	健康推進課
16	小児慢性特定疾病医療費助成	慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療法に関する研究などに資する医療の給付、その他の事業を行います。	健康推進課
17	精神保健福祉事業	こころの病気や精神的な問題を抱える人及び、その家族に対する相談・助言を行っています。 精神科医による相談：月4回 面接または訪問による相談を実施しています(予約制)。 保健師による相談：随時電話、面接等を実施しています。また必要に応じて、各地区総合支所の保健師による訪問を行っています。	健康推進課
18	乳幼児健康診査	乳幼児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健康を保持します。毎月健診日を定め健診を行い、必要な人に対し経過観察児健診や専門医療機関の受診を勧奨します。また、育児不安の軽減や虐待防止のための育児相談を実施しています。発達障害児の早期発見・支援のため、スクリーニングを実施しています。	健康推進課
19	すこやかちゃんフッ素塗布事業(乳幼児歯科健診)	年度内に満4・5・6歳の誕生日を迎える児童を対象に受診券を送付し、フッ素塗布・歯科健診・歯科保健指導を行います。	健康推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
20	妊婦健康診査	母子健康手帳とともに、妊婦健診費等の一部を助成する受診券（妊婦健康診査 14 回、超音波健康診査 2 回）を交付します。また、健康診査の結果、精密検査が必要な人に対して、保健医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。	健康推進課
21	養育医療	未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	健康推進課
22	療育給付	結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることの出来る環境の整備を図ります。	健康推進課
23	新生児聴覚検査の費用助成	新生児聴覚検査の費用の一部助成をする受診票を交付します。新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票（新生児聴覚用）」を交付します。	健康推進課
24	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭において、一時的な傷病などで育児や家事等の日常生活に支障がある場合にヘルパーを派遣します。	子ども家庭課
25	母子生活支援施設	配偶者がいない女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由で十分な養育が出来ない場合、居室の提供及び母子指導員による生活指導等を行います。	子ども家庭課
26	親子ふれあい助成事業	ひとり親家庭または区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ります。	子ども家庭課
27	家庭相談センター事業（母子・父子福祉相談、女性相談）	母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母親・父親・寡婦を援助します。	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	所管課
28	母子等緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子及び女性等が適切な施設に入所できない場合、指定施設で一時的な保護を行います。	子ども家庭課
29	児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ（学童クラブを含む）	児童の健全な育成を図るため、主として18歳未満の児童が自由に来館できる施設です。また、施設内に学童クラブが併設されています。	子ども家庭課
30	放課GO→クラブ・学童クラブ	放課後等に学校施設を活用し学習、スポーツ、遊びなどの活動を行います。また、学校施設や民間ビル等を活用し保護者が就労等の理由で保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。	子ども家庭課
31	子ども110番	子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報します。	子ども家庭課
32	みなとキャンプ村	青少年対策地区委員会と区の共催で、夏休みにキャンプを行います。	子ども家庭課
33	ひきこもり対策	東京都の「ひきこもりサポートネット事業」及び関係課と連携し、ひきこもり相談に対応します。また、保健所と共催で、ひきこもりに関する「子ども・若者講演会」を開催します。	子ども家庭課
34	障害児夏季休業日支援	保護者の就労等により家庭で保護を受けられない障害児を対象に、児童館等において、夏季休業日等に適切な遊び及び生活の場を提供します。	子ども家庭課
35	子どもの居場所づくりチャレンジ事業	各子ども中高生プラザ及び児童高齢者交流プラザにおいて、参画と協働により、それぞれの施設が従来の子どもの遊びと生活の場の提供から一歩踏み出した事業を実施します。	子ども家庭課
36	青少年問題協議会	青少年問題に対処するために設置された区長の附属機関として「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。	子ども家庭課
37	青少年対策地区委員会活動支援	区立中学校区域ごとに設置され、地域における青少年対策の推進母体である青少年対策地区委員会の活動を支援します。	子ども家庭課
38	子ども会活動助成	港区子ども会連合会に加盟する子ども会に指導者謝礼を助成し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催します。	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	所管課
39	保育園（認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所を含む）	保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。	保育課
40	病児・病後児保育	乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、病児・病後児保育室において一時保育します。	保育課
41	一時保育	在宅で育児をしている方が、仕事、出産等やむを得ない場合またはリフレッシュしたいときなど、一時的に保育します。	保育課
42	在宅子育て家庭への支援	在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭解放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施します。	保育課
43	居宅訪問型保育事業（障害児訪問事業）	医療的ケアが必要で傷害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である幼児の居宅において、1対1の保育を行います。	保育課
44	子ども家庭支援センター事業	子どもと子育てに関する総合相談、子育て講座の開催、子育てサークル等の支援を行います。	子ども家庭支援センター
45	養育支援訪問事業	養育の支援が必要と判断した世帯に対して、養育に関する専門的な指導及び助言に基づき、必要な支援を行います。	子ども家庭支援センター
46	要保護児童対策地域協議会事業	児童に関する地域の様々な関係機関が連携し、ネットワークを構築することで児童虐待の未然防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ります。また、児童虐待防止等の啓発活動を実施するなど、児童虐待対策を推進します。	子ども家庭支援センター
47	ソーシャルワーク業務（要保護児童等の相談、支援）	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する相談・通告を受け、子どもの安全確認や調査を迅速に行い、対応します。関係機関との情報共有や、子どもとの面接、家庭訪問などにより、養育状況を把握し、必要な支援につなげます。また、要保護・要支援家庭の保護者に対し、医療機関と連携した保護者支援プログラムを実施し、より専門的に支援します。	子ども家庭支援センター
48	子育てコーディネーター事業	区内在住の児童及びその保護者、妊婦を対象に、子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安に寄り添い、相談・支援を行い、適切な専門機関や行政サービスにつなげます。	子ども家庭支援センター

No.	事業名	事業内容	所管課
49	相談ねっと事業	区内在住の児童を対象に、スマートフォン・携帯電話・パソコンを使って困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、原則2、3日以内（遅くとも1週間以内）に回答します。	子ども家庭支援センター
50	育児サポート事業(育児サポート子むすび)	0歳から小学6年生までの児童の育児支援が必要な人と育児の協力をする人をマッチングし、子育て支援を行います。	子ども家庭支援センター
51	子育てひろば・乳幼児一時預かり	地域の子育て家庭の親とその子どもが集える場所を提供し、相互交流の促進や育児不安等に関する相談、援助を行います。また、理由を問わず乳幼児を一時的に預かります。	子ども家庭支援センター
52	みなと子育てサポートハウス事業	子育てひろば事業や一時預かり事業、様々な子育て講座、子育て関連情報の提供などを実施します。また、子育てを支援する人材を育成し、地域における子育て家庭の交流を支援します。	子ども家庭支援センター
53	派遣型一時保育	保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合等に、児童の自宅等に保育者（子育て支援員）を派遣して保育を行います。	子ども家庭支援センター
54	みなと子育て応援プラザ(Pokke)	さまざまな子育てに関するニーズに対応するため、子育てひろば事業や一時預かり事業の実施のほか、生後6か月から15歳（中学3年生）までの子どもを夜間に預かるトワイライトステイ事業、生後10か月から15歳（中学校3年生）までの子どもを宿泊を伴い預かるショートステイ事業を実施します。また、特に支援が必要な要支援家庭を対象に、最長14日間のショートステイ事業を実施します。	子ども家庭支援センター
55	みなと保育サポート事業	パートタイム、育児短時間勤務等、家庭における保育が困難となる児童を対象として、1日8時間以内で、1か月160時間を上限に必要な保育を実施します。	子ども家庭支援センター
56	出産・子育て応援メール配信事業	区内在住の妊婦と家族、3歳未満の乳幼児の家族等を対象に、妊娠・出産・子育てに関する情報と区の情報定期的にメールで配信します。	子ども家庭支援センター
57	乳幼児ショートステイ事業	保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設で、短期間（7日間）宿泊を伴う養育を行います。	子ども家庭支援センター

No.	事業名	事業内容	所管課
58	親支援プログラム	ファシリテーターとともに、少人数の保護者のグループの中で自らの子育てを振り返りながら、安心して子育てができる方法を考える講座を実施しています。	子ども家庭支援センター
59	産前産後家事・育児支援事業	区内在住の妊娠中または出産直後に日常生活にお困りの家庭に対して、ホームヘルパーまたは母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、家事または育児支援を行います。	子ども家庭支援センター
60	産後要支援母子ショートステイ	出産直後に、家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院、助産院等に宿泊して、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談等の支援を行います。	子ども家庭支援センター
61	港区地域こぞって子育て懇談会	港区の子育て・子育て環境向上のため、子育て当事者と子育て支援者、学生等がともにネットワークを作り、多様な課題提起と対話の場を提供します。	子ども家庭支援センター
62	区民向け住宅使用料算定時の寡婦控除のみなし適用	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	住宅課
63	学びの未来応援家庭教育講座	子育てや家庭学習定着等に関する講座の開催により、家庭教育の啓発及び受講者同士の交流を図ることで児童・生徒の養育環境の改善を目指します。	教育指導課
64	学びの未来応援教員研修	支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握し、必要な支援を早期に実施できるよう教員を対象に研修を実施します。	教育指導課
65	学びの未来応援ケース会議	学校で解決が図れない学力や家庭教育面で支援を必要とする対象児童・生徒について、教育心理学者、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等で構成する会議で解決方法を検討します。	教育指導課

No.	事業名	事業内容	所管課
66	小・中学校スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業	各小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を図るとともに、各学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図ります。	教育指導課

(3) 経済的安定の支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性のための再就職支援セミナー・就職面接会	ハローワーク品川と共催で、女性を対象とした再就職に向けてのセミナーと就職面接会を開催します。	産業振興課
2	障害児福祉手当	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額14,790円の手当を支給します。	障害者福祉課
3	心身障害者福祉手当	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	障害者福祉課
4	重度心身障害者手当	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	障害者福祉課
5	障害者総合支援法自己負担金軽減事業	複数の障害サービス等の利用者に対し、利用者負担額の軽減を行います。	障害者福祉課
6	生活保護事業（児童養育加算）	第一子及び第二子の3歳に満たない児童に対しては13,300円、3歳以上高等学校等修了前の者については10,000円、第三子以降は小学校修了前の児童は13,300円、小学校修了後高等学校等修了前の児童は10,000円支給されます。	生活福祉調整課
	生活保護事業（母子加算）	居宅基準として、児童1人は21,400円、2人の場合に2,800円加算され、3人以上の場合に1人増すごとに1,600円加算されます。	
7	求人開拓事業	生活保護受給者に対して、職業紹介を行います。	生活福祉調整課
8	生活保護受給者への就労支援事業	生活保護受給者に対して、就労支援員が就労に関する様々な支援を行います。	生活福祉調整課

No.	事業名	事業内容	所管課
9	生活保護受給者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活保護受給者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	生活福祉調整課
10	生活保護受給者等就労促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者、生活困窮者の就労を支援します。	生活福祉調整課
11	生活困窮者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活困窮者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	生活福祉調整課
12	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が、就労する際に必要な対象講座を受講した場合に経費の一部を支給します。	子ども家庭課
13	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父または母が、対象資格の取得のため1年以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。	子ども家庭課
14	ひとり親家庭就労支援事業	産業カウンセラーの資格を有する就労支援員が、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施し、求職情報、区の制度、ハローワークの制度等を情報提供し、就労支援を行います。	子ども家庭課
15	学童クラブおやつ代等助成	生活保護世帯を対象に、学童クラブのおやつ代等を助成します。	子ども家庭課
16	児童扶養手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給します。	子ども家庭課
17	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、または一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成します。	子ども家庭課
18	児童育成手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給します（障害手当）。	子ども家庭課
19	港区女性福祉資金貸付	寡婦・未婚女性などの配偶者のいない女性や要保護女性に各種資金の貸付を行います。	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	所管課
20	児童手当	区内に住所を有する児童の保護者が、中学校修了までの児童を養育しているときに手当を支給します。	子ども家庭課
21	子ども医療費助成	子どもを養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。	子ども家庭課
22	保育料（減免）	収入の減少、病気や災害等での特定の支出の著しい増加などにより、保育料の支払が困難になった場合、保育料の減額制度が適用されることがあります。	保育課
23	保育料 寡婦（寡夫）みなし適用	婚姻歴のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）において、保育料の税法上の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行います。	保育課
24	産前産後・家事育児支援事業	産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
25	みなと保育サポート利用料	生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が77,101円未満のひとり親世帯については、利用料を無料とします。また、幼稚園、保育園等同一世帯の2人以上の児童が利用している場合、2人目以降の児童の利用料を無料とします。	子ども家庭支援センター
26	Pokke トワイライトステイ・ショートステイ利用料減免	Pokke で実施しているトワイライトステイ、ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
27	乳幼児ショートステイ事業利用料減免	乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
28	派遣型一時保育（病後児保育・新生児保育）利用料助成	派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後時保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の全額（1か月上限10,000円）、住民税非課税世帯は利用料金の1/2を助成（1か月上限10,000円）します。	子ども家庭支援センター
29	粗大ごみ等減免措置	児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者に対する粗大ごみ等処理手数料の減免措置を行います。	みなとリサイクル清掃事務所

No.	事業名	事業内容	所管課
30	学習活動支援保護者負担軽減事業	区立小・中学校において使用する補助教材費や学校給食の精米購入費、区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図っています。	学務課
31	幼稚園保育料	生活保護世帯、区市町村民税所得割非課税世帯の子育てサポート保育料を無料とするほか、世帯の所得状況に応じた階層区分により子育てサポート保育料を決定しています。併せて、多子世帯の経済的負担軽減のため、世帯の所得状況や兄弟の年齢にかかわらず園児が第2子以降の場合は子育てサポート保育料を無料としています。	学務課
32	幼稚園保育料の算定における寡婦（寡夫）控除みなし適用	保育料算定の基礎となる区市町村民税所得割課税額の計算に当たり、婚姻歴のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）について、税法上の寡婦（寡夫）控除の適用があるものとみなして算定します。	学務課
33	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費等の必要な援助を行います。	学務課
34	特別支援学級就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の就学に関する経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力に応じた就学経費を援助します。	学務課

(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子どもの未来応援施策理解促進事業	子どもの未来応援施策を推進するため、区民等に対し、子どもの貧困対策に関する理解を促進するための講座等を開催します。	生活福祉調整課
2	学習ボランティア養成事業	区内の子どもたちが基礎的・基本的な学力を定着させられるように援助する学習ボランティアを養成します。	生活福祉調整課
3	子どもの孤食解消と保護者支援	子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。	子ども家庭課

5 答申

【港区子ども・子育て会議からの答申】

次期「港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」の策定にあたり、港区子ども・子育て会議から答申をいただきました。



令和元年6月27日

港区長
武井雅昭様

港区子ども・子育て会議
会長 神長 美津子

答 申

平成29年8月25日付29港子第2323号で諮問を受けた子ども・子育て支援施策の進捗状況を踏まえ、次期「港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」の策定にあたっての意見について、当会議において十分かつ活発な議論と慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

この答申に基づき、港区子ども・子育て支援事業計画の策定及び計画の円滑な推進を図り、本計画の目指す将来像とする「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会」の実現に向け、保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本的認識の下、子どもの最善の利益、そして子どもの健やかな育ちのためのさらなる子ども・子育て支援の充実に取り組まれるよう、要望いたします。

記

- 1 保育園や学童クラブ定員の拡大、在宅子育て家庭に対する支援の拡充などに努め、子ども・子育て支援を必要とする人が公平・適切な支援が受けられる環境づくりをさらに推進すること。
 - (1) 子どもの生まれ月や育児休業の取得期間が、保育園入園の不利にならないよう、入所予約制度の見直しを行うこと。
 - (2) 平成28年4月に認定子ども園に移行した芝浦アイランド子ども園の状況を踏まえ、他地区において実施すべきか否かについての区の考え方を示すこと。
 - (3) 在宅子育て家庭に対する支援の拡充に努め、一時預かり事業などの定員を拡大するとともに、利用しやすい予約方法となるよう、見直しを行うこと。
- 2 子どもの遊び場の確保に努めるとともに、子育て支援施設に対する指導などを適切に行い、子ども・子育て支援の質のさらなる向上を図ること。
 - (1) 保育園の園庭の確保、あるいは園庭のない保育園の子どもの遊び場の確保に向け、区有施設や区有地のさらなる活用を進めるとともに、外遊びの機会を確保するための支援を行うこと。
 - (2) 保育園や学童クラブの職員が確保されるよう、子育て支援施設に対する指導、監督を強化するとともに、職員の処遇改善に向けたさらなる支援を行うこと。
- 3 特別な支援が必要な子どもの状況に応じて、一人ひとりの子どもに対して適切な支援が行える体制のさらなる強化を図ること。
 - (1) 特別な支援が必要な子どもが増えている状況に対応するため、専門性の高い職員や支援員の配置を行うこと。
 - (2) 職員の研修の充実に努めるとともに、研修に参加しやすい環境づくりをさらに推進すること。

6 法令等

(1) 子ども・子育て支援法

平成二十四年法律第六十五号

第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 子ども・子育て支援給付
第一節 通則（第八条）
第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）
第三節 子どものための教育・保育給付
第一款 通則（第十一条—第十八条）
第二款 教育・保育給付認定等（第十九条—第二十六条）
第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条—第三十条）
第四節 子育てのための施設等利用給付
第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三）
第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四—第三十条の十）
第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一）
第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等
第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
第一款 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）
第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）
第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）
第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）
第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）
第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）
第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）
第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条—第六十四条）
第六章 費用等（第六十五条—第七十一条）
第七章 子ども・子育て会議等（第七十二条—第七十七条）
第八章 雑則（第七十八条—第八十二条）
第九章 罰則（第八十三条—第八十七条）
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
 - 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。
- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。
 - 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
 - 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。
 - 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
 - 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
 - 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
 - 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
 - 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
 - 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
 - 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。）
 - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号口を除く。）、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。）
 - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
 - 八 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間

及び期間

□ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第二節 子どものための現金給付

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

（子どものための教育・保育給付）

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

（不正利得の徴収）

第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(資料の提供等)

第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(受給権の保護)

第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二款 教育・保育給付認定等

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第二十一条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

第二十二条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(教育・保育給付認定の変更)

第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令

で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。
- 3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。
- 5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（教育・保育給付認定の取消し）

第二十四条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

- 一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
 - 二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
 - 三 その他政令で定めるとき。
- 2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

（都道府県による援助等）

第二十五条 都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

（内閣府令への委任）

第二十六条 この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

- 2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。
 - 一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
 - 二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

- 5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例施設型給付費の支給）

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。
 - 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
 - 三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。
- 2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 3 内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
 - 4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費（第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
 - 5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

- 2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。
 - 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）
 - 二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 4 内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

- 一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。
- 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
- 三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

- 2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控

除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

（子育てのための施設等利用給付）

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。

（準用）

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 施設等利用給付認定等

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号八の政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にならなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

6 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

一 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子ども

二 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限る。）又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。） 前条第三号に掲げる小学校就学前子ども
（施設等利用給付認定の有効期間）

第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（届出）

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（施設等利用給付認定の変更）

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施設等利用給付認定の取消し）

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

一 認定こども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上のものに限る。）

三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

- 2 施設等利用費の額は、一月につき、第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。
- 3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があったものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

（特定教育・保育施設の設置者の責務）

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項及び第五十八条の三第一項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定教育・保育施設の基準）

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）
 - 二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）
 - 三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第一号において同じ。）
 - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（確認の辞退）

第三十六条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退することができる。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第三十七条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

（報告等）

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（勧告、命令等）

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

（確認の取消し等）

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一

条第一項の申請をすることができない。

(公示)

第四十一条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

- 一 第二十七条第一項の確認をしたとき。
- 二 第三十六条の規定による第二十七条第一項の確認の辞退があったとき。
- 三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の教育・保育に係る希望、当該教育・保育給付認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該教育・保育給付認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該教育・保育給付認定子どもの利用の要請を行うものとする。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第二款 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号八に規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

- 2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。
 - 一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時
 - 二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時
- 6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定地域型保育事業者の責務)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第二号において同じ。）
 - 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
(変更の届出等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。
(確認の辞退)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第四十九条 市町村長は、特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
- 3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
(報告等)

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準

用する。

(勧告、命令等)

第五十一条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十六条第五項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し等)

第五十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。

五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうち過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

(公示)

第五十三条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の確認をしたとき。

二 第四十八条の規定による第二十九条第一項の確認の辞退があったとき。

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第三款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事

3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この款において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十六条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係る確認を行った市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3 市町村長は、その行った又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長等は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

- 4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第二節 特定子ども・子育て支援施設等

（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

（特定子ども・子育て支援提供者の責務）

第五十八条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定子ども・子育て支援施設等の基準）

第五十八条の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（指定都市等所在認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。）、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二 幼稚園 設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三 特別支援学校 設置基準（特別支援学校に係るものに限る。）

四 第七条第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五 第七条第十項第五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

六 第七条第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の厚生労働省令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。）

七 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

八 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

（変更の届出）

第五十八条の五 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（確認の辞退）

第五十八条の六 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を辞退することができる。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をするときは、同項に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定子ども・子育て支援を受けていた者であって、確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当

該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

- 2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。
(報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に係る者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七条第十項各号（第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

- 2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。）を除く。）が設置基準（幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。

- 3 市町村長（指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- 4 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 5 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 6 市町村長（指定都市等所在届出保育施設（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等（国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

一 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

二 第七条第十項第四号に掲げる施設（指定都市等所在届出保育施設を除く。） 当該施設に係る児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出

三 第七条第十項第五号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定

イ 認定こども園（指定都市等所在認定こども園を除く。） 当該施設に係る認定こども園法第十七条第一項の認可又は認定子ども園法第三条第一項若しくは第三項の認定

ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

- 四 第七条第十項第六号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。） 当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出

- 五 第七条第十項第七号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。） 当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定による届出

(確認の取消し等)

第五十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に違反したと認められるとき。
 - 二 特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第七条第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
 - 三 特定子ども・子育て支援提供者（第七条第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
 - 四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
 - 五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十一第一項の確認を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

（公示）

第五十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

- 一 第三十条の十一第一項の確認をしたとき。
- 二 第五十八条の六第一項の規定による第三十条の十一第一項の確認の辞退があったとき。
- 三 前条第一項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（都道府県知事に対する協力要請）

第五十八条の十二 市町村長は、第三十条の十一第一項及び第五十八条の八から第五十八条の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設

等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。) 以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業
- イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文具具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの
- ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

- 第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。
- 2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

- 第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八十八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七

条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 費用等

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用
- 三 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用
- 四 国、都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。)又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。)に係る施設等利用費の支給に要する費用
- 五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用
- 六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第六十六条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

(国の支弁)

第六十六条の二 国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

(拠出金の施設型給付費等支給費用への充当)

第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額(以下「施設型給付費等負担対象額」という。)であつて、満三歳未満保育認定子ども(第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。)に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額(次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。)を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

2 全国的な事業主の団体は、前項の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(都道府県の負担等)

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額の四分の一を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(市町村に対する交付金の交付等)

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合

算した額を交付する。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。
- 3 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（同項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
 - 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
 - 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
 - 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
- 2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の額)

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

- 2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）、同条第三項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の四・五以内において、政令で定める。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(拠出金の徴収方法)

第七十一条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

- 2 前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。
- 3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。
- 5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。
- 6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。
- 7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。
- 8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。
- 9 政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

- 10 第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第七章 子ども・子育て会議等

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
 - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第八章 雑則

(時効)

第七十八条 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

- 2 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
- 3 拠出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第七十九条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(審査請求)

第八十条 第七十一条第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

第八十一条 削除

(実施規定)

第八十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

第九章 罰則

第八十三条 第十五条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第三十八条第一項、第五十条第一項若しくは第五十八条の八第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第八十六条 第十五条第二項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定 公布の日

二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日（検討等）

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めると

きは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

(子どものための現金給付に関する経過措置)

第五条 第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」及び同法附則第二条第一項の給付」とする。

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十三条の三第二項の規定は適用しない。

3 第一項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6 第四項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

7 第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

8 第四項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定教育・保育施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)、幼稚園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六条の規定による改正前の児童福祉法(次条及び附則第十条第一項において「旧児童福祉法」という。)第三十九条第一項に規定する保育所(施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)については、施行日に、第二十七条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(特定地域型保育事業者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十九条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第九条 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第九条の規定による私立幼稚園(国(国立大学法人法第二

条第一項に規定する国立大学法人を含む。)、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。)の経常的経費に充てるための国の補助金の総額(以下この項において「国の補助金の総額」という。)、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

□ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))を基準として市町村が定める額

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))

(2) 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特例保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))を基準として市町村が定める額

(2) 当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

2 内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

3 第一項の場合における第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあるのは、「同条第二号に掲げる費用(附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分を除く。)」とする。

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

(保育の需要の増大等への対応)

第十条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村(以下この条において「特定市町村」という。)は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの(以下この条に

において「保育緊急確保事業」という。)のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。

- 2 特定市町村以外の市町村(以下この条において「事業実施市町村」という。)は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(施行前の準備)

第十一条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令、同条第三項第一号の基準、第二十八条第一項第二号の内閣府令、同条第二項第二号及び第三号の基準、第二十九条第三項第一号の基準、第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十四条第三項の内閣府令で定める基準(特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。)、同項第二号の内閣府令(特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。)、第四十六条第三項の内閣府令で定める基準(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)、同項第二号の内閣府令(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)、第六十条第一項の基本指針並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十二条 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続、第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請(以下この条において「情報の提供等」という。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(保育充実事業)

第十四条 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村(以下この条において「特定市町村」という。)は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従って当該保育充実事業を行うことができる。

- 2 特定市町村以外の市町村(次項及び第四項において「事業実施市町村」という。)は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従って当該保育充実事業を行うことができる。
- 3 国は、保育充実事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育充実事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 4 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応ずるための特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県、当該特定市町村又は事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付)

第十五条 国は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号。次項及び附則第二十二条において「平成三十一年改正法」という。)の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用についての負担が増大すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税及び地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。)の増収見込額(次項において「地方消費税増収見込額」という。)が平成三十一年度において平成三十二年以降の各年度に比して過小であることに対処するため、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

- 2 子ども・子育て支援臨時交付金の総額は、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の状況並びに同年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額(次項及び附則第二十一条第二項において「子ども・子育て支援臨時交付金総額」という。)とする。
- 3 各都道府県又は各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、子ども・子育て支援臨時交付金総額を、総務省

令で定めるところにより、各都道府県又は各市町村に係る次に掲げる額の合算額により按あん分した額とする。

一 平成三十一年度における子ども・子育て支援給付に要する費用（教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。）のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用（施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。）のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

（子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等）

第十六条 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月中に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

（子ども・子育て支援臨時交付金の交付時期）

第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平成三十二年三月に交付する。

（子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務）

第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

（子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等）

第十九条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

（子ども・子育て支援臨時交付金の使途）

第二十条 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等）

第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」という。）第二十一条の規定にかかわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「交付税特別会計」という。）において行うものとする。

2 子ども・子育て支援臨時交付金総額は、特別会計法第六条の規定にかかわらず、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 特別会計法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は平成三十一年度における交付税特別会計の歳入とし、子ども・子育て支援臨時交付金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。

（基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第三十三号に掲げる経費のうち、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に要する費用については、同法第十一条の二の規定にかかわらず、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（事務の区分）

第二十四条 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（総務省令への委任）

第二十五条 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第百条の四第一項、第百条の十第一項第二十九号、第百三十九条及び第百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三

第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第百四十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条第一項及び第百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年十一月二六日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三十一日法律第二二号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
(政令への委任)
- 4 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定(売春防止法第三十五条第四項を削る改正規定を除く。)及び第六条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第九条の規定、附則第十八条中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六条第二項の改正規定及び附則第二十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成二十八年十月一日

附 則 (平成二八年十一月二四日法律第八四号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年十二月二六日法律第一一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条、第七条(農業災害補償法第百四十三条の二第一項にただし書を加える改正規定に限る。)及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定 公布の日
(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日
(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年三月三十一日法律第一二号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六六号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の改正規定に限る。）、第四条（第四号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 略

四 第二条、第三条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第四条（子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。）及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日
(子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の子ども・子育て支援法（以下この条において「旧支援法」という。）第三十一条第三項（旧支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条において「新支援法」という。）第三十一条第三項（新支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定によりされた届出とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和元年五月一七日法律第七号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、この法律による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）第三十条の五の規定による同条第一項の認定の手續、新法第五十八条の二の規定による新法第三十条の十一第一項の確認の手續その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（特定子ども・子育て支援施設等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存する新法第七条第十項第二号に規定する幼稚園又は同項第三号に規定する特別支援学校については、施行日に、新法第三十条の十一第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該幼稚園又は特別支援学校の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置）

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたもの並びに新法第七条第十項第四号八の政令で定める施設を除く。）を同号に掲げる施設とみなして、新法（第五十八条の四第一項（第四号に係る部分に限る。）、第五十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五十八条の十第一項（第三号に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該市町村の条例で定めるところにより、前項の規定により新法第七条第十項第四号に掲げる施設とみなされる施設に係る新法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給について、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。この場合において、当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定める基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3 前項の市町村の条例が定められた場合における第一項の規定の適用については、同項中「新法（第五十八条の四第一項（第四号に係る部分に限る。）、第五十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）及び」とあるのは、「新法（ ）とする。この場合において、新法第五十八条の四第一項第四号中「同号の内閣府令」とあり、及び新法第五十八条の九第一項第一号中「第七条第十項各号（第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令」とあるのは、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）附則第四条第二項の市町村の条例」とする。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十八条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

区の木



ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区の花



アジサイ
ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹 1.5～2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる

区のマーク



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定されました。
旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区
の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 31230-4811

港区子ども・子育て支援事業計画

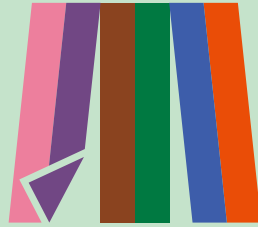
令和2年（2020年）3月発行

発行 港区
編集 子ども家庭支援部子ども家庭課
東京都港区芝公園1丁目5番25号
TEL 03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

MINATO CITY



港区子ども・子育て支援事業計画

港区

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号TEL 03-3578-2111(代表)

<http://www.city.minato.tokyo.jp>